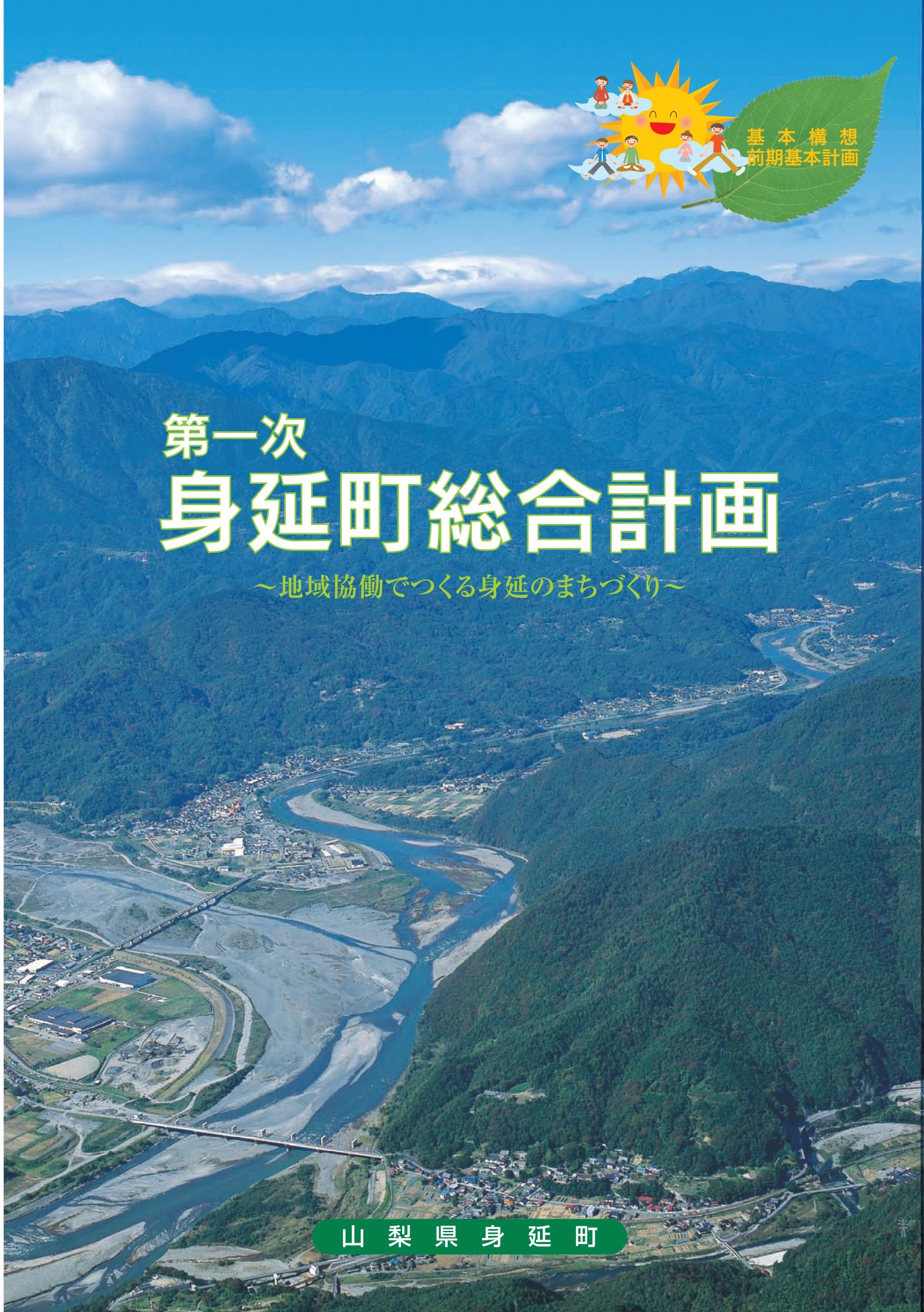




第一次 身延町総合計画

～地域協働でつくる身延のまちづくり～



山梨県身延町

ごあいさつ

平成 16 年 9 月 13 日に新生「身延町」が誕生いたしました。

合併後のこれまでのまちづくりにおいては、合併時に策定した新町建設計画に基づき、「やすらぎと 活力ある ひらかれたまち」を将来像に据え、町民の皆様方のご理解とご協力を頂くなかで、行政サービスの維持・向上に向け全力を注いでまいりました。

今回お示しする第一次身延町総合計画は、その作成の過程で多くの町民の皆様のご意見やお考え等をお伺いしながら、これまでの新町建設計画の基本方向や計画内容を十分に尊重しつつ、更に具体性や実効性などについて検討を加え、まちづくりを推進するための総合的な指針として、改めて策定いたしました。

そして、その将来像を町民憲章の理念を踏まえながら新町建設計画と同様に「やすらぎと 活力ある ひらかれたまち」としました。

少子高齢化や過疎化、財政状況など、厳しい現実はありますが、中部横断自動車道の早期完成や合併による地域資源の充実など、地域づくりに向けての好材料も多く挙げられます。

新生身延町の第一次の総合計画にあたる本計画の策定を契機として、「やすらぎと 活力ある ひらかれたまち」身延町のまちづくりに向け、新たな気持ちで邁進する決意でございます。

町民の皆様と行政が力を合わせて進める新たなまちづくりに向けて、皆様のご理解とご協力を、心よりお願い申し上げ、第一次身延町総合計画策定にあたってのご挨拶とさせて頂きます。

身延町長 依田光弥



■■ 町長あいさつ

■■ 第1部 序 ~身延のまちづくりを考える

第1章 総合計画の趣旨

1. 策定のねらい	001
2. 構成と期間	003

第2章 身延町のまちづくり課題

1. 取り巻く社会の動向	004
2. 地域概況	008
3. 町民の意向	015
4. まちづくりの主要課題	020

■■ 第2部 基本構想 ~身延のまちづくり目標を定める

第1章 まちづくり将来像

1. 目指す将来像	024
2. 将来人口	026
3. 土地利用と機能整備の方向	028

第2章 まちづくり戦略プロジェクト

1. 戦略プロジェクトの意義	033
2. みのぶ元気・仕事おこし	034

第3章 まちづくりの分野施策の方針

分野別施策の体系	039
1. 暮らしの環境を改善する（生活・健康・福祉）	041
2. うるおいの環境を保全する（環境保全）	041
3. 発展の活力をつくり出す（基盤・産業）	042
4. 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）	043
5. 協働のまちづくりを進める（交流・協働・行財政）	044
基本構想の体系図	045

第3部 前期基本計画 ~身延のまちづくり施策を定める



第1章 暮らしの環境を改善する (生活・健康・福祉)

第1節 福祉のある暮らし

1. 地域福祉の強化	047
2. 高齢者福祉の充実	050
3. 子育て支援	053
4. 障害者自立への支援	055

第2節 快適な暮らし

1. 住宅・宅地の整備	057
2. 水道施設の整備	059
3. 下水道施設の整備	061

第3節 安心な暮らし

1. 防災対策の強化	063
2. 保健・医療の充実	065
3. 消防・救急の充実	069
4. 交通安全対策の充実	071
5. 防犯対策の充実	073

第2章 うるおいの環境を保全する (環境保全)

第1節 みどりの継承

1. 自然・みどりの保全	075
2. 自然との共生	077

第2節 環境の保全

1. ごみ処理・リサイクル	079
2. 環境衛生・美化活動	082

第3節 美しい景観と憩いの環境

1. 景観の形成	084
2. 公園・憩いの空間整備	086

第3章 発展の活力をつくり出す (基盤・産業)

第1節 基盤の強化

1. 土地利用と開発	088
2. 交通網の整備	091
3. 集落の整備	096
4. 地域情報化の推進	098

第2節 産業の振興

1. 農林業の振興	101
2. 商業の振興	106
3. 工業の振興	108
4. 地場産業の振興	110
5. 観光の振興	112

第3節 産業間連携と就労環境

1. 新たな事業おこし	116
2. 就労環境の充実	118

第4章 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）

第1節 まちづくりを支える人づくり

1. 生涯学習の充実	120
2. スポーツの振興	123

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実	125
2. 青少年の育成	128

第3節 地域文化をはぐくむ

1. 文化活動の展開	130
2. 歴史と文化遺産の継承	132

第5章 協働のまちづくりを進める（交流・協働・行財政）

第1節 多様な交流の力をいかす

1. 町内外の交流の展開	134
2. 国際交流の展開	137
3. 定住・新定住の促進	139

第2節 住民が主体となる

1. コミュニティ活動の展開	141
2. 男女共同参画	143
3. 住民と行政との情報交流	145
4. 地域協働のまちづくり	147

第3節 行財政改革を進める

1. 行政運営の効率化	150
2. 財政運営の健全化	152
3. 広域連携の推進	154

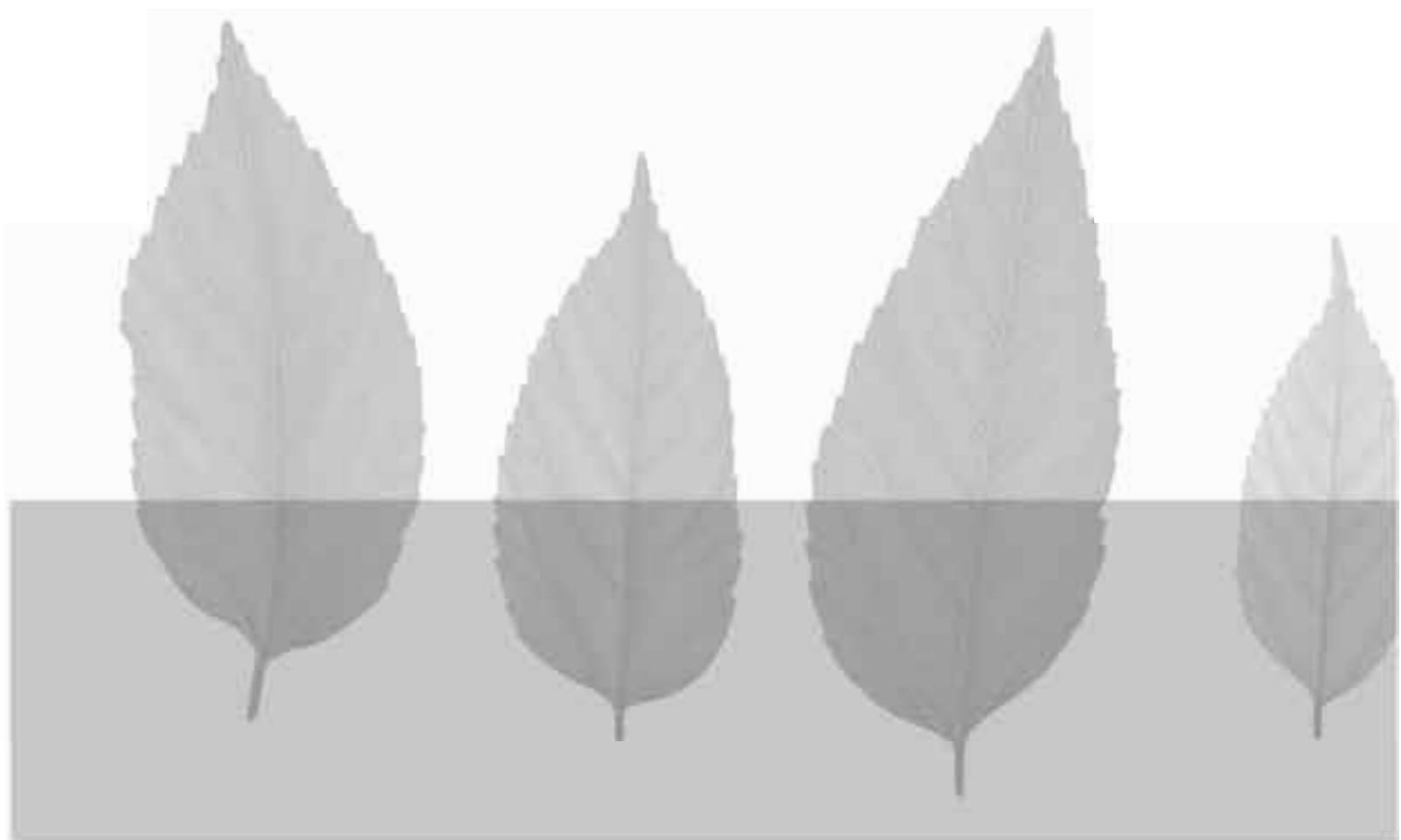
III 資料編	157
---------	-----

注)「基本構想」で設定したまちづくり戦略プロジェクトに特に関連する施策は、計画文書の【施策】において、施策末尾に（★）を付けて表しています。



第1部 序

～身延のまちづくりを考える



第1部 序 ~身延のまちづくりを考える

第1章 総合計画の趣旨

1. 策定のねらい

本計画は、地方自治法に定められた身延町の合併後第一次にあたる総合計画であり、合併後の身延町の現状と課題を改めて見直し、取り巻く環境変化に対応するまちづくりの在り方、今後10年における身延町の目標と活性化の仕組みや過程を表す総合計画です。

平成16年9月13日、旧下部町・旧中富町・旧身延町が合併し、新たに身延町が誕生しました。新たな身延町では、合併において旧3町の合併協議会の協議と合意のもとに策定された「新町建設計画」(平成16年3月)をこれまでのまちづくり指針にしています。本計画は、「新町建設計画」の基本方向や計画内容を十分に尊重しつつ、具体性や実効性などについて検討を加え、まちづくりを推進するための総合的な指針として策定するものです。

本計画では特に、合併後の様々な新たな課題や住民ニーズへの対応を強化とともに、広範となった町域が保有する資源を地域の連携でいかし、町域の均衡ある発展と一体感を醸成していくことを重視します。また、自治体を取り巻く厳しい財政状況の中で、着実な行政運営を推進するとともに、個性的で元気なまちにするため、多様な主体の参画により公共的サービスを提供していく「新しい公共空間の形成」を重点とする自治体経営を基本にします。そのため、「行財政改革」(行政内部の変革)を重視した計画とするとともに、住民と行政が連携し、分担してまちづくりを進めていく「地域協働」と「住民自治」(住民と行政の関係の変革)の在り方を示す計画とします。

(1) 総合計画の・性格

- ①身延町のまちづくり、地域運営の最上位に位置する計画となるものです。
- ②身延町が目指す目標とまちづくり推進及び行政運営の指針を示します。
- ③住民や企業等民間における、まちづくり活動への主体的な参画のための方向性を示すなど、行政とともに進めるまちづくりの指針となるものです。
- ④国・県等に対しては、本町に関連する計画や事業を実施するにあたって、身延町のまちづくり指針として示すとともに、本計画の実現に向けての協力を要請するものです。

(2) 総合計画と新町建設計画

- ①総合計画は、地方自治法第2条第4項で「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされています。一般には基本構想とこれに基づく基本計画・実施計画で構成する総合計画を意味しています。
- ②新町建設計画は、市町村の合併に関する法律（合併特例法）に基づき、旧町が合併するための判断材料となったものであり、また、合併に伴う財政支援措置を有効に活用するための計画であり、県知事との協議を経て法定の合併協議会において策定されたものです。
- ③合併後の市町村は、建設計画を尊重して基本構想（総合計画）策定に着手することとされています。

(3) 「新しい公共空間の形成」と「地域協働」・「住民自治」

- ①「新しい公共空間の形成」とは、公共的サービスは行政が担うべきものという従来の考え方から、地域において担い手となりうる多様な主体（住民、コミュニティ組織、各種団体、NPO*）、企業等）の参画を得て、行政と協働して公共的サービスを提供していく仕組みに変革していくことです。
- ②「協働」は、「同じ目的のために、協力して働くこと」であり、「地域協働」とは、「住民があ互いに、そして住民と行政が、それぞれが持つ特性をいかしながら、補完しあい、協力して、地域課題の解決にあたること」です。
- ③また、地域協働を進めるためには「住民自治」の強化が不可欠となります。地方自治の二つの柱である「団体自治（町行政）」と「住民自治（町民）」の在り方を再考しなければなりません。
- ④「住民自治」とは、「地域・コミュニティの事柄・問題は、まず、地域の人々がみんなで考え、責任を持って決定し、解決を主導していくこと」であり、住民が町長や町議会議員を選挙し、施策の決定と実施をゆだねる間接的行政参加に加えて、住民が直接自分たちの力をもつといかし、行政と協働していく新しい仕組みが必要です。
- ⑤このような協働の意義を地域みんなで共有することから「協働のまちづくり」は始まります。「地域協働」には、住民と行政の協働、住民があ互いの理解のもとに支え合い、協力しあう住民相互の協働という二つの場面があります。
- ⑥この「地域協働」を進めることによって、「団体自治」と「住民自治」がバランスのよい両輪となり、まちづくりを進める地域の力は高まります。

*） NPO: Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の頭文字をとったもので、通常、民間非営利組織と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、通常は収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用についていきます。1995年に起きた阪神大震災で、NPOの活動が社会の注目を集め、それをきっかけとし、1998年12月1日に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。

2. 構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画（前期・後期）」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

身延町を取り巻く環境変化、町の特性と課題を踏まえ、目指すべき目標を定め、まちづくりの方向を示します。また、将来像の実現に向けて先導的に取り組むべき施策群を戦略プロジェクトとして明示します。

平成19年度（2007年）を初年度とし、平成28年度（2016年）を目標年度とする10箇年計画とします。

(2) 基本計画

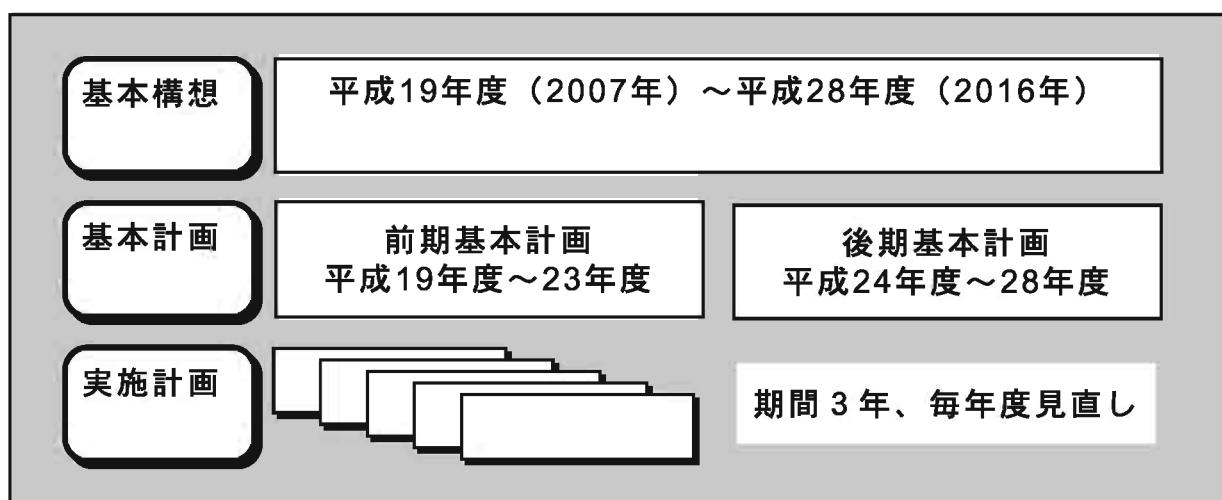
基本構想で定めた目標とまちづくりの方向を踏まえて、その実現に必要な施策を体系的に定めます。行政が主体となって進めるべきもの、支援するもののほか、住民の活動や民間活力で進めるべきものへの期待や働きかけ、国・県等への要望事項なども加えた内容とします。

基本計画は、平成19年度（2007年）から平成23年度（2011年）の5箇年を前期基本計画とし、平成24年度（2012年）から平成28年度（2016年）の5箇年については、前期計画の進捗状況や施策・事業の評価、成果等を踏まえ、後期基本計画として改めて策定します。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策の具体化を図るため、施策の優先度や実効性に基づき、実施時期、具体的な事業内容、事業量などを計画化する事業計画であり、財源内訳を明らかにし、毎年度の予算編成の指針とします。

実施計画は、計画・事業実施・評価・改善の循環を基本にして、財政計画や行政評価システムの運用と密接に連動させます。計画期間は、3箇年とし、各年度の財政状況、事業の進捗状況や実施成果に対応して、年度ごとに弾力的な見直しと調整を加えていくローリング方式により進行管理を行います。



第2章 身延町のまちづくり課題

1. 取り巻く社会の動向

(1) 人口減少・少子高齢化

①人口減少社会

我が国の総人口は、平成18年にピークに達した後、継続的な減少に転じることが予測されており、人口の持続的な増加が終わり、人口減少過程に入ろうとしています。人口減少は、経済や社会に様々な深刻な影響をもたらすものと懸念されています。

②少子高齢化

我が国では、世界の先進国の中でも類をみない速度で、高齢化が進行しています。平成17年国勢調査（総務省速報値）では、高齢化率が21.0%となり、超高齢社会^{*)}に移行しています。

また、未婚化・晩婚化傾向が進むなか、全国的に急速な少子化が進行しています。国における平成17年度の合計特殊出生率^{*)}は、1.25人となり、過去最低を更新しました。この数値は、先進国の中でも最も低い水準であり、我が国の少子化の進行が極めて深刻な状況となっていることを示しています。

(2) グローバル経済の中での地域産業

①経済のグローバル化

世界における経済的な結びつきが強まるなか、我が国の産業構造も、国際化の影響を受け、大きく再編していくことが求められています。特に、製造業においては、海外生産拠点へのシフトによる国内産業の空洞化が進んでおり、従来の企業誘致中心の産業振興は難しい状況にあります。

②地域間競争の激化

地域自らの創意工夫を發揮したまちづくりが全国各地で進むことにより、地域産業においても地域間競争の激化が予想されています。地域経済においては、工場等の誘致や公共事業依存からの脱皮が課題となります。特に、地域が保有する技術や資源を効果的にいかし、産業間を結び付け、新たな情報と技術を加えて、地域の創意で付加価値を生み出していく内発型の産業づくりがより重要になってきます。

*）超高齢社会：国連の報告書等で使用されていることから一般的になつた用語で、高齢化社会=高齢化率7%～14%、高齢社会=同14%～21%、超高齢社会=同21%～とされています。なお、日本は昭和45年に高齢化社会に、平成14年の時点で高齢社会に至っています。

*）合計特殊出生率：期間合計特殊出生率のこと、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値に相当します。

(3) 環境に配慮した生活

①環境意識の高揚

世界の人口増加は、オゾン層の破壊や温暖化の進行など、地球の環境に大きな影響を及ぼし、人類の生存に関わる地球環境問題はより深刻化しています。そのため、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量の削減目標と森林などによる吸収量の算入を定めた国際的な取り決めである京都議定書に基づいた取り組み^{*)}が進められています。

こうした中で地球規模の環境保全に対する人々の意識は高まり、身近な環境問題に取り組む活動が活発化してきています。

②環境保全

大量消費・大量廃棄の生活の現状を見直し、環境負荷（環境に及ぼす悪影響）の低減への様々な取り決めや規制対策が本格化し、持続可能な循環型社会づくりが進められています。省エネ対策、ごみの減量化・リサイクルの強化など廃棄物処理をはじめ、製造者や住民一人ひとりの日常的な環境保全への取り組みがより重要となっています。

また、太陽光や風力などの自然エネルギー、廃熱利用や廃棄物利用など資源を有効活用するローカルエネルギーの利用促進への取り組みも更に進むことが予想されます。

(4) 本格的なICT^{*)}社会

①情報技術の進展

デジタル技術や光ファイバーなど情報通信技術の進歩と基盤整備の推進により、高速で大容量の情報通信が本格化し、情報を多様な形態で、いつでも・どこでも・何でも・だれでも利用できる社会が実現します。

②情報管理と活用

情報通信技術の急速な普及に伴い、インターネットを利用した様々なサービスが提供されることによって、生活が便利になる一方で、情報への不正アクセスなどによるハイテク犯罪の脅威・個人情報の流出・プライバシーの侵害などの危険性が急速に増加しています。また、情報へのアクセスに関する能力の違いなどに起因する個人や地域間の情報格差の拡大などが懸念されており、情報活用能力の向上が求められています。

*) 京都議定書に基づいた取り組み：京都議定書は、気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都市で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書です。本町においても「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、京都議定書で定めた二酸化炭素等排出量の大幅な削減目標（1990年比マイナス6%）の達成に向けた取り組みを行っています。

*) ICT：IT（情報技術）にCommunication（コミュニケーション）を加えた表現です。ITインフラの整備から情報を「いつでも、どこでも、何でも、だれでも利用できる社会」に移行する中で、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられています。

(5) ライフスタイル・価値観の多様化

① ライフスタイルの多様化

ICT社会の進展、経済・文化のグローバル化、女性の社会参加の進展などを背景に、人々のライフスタイルは多様化しています。このような中で、だれもが豊かさを実感できるようにするために、社会を構成するあらゆる人々にとって暮らしがしやすい、ユニバーサル・デザイン^{*)}の考え方方に立った社会づくりを進めていかなくてはなりません。また、生涯学習活動、ボランティア活動など、だれもが自己実現できる機会の充実は、住民主体のまちづくりに欠かせない要素になります。

② 質的な豊かさ志向

物よりも、精神的な心の豊かさ、そして質的な向上を求める欲求がますます高まり、健康、安全、ゆとり、自然、文化、余暇などへの志向が今後も更に強まることが予想されます。また、個性化を求める志向がより拡大し、田舎暮らしを求めるニーズなど多様な価値観に対応できる地域環境、特にそれぞれの地域で暮らす魅力を住民が実感できる環境整備が求められます。

(6) 生活の安全の確保

① 防災・防犯のまちづくり

近年、世界的な規模で地震などの自然災害、テロなど的人為的災害が発生しており、我が国においても東海地震^{*)}等のプレート型地震が発生する可能性が高く、大きな被害の発生が懸念されています。また、全国的に犯罪が多発、多様化しており、生活の安全の確保は全国的な課題となっています。

このような中で、災害に備えた危機管理体制の充実強化と危機管理意識の浸透を図っていくとともに、自主防災対策の強化をはじめ、犯罪防止への意識を高めて地域ぐるみの防犯活動に努め、安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要になっています。

(7) 地域間交流と連携

① パートナーシップ

地域活性化に向けて、異なる地域相互が交流・連携し、協力していくパートナーシップの地域づくりが求められています。行政枠を越えた地域間交流、連携事業の推進、また、国際化対応の地域づくりが必要です。

② 交流の力

*）ユニバーサル・デザイン：文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることが基本コンセプトです。

*）東海地震：静岡県西部・駿河湾一帯を震源とするプレート型地震で、マグニチュード8クラスの強い揺れが起り、大きな被害が起きると想定されています。本町は震源とされる駿河湾に地理的に近く、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されています。

地域の人材や資源のみならず、地域外の力を有効に活用する交流ネットワークを形成し、交流人口を地域振興にいかすことが重要であり、基盤となる交通や情報網の整備、交流企画の推進、多様なパートナーフィーリングが求められています。

(8) 地方分権における主体的なまちづくり

① 地方分権

国と地方の関係を見直すことを目的とした地方分権一括法が施行され、福祉・文化・教育・産業・生活環境など様々な分野における行財政の権限や責任を、国から地方公共団体に委譲していく地方分権とともに、三位一体改革^{*)}などが進みつつあります。

しかしながら、権限委譲に見合う財源配分は不十分で、自主財源の確保も困難になり、自治体の財政運営は極めて厳しい状況が続くことが予想されています。また、様々な分野における地域課題が顕在化し、行政への期待もますます高まると考えられます。

② 自治体経営と住民自治

地方分権の進展に対応しうる地域づくりの仕組みが求められています。地方自治体は、これまで以上に自立性を高め、限られた財源と人材を有効に活用する行財政改革を一層推進するとともに、地域住民・コミュニティ組織・各種団体・NPO・企業など、多様な主体が参画し、連携と分担で公的サービス分野を担っていく地域協働型の自治体経営に変革していく必要があります。

また、地域住民自らが、創意工夫をもって地域課題の解消に主体的に取り組んでいく住民自治の強化が重要となってきています。地域に密接なコミュニティ活動の充実を図るとともに、住民自治組織としての機能が発揮される仕組みが必要です。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

^{*)} 三位一体改革：国庫補助負担金の改革、財源移譲を含む財源配分の見直し、地方交付税の見直しの三つを内容として、国が進める財政改革のことです。

2. 地域概況

(1) 位置と地勢

山梨県南部に位置する身延町は、 304.83km^2 の面積を有し、森林が約8割を占めています。町の中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、その支流である早川、常葉川など多くの中小河川が流れ込んでいます。

富士川をはさんで東西に急峻な山地が連なり、平坦地は、富士川沿いとその支流の中・下流域に広がり、比較的まとまった集落や農地を形成しています。山間部の中小河川沿いには、中小集落が散在し、周辺に農地がひらかれています。

(2) 自然

本町には、日本列島の成立にかかわるフォッサマグナ（中央地溝帯）の西端をなす糸魚川静岡構造線が位置しており、数多くの貴重で多様な地形・地質、さらに多様な動植物相を有しています。また、本栖湖をはじめとする富士山の眺望地、山々と渓谷が織りなす四季の美しい景観を誇っています。

本町では、このような価値の高い自然資源をいかすため、エコツーリズム^{*)}への関心の高まりなどを背景にしたフィールドミュージアム^{*)}づくりを目指しており、新たな観光志向や滞在型観光の受け皿として、さらには地域住民がインストラクターやガイドとして参画する地域の魅力づくりとして期待されています。

また、本町を含めた富士山周辺自治体と山梨県、静岡県が中心となり、富士山世界遺産登録に向けた活動を進めています。

(3) 歴史

町域に人々が居住し始めたのは縄文時代と考えられ、町内にその遺跡が発見されています。身延山は、1274年に波木井郷の領主、波木井氏の招きにより日蓮聖人が庵を結んだことに始まり、日蓮宗総本山として年間120万人を超える参拝客が訪れています。

戦国時代のこの辺りは、富士川流域の河内地域として、武田氏の親族、穴山氏が支配する地域となり、下部温泉は武田信玄公の隠し湯とされていました。

それ以前の身延山開山の頃の下部温泉は「下部の湯治場」として諸国に知られており、現在は国民保養温泉地に指定され、身延山とともに観光拠点となっています。また、穴山氏の大工番匠の保護統制政策により、職業集団である下山大工が育成され、明治時代まで下山大工の伝統が継承されました。

湯之奥の中山金山は、日本における初源的山金山の形態を示し、鉱山技術史の視点からも重要な位置付けにあり、「甲斐金山遺跡」として、国の史跡指定を受けています。

^{*) エコツーリズム}：特有の自然や生活文化についての知識を得て、体験や学習等をする旅です。実地での体験や学習を通じて、自然や文化の保護の意識、資源の持続と保全への責任をはぐくむことが特色です。

^{*) フィールドミュージアム}：地域の個性ある資源・施設を体験や学習の場としてネットワークし、地域全体を屋根のないミュージアム（博物館や美術館）として活用する考え方です。体験や学習の解説・案内者の提供が重要になります。

地場産業である西嶋和紙は、武田信玄公に手すき和紙を献上したことが始まりとされ、以来、画仙紙や書道紙として高い評価を得て伝統技術を守り続けています。

明治時代の本町の区域は、12村で構成しており、その後の昭和29年から31年には、旧下部町、旧中富町、旧身延町がそれぞれ誕生し、平成16年9月13日、新・身延町に至っています。

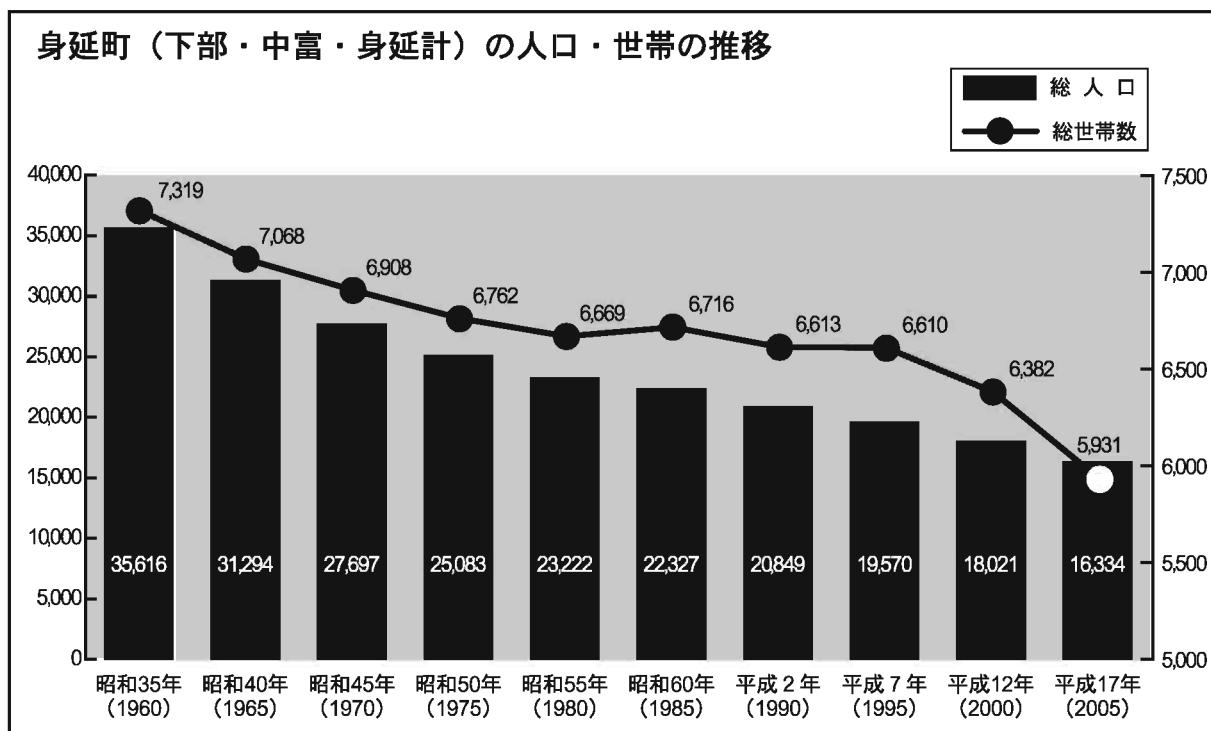
(4) 人口

昭和35年には旧3町合わせて35,616人（国勢調査）であった人口は、我が国の高度成長期に伴い都市部への流出が進み、昭和40年代にかけて大幅な減少が続きました。高齢化の進展も著しく、現在でもなお減少が続き、過疎の地域構造下にあります。

平成17年国勢調査では、16,334人（総世帯数5,931）となり、近年の5年間ごとの減少率をみると、人口減少幅が拡大傾向を示しており、さらに世帯数においても、減少幅が拡大するとともに、高齢者世帯が増加しています。

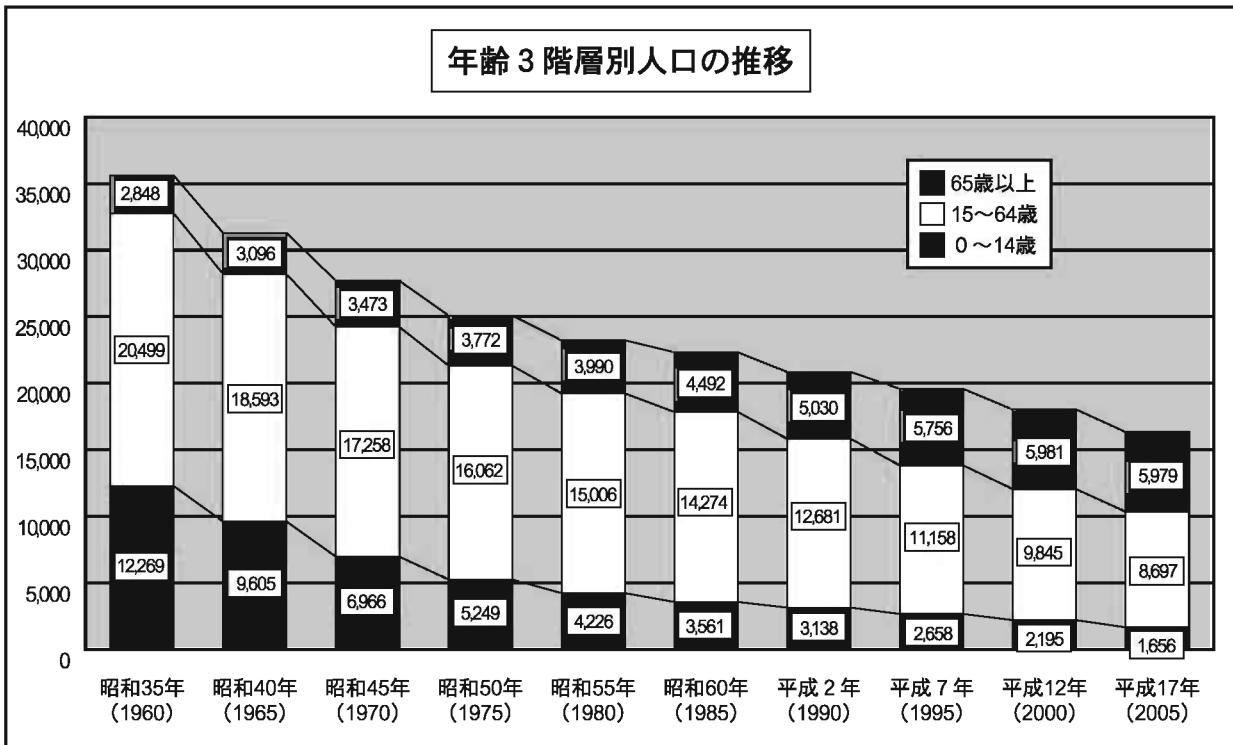
年齢階層別では、少子・高齢化を顕著に反映し、年少人口の減少、老人人口は拡大し、平成17年には高齢化率36.6%に達し、超高齢社会に至っています。このような状況の中で、定住の促進対策、特に子育て世代の定住をいかに図るか、また、高齢者世帯の比率が高い山間集落の暮らしの環境改善が大きな課題となっています。

人口・世帯の推移



資料：国勢調査

年齢3階層別人口の推移



資料：国勢調査

高齢者世帯の状況（平成12年）

	一般世帯	高齢者世帯		3世代世帯	その他世帯
		高齢夫婦世帯	高齢単身世帯		
身延町	6,352	982	888	1,135	3,347
構成比(%)	100.0	15.5	14.0	17.9	52.7
山梨県	307,916	26,510	19,056	43,651	218,699
構成比(%)	100.0	8.6	6.2	14.2	71.0

資料：国勢調査

(5) 交通

本町の広域的な交通幹線は、富士川沿いにJR身延線（町内8駅）、国道52号、富士五湖方面に延びる国道300号で構成されています。県道と町道は、これら広域幹線をつないでおり、また、支線として険しい地形を縫うように道路網を形成しています。

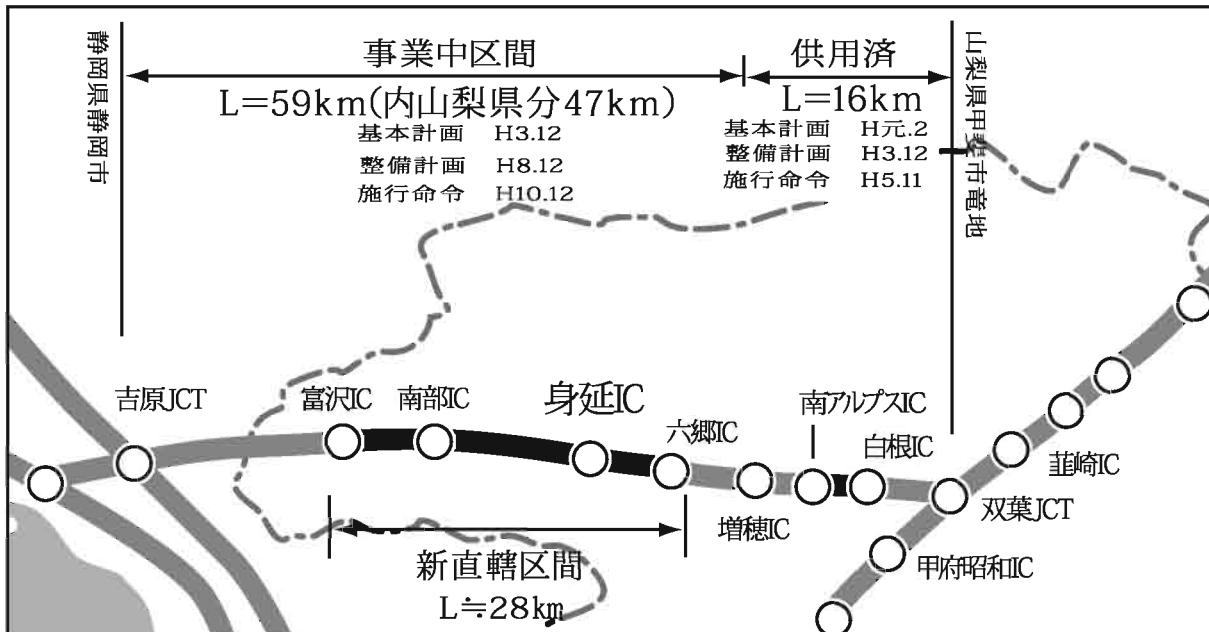
これらの交通網は、住民の日常生活や経済活動の生命線となっていますが、いずれも急峻な地形を切り開いていることから、雨量通行規制を受けやすく、特に国道の防災工事の促進や通行止めの際のバイパスとなる道路の整備などによる改善が継続的な課題となっています。また、本町は富士川により東西に二分されており、富士川に架かる6箇所の橋梁は交通の重要な基盤となっています。しかし、現在架け替えを実施している1橋を除いては老朽化が著しい状況にあり、耐震性も備えた橋梁への整備を進める必要があります。

中部横断自動車道の建設が概ね10年後の全線開通を目指して進められています。中部横断自動車道は、静岡県静岡市清水と長野県佐久市を結ぶ高速道路

(高速自動車国道)で、本町域のルートに当たる六郷～富沢間は、富士川左岸を通り、新直轄方式^{*)}で建設されることが決定され、町内へのインターチェンジの設置が予定されています。

中部横断自動車道の開通は、沿線各地を結ぶ走行時間の大幅な短縮、災害時等の輸送ルートの確保、広域観光の振興など大きな効果が期待されますが、既存国道等の通行車両の減少による地域経済へのマイナス面も懸念されています。中部横断自動車道の波及効果を地域活性化にいかしていく取り組みを着実に進めなければなりません。

中部横断自動車道



(6) 就業と産業

本町の就業構成は、農業を中心とした第一次産業の大幅な減少が続いており、町外への通勤による就労も含め第二次産業の比率が拡大から減少傾向に転じ、第三次産業の比率は拡大を続けています。なお、人口の減少に対応し就業者数は減少しており、また、人口の高齢化を背景に就業率（15歳以上人口に対する就業者の割合）は低下を続けています。

基幹的な産業であった農業においては、自給型兼業農家が主となり、従事者の高齢化、さらに鳥獣害の増加に伴って、遊休農地や荒廃農地が拡大しています。林業は、厳しい経営環境の中で林家数が減少し、保育管理の行き届かない森林が拡大し、防災面からも森林の荒廃が懸念されています。このように今後の農林業の在り方が大きな課題となっています。

工業においては、下山の身延工業団地や峠南地域中核工業団地への企業進出により、雇用の場の拡大、地域経済の一翼としての役割を担ってきましたが、より迅速な物流が求められる中で、交通条件の改善が課題となっています。西嶋の西

^{*)} 新直轄方式：道路公団の民営化後の新会社による整備の補完措置として、国が高速道路を整備するため導入された制度です。国が4分の3、地方（都道府県）が4分の1の割合で事業費を負担し整備するもので、通行料金は原則無料となります。

嶋和紙、久那土の印章業は、地場産業として伝統技術が継承されていますが、従業者の高齢化などにより、生産量が減少しており、厳しい経営環境にあります。

商業は、JR身延駅前、身延山門内、下部温泉、さらに国道52号沿いのなかとみ和紙の里周辺や飯富への新たな商業立地がみられ、商業集積地となっています。しかし、依然として甲府市周辺の大型店への購買力の流出が続いている。

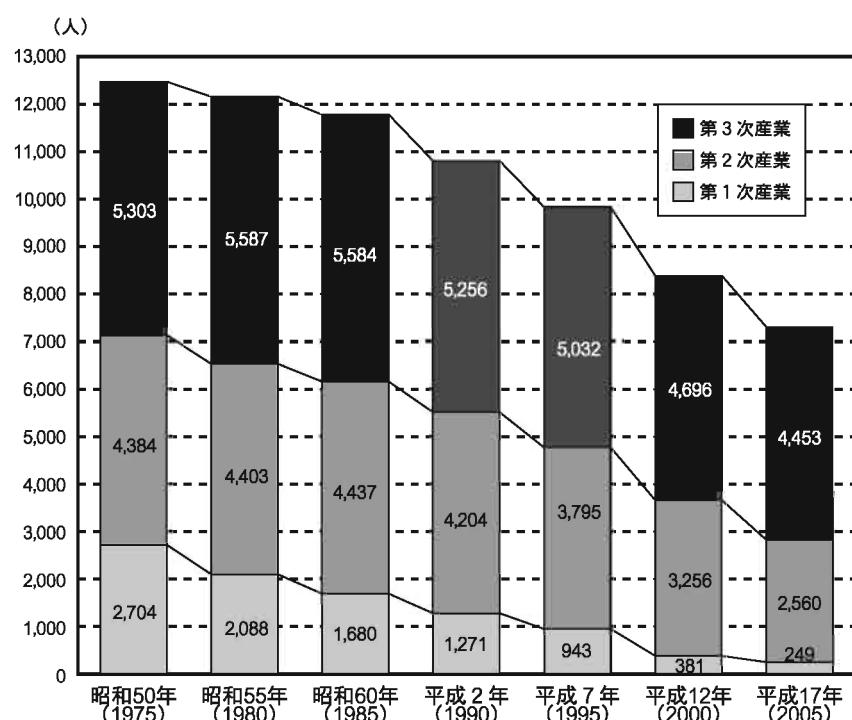
商業機能は、定住環境の充実において重要であり、また、観光振興面とも効果的な連携が必要とされています。商工会では、ポイントカード加盟組織の拡大など町外への購買力流出への対策を推進するとともに、観光と連携した特産品開発など、消費拡大に取り組んでいます。

観光は、本町を代表する身延山(年間約120万人の観光入込客)と下部温泉(年間約17万人の宿泊客)のほか、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、富士川クラフトパーク、なかとみ青少年自然の里、なかとみ和紙の里、本栖湖、富士川、富士山の眺望を誇る山岳トレッキングコース、道の駅しもべ、みのぶゆばの里、一色のホタルの里などが観光ポイントになっており、誘客イベントも数多く実施されています。

近年の体験志向の高まりを背景に、富士川クラフトパークやなかとみ青少年自然の里などでは各種体験メニューを提供しており、また、特産曙大豆の枝豆オーナー制度、ゆばづくり、味噌づくり体験、さらに都市部住民との交流を通じて、農地や農業体験の場の提供など、農業振興と連携する取り組みを進めています。

多様な資源を有する本町において、観光・交流客を拡大する可能性は高く、資源相互の連携による観光プログラムの開発など観光魅力を強化し、観光や交流に関連して経済効果を生む仕組みづくりなどが期待されています。

産業別就業人口の推移



資料：国勢調査、分類不能は含まない

就業人口の推移（人・%）

	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	昭和12年 (2000)	昭和17年 (2005)
就業者総数	12,408	12,079	11,711	10,742	9,770	8,338	7,275
対15歳以上就業率	62.6	63.6	62.4	60.7	57.8	52.7	49.6
第1次産業	2,704	2,088	1,680	1,271	943	381	249
構成比	21.8	17.3	14.3	11.8	9.7	4.6	3.4
第2次産業	4,384	4,403	4,437	4,204	3,795	3,256	2,560
構成比	35.3	36.5	37.9	39.1	38.8	39.1	35.2
第3次産業	5,320	5,588	5,594	5,267	5,032	4,701	4,466
構成比	42.9	46.3	47.8	49.0	51.5	56.4	61.4
(分類不能)	(17)	(1)	(10)	(11)	(0)	(5)	(13)

資料：国勢調査、第3次産業に分類不能を含む

（7）集落・自治活動

本町の行政区（概ね集落に相当）は153区、区のもとに648組が組織され、町からの諸連絡が行われるとともに、各種の自治活動組織の単位となっています。また、旧身延町や旧中富町では区長会が、旧下部町では行政連絡員会が組織され、町から区への情報提供や各種会議等が行われるとともに、各区の情報交換の場となっています。さらに各区からは町への各種要望事項等が提出されています。

なお、組や区などの自治組織の行政に対する役割、組織系統、組織の運営方法、組織の呼称等については、旧町それぞれに相違があり、平成18年度からは、「身延町区長及び組長設置等に関する規則」を施行して機能の明確化や組織系統の統一を進めています。

コミュニティ活動の基礎となっている公民館組織は、中央公民館（下部開発センター）を頂点として、旧町単位に3地区館が、地区館のもとには分館が、さらにその下には概ね行政区（集落）単位に集落館が配置され、公民館活動が行われています。区や組などの組織においては、これらを単位として、道路愛護や清掃活動などの自治活動や相互扶助活動が行われています。

しかし、山間地の集落では、過疎と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増え、集落機能の維持ができなくなりつつあるところもあり、集落及び自治活動組織の再編も検討していく必要があります。また、山間地の集落では、道路、衛生、救急医療、防災、鳥獣害など生活環境の改善に多くの課題を抱えています。

なお、町民と行政の情報共有の強化、旧3町の情報格差の是正を目指して「身延町情報化計画」を策定しましたが、合併前から町営で運営しているSCT（下部コミュニケーションテレビ）と民間のCATVとの調整などの課題が残されています。

行政区（集落）数、公民館組織の現状

	行政区（集落）	組数	地区館	分館	集落館
旧下部町	79	207	1	3	61
旧中富町	32	186	1	5	29
旧身延町	42	255	1	4	39
身延町計	153	648	3	12	129

(8) 防災・防犯

本町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、震源とされる駿河湾に地理的に近いため、大きな被害の発生が懸念されています。山梨県がまとめた東海地震による被害想定^{*)}では、本町が県内市町村で最も多い死者数が発生するおそれがあるとされ、町民の関心も非常に高まっています。過去における大地震発生のサイクル等を踏まえると、地震の発生が近づいていると考えられ、その備えが大変重要となっています。

特に、本町は急峻な地形、富士川沿いの中小河川、点在する集落など災害を受けやすい条件下にあり、加えて高齢化が著しく進んでいる集落状況などから、災害時にあける、住民の生命と財産の保護が重要な課題となっています。

さらに、本町は富士山麓の本栖湖西岸を町域としており、富士山火山災害への対応^{*)}の強化も求められています。

こうした状況下において、町では「身延町地域防災計画」を策定し、災害の被害を最小限にとどめるべく、予防対策、応急対策などを定めていますが、今後とも防災対策の推進はもとより、自主防災組織を中心に地域や各戸における災害への備えや個人の防災意識を高めることが一層重要となっています。

本町は合併に伴い、市川警察署（旧下部町）、鰍沢警察署（旧中富町）、南部警察署（旧身延町）及び富士吉田警察署（旧下部町の本栖湖地区）の4警察署の管轄下となりました。山梨県警察本部では、県内で大きく進んだ市町村合併を一つの契機にして、管轄区域の抜本的な見直しなどを盛り込んだ警察署の再編整備計画を策定し、平成19年4月から実施することとしています。

再編計画によると、本町は南部警察署が管轄する計画（本栖湖地区は富士吉田警察署）が示されていますが、防犯防災、緊急事態への速やかな対応、申請・許認可事務への利便性など、広い町域を有する地理的条件を勘案する中での再編整備が必要となっています。

*）東海地震による被害想定：平成17年5月に公表した山梨県独自の被害想定をまとめたもので、駿河湾一帯を震源域とするマグニチュード8の地震が発生したと仮定し、冬の朝5時、春秋の正午、冬の夕方6時の3ケースを設定して、人的被害、建物倒壊、火災などの被害を想定しています。

*）富士山火山災害への対応：富士山火山防災に関するガイドブックを作成しています。また、山梨・静岡17市町村でつくる環富士山火山防災連絡会に参画し、相互応援協定などにより非常時に備えています。

3. 町民の意向

平成 17 年 7 月に町民を対象に、9 月には高校生世代を対象にアンケート調査を実施し、まちづくりに対する意向を調査しました。

アンケート調査から町民の現状認識や今後への期待は、次のように集約されます。

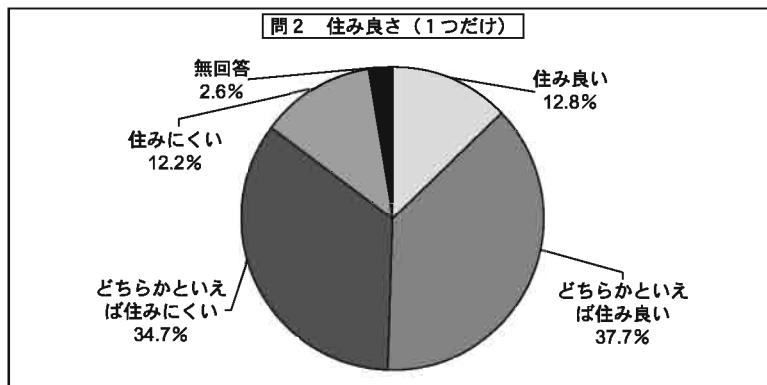
町民意向調査	回答状況（回答率）
町民アンケート調査	回答者数：1079名（35.97%）
高校生世代アンケート調査	回答者数：59名（34.70%）

(1) 現状の評価

①住み良さ感

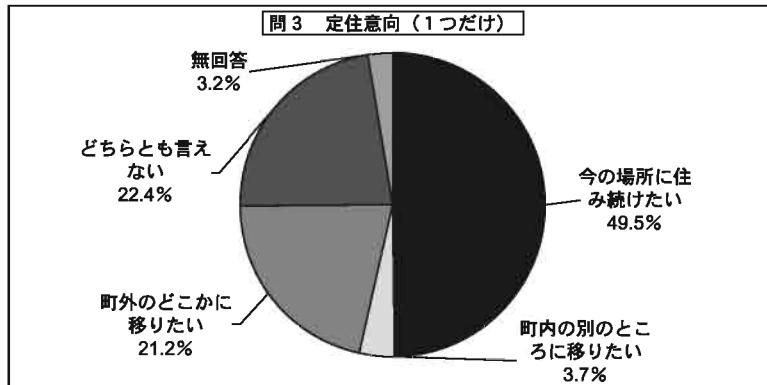
「住み良い」と「住みにくい」が同程度で二分されています。

「住みにくい」は、30 歳代以下で 6 割、年齢が高くなるにつれて「住み良い」割合が高まります。



②定住意向

「町内に住み続けたい」が 5 割、「町外に移りたい」2 割、「どちらとも言えない」2 割です。「町外に移りたい」は、20 歳代以下で 5 割、30 歳代で 4 割を示し、一方、年齢が高くなるにつれて定住意向は高まります。



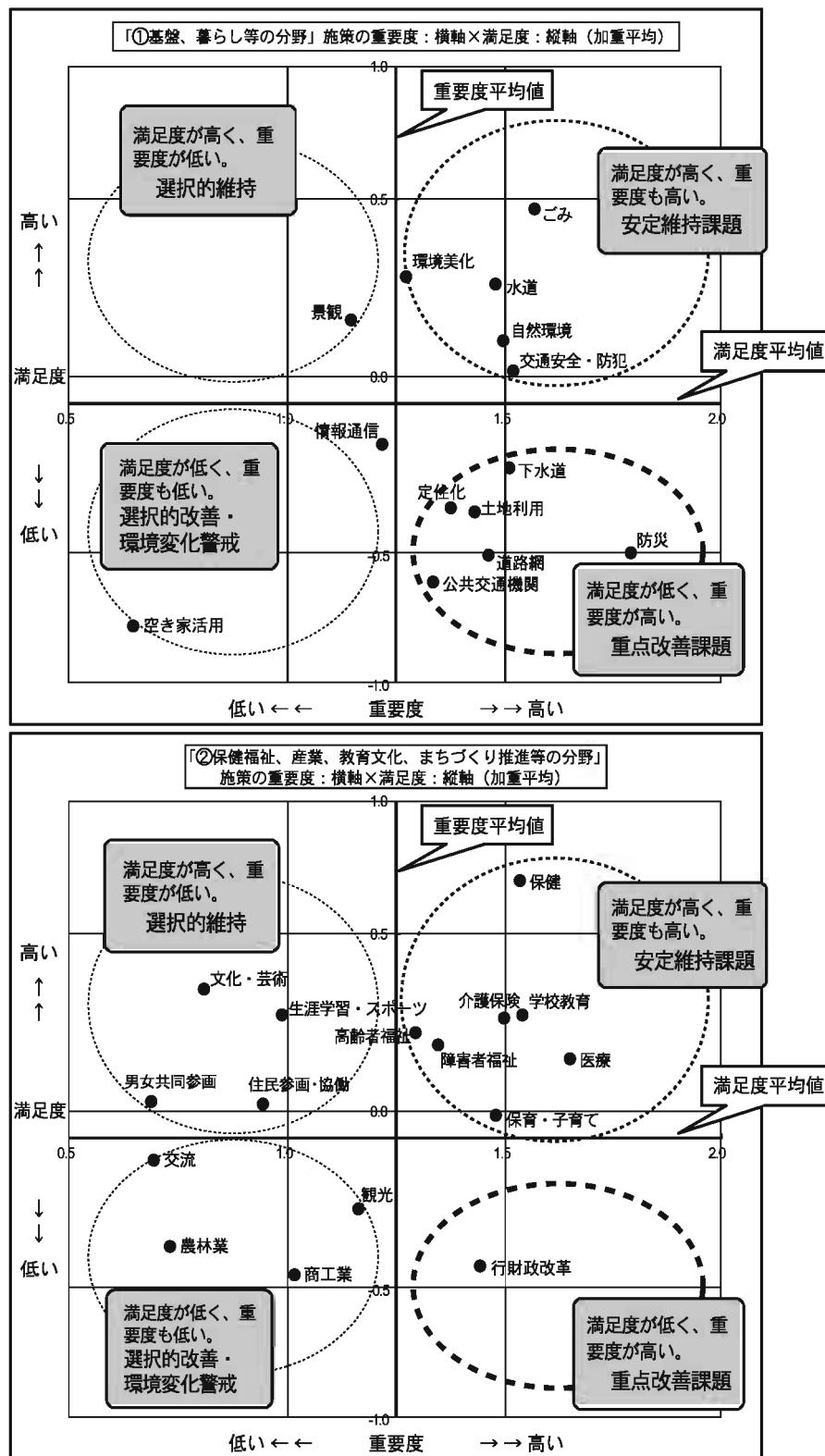
③町外へ移りたい理由

「交通が不便」（5 割）、「買い物が不便」（4 割）という理由が最も高く、次いで「人間関係や近所づきあいが大変」、「医療や福祉面の不安」、「余暇や娯楽の場、機会が少ない」が並列して上位にあげられています。

若い世代ほど「買い物」・「仕事」・「勤務地」、子育て世代では「子どもの教育環境」・「災害や交通事故」が高くなっています。また、50 歳～60 歳代では「人間関係や近所づきあいが大変」、高齢層では「老後の不安」が目立ちます。

④施策の満足度と重要度の評価

計30施策に対する満足度と重要度の評価では、「満足度が低く、重要度が高い」重点改善課題として「防災」、「下水道」、「土地利用の適正化・有効利用」、「定住化促進」、「道路網・道路環境」、「公共交通機関」そして「行財政改革」があげられています。防災をはじめとする定住促進に関連する生活基盤的な対策と行財政改革が特に期待されています。

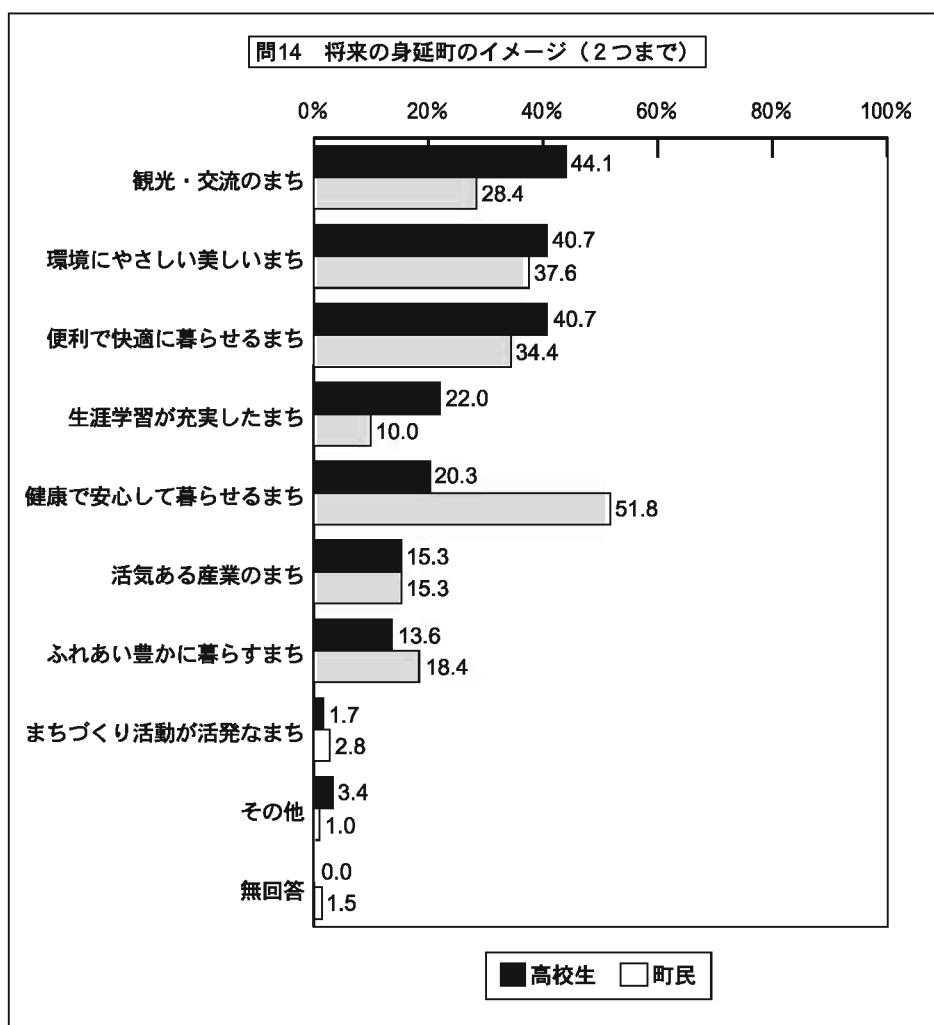


(2) 今後への期待

①身延町の将来像

「保健・医療・福祉が充実した＜健康で安心して暮らせるまち＞」が5割と、最も高く、次いで「自然と共生する＜環境にやさしい美しいまち＞」、「生活環境が整備された＜便利で快適に暮らせるまち＞」、そして「身延の魅力を求めて多くの人が訪れる＜観光・交流のまち＞」が続いている。「健康・安心」が、最も重視され、「環境」、「便利・快適」、そして「観光・交流」が重視されています。

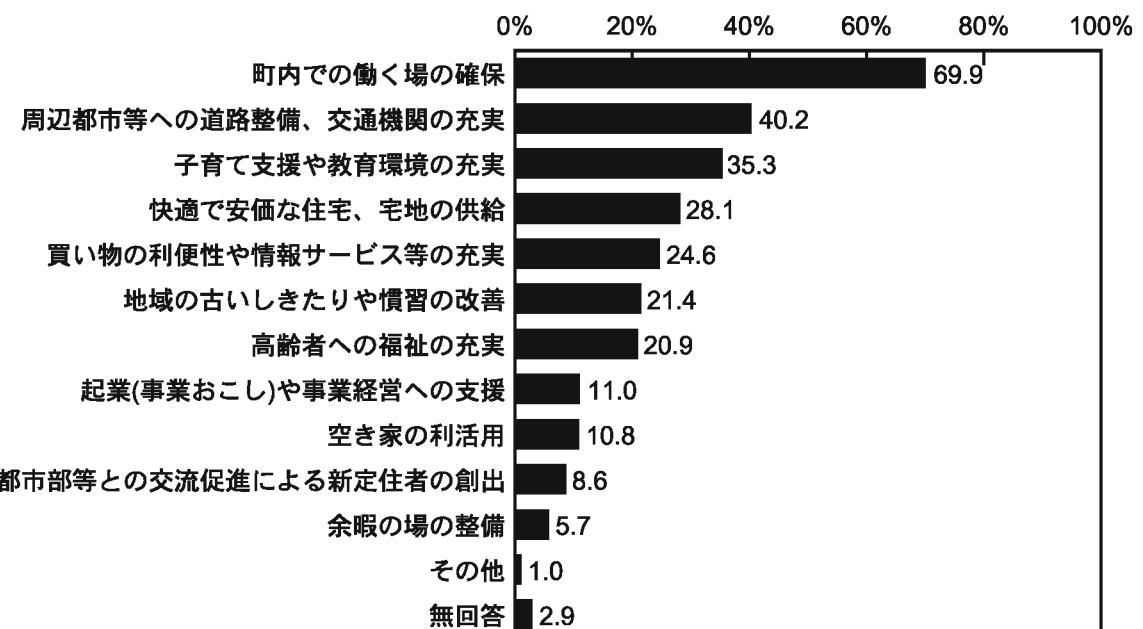
なお、高校生年代では、「観光・交流」、「環境」、「便利・快適」が並列して重視されています。



②定住促進のために特に必要な取り組み

「町内で働く場」が7割と回答が集中しています。次いで「周辺都市等への道路整備、交通機関の充実」、「子育て支援や教育環境の充実」、「快適で安価な住宅、宅地の供給」が続いている。

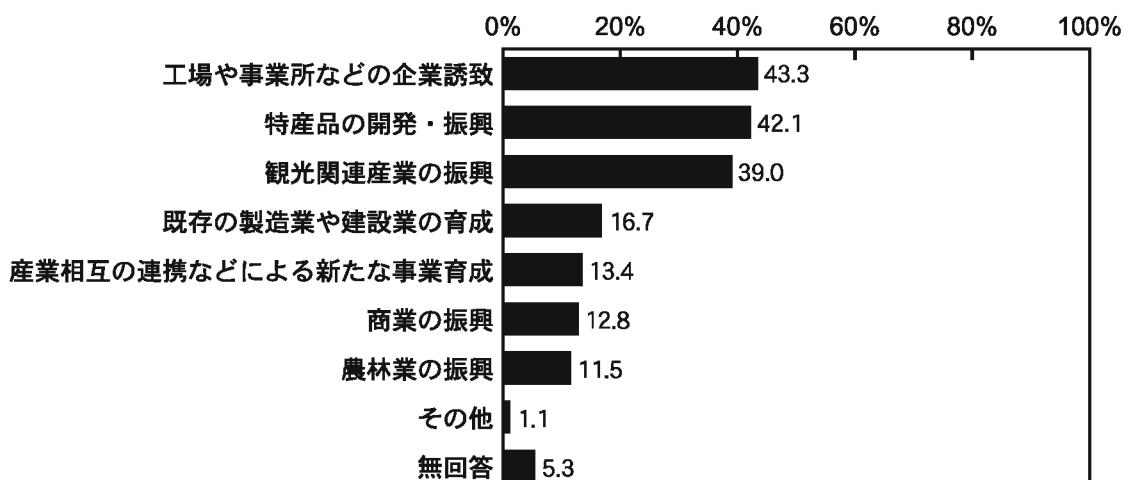
問10 定住促進に必要なこと（3つまで）



③産業振興の重点

「企業誘致」、「特産品の開発・振興」、「観光関連産業の振興」が、並列して高くあげられ、重点として期待されています。

問11 産業振興の重点（2つまで）



④今後の農地の在り方

今後の農地の在り方について、「農地を守るべき」が約2割に対して、「他の用途に積極的に活用すべき」が4割、「優良農地以外は他の用地に使われてもやむを得ない」が約2割と回答され、今後の農業振興への懸念がみられ、農業の位置付けが大きく変化しています。

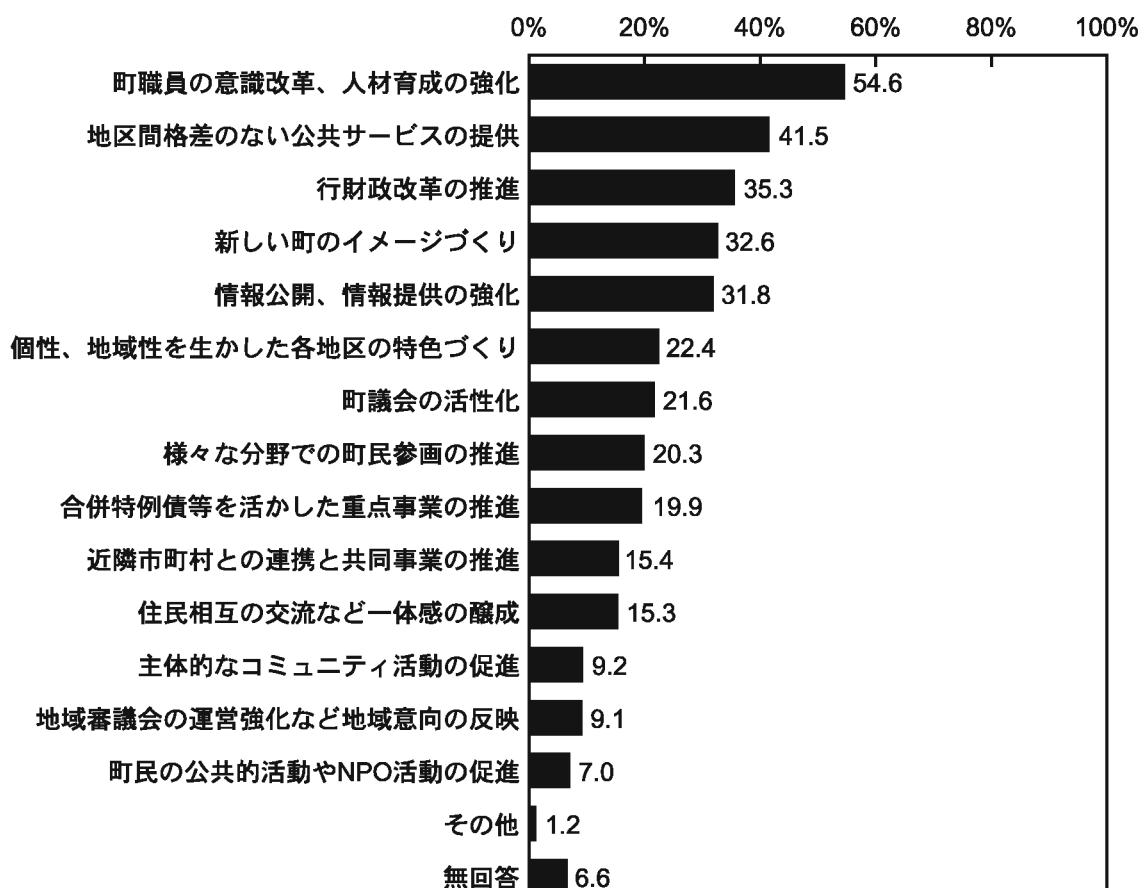
⑤公共サービスの在り方

「住民と行政の分担と協働によって公共サービスを良くする」ことへの回答が高く、行政に期待するばかりでなく、住民・地域・団体や企業と行政が責任と役割、負担を分担して、連携しながら、互いに協力していく必要性が意識されています。

⑥まちづくり推進・行政運営に特に必要なこと

第一に「町職員の意識改革、人材育成の強化」、第二に「地域間格差のない公共サービスの提供」があげられています。自由記入意見の中でも、「行財政の改善」に関する意見記入が最も多く、合併を契機にした変革が大きく期待されています。

問17 まちづくり推進・行政運営に必要なこと（4つまで）



4. まちづくりの主要課題

身延町のまちづくりは、これまでのまちづくり成果をいかし、取り巻く環境変化への対応を踏まえ、町の現状と問題点、内に秘めている振興・発展への可能性、住民のまちづくりへの期待を考慮しながら、広範な課題に対応していくことが求められます。

特に、現在抱えている問題点の解消に向けた当面している課題への対応を図るばかりでなく、町の特性を発揮し、発展への潜在的な可能性を引き出していく観点から、新たな課題に挑戦していくことも重要となります。

今後のまちづくりにおいて、重点的に取り組んでいかなければならない主要な課題とその要点は、次のように集約され、これらの課題は、個々単独のものではなく、複合的・相乗的な地域効果を生み出すように取り組んでいくことが必要です。

(1) 暮らしの環境を改善し、定住を促進すること

① “住みがい”があり、“住み続けたい”まちへ

本町では少子・高齢化が顕著に進み、典型的な過疎の構造下にあり、定住人口を確保するための着実な取り組みを継続強化していく必要があります。

今後は特に、身延に暮らしているからこそ快適で安心して暮らせる、“住みがい”があり、“住み続けたい”まちを実現することが重要です。“住みがい”とは、「住み良い」というだけでなく、「ここに住み続けたい・住みたい」と積極的に選択されるような「住むことの付加価値付け、住んでいるからこそ得られる良さ・魅力」が実感されることを意味します。

② 定住促進、新たな定住者の受け入れ環境の整備

定住促進は、様々な分野での施策による総合力の結果として効果を生みます。地域活力を維持していくためには、高齢者の暮らしの改善とともに、子育て世代及び子どもたちに対応する定住環境の見直しと定住促進対策の重点化、さらに新たな定住者の受け入れ環境の整備に力を入れる必要があります。

そのため、基盤となる道路網の整備や地域情報化の推進、雇用・仕事の場の創出を推進するとともに、保健・福祉・医療の一層の充実、上・下水道の整備や防災対策の強化など、快適に安心して暮らせる生活環境のさらなる改善が必要です。

特に、防災対策については、大きな被害の発生が懸念されている東海地震や富士山火山災害への備えを一層強化していくことが重要な課題になっています。また、防犯については、警察署の再編に伴う地域防犯体制や交通安全推進体制の確保が必要です。

さらに、合併による町域の拡大や少子化などを背景として、充実した教育や保育を実施するため、適正規模の教育環境、保育環境はいかにあるべきかなど、学区の再編等も含め検討する必要があります。

(2) 産業の振興、資源の活用への可能性を引き出すこと

① 潜在可能性を引き出す内発的な産業づくり

今後は、我が国の経済状況からも、企業誘致など外からの力に依存する産業振興は、難しくなって来ています。地域産業が発展していくためには、これまでの産業が蓄積してきた成果と地域の保有資源を見直し、新たな視点と発想を加えて潜在可能性（内在している力）を地域自ら引き出す内発的な取り組みがより重要になってきます。

特に、農林業、工業、商業、観光関連業それぞれの振興対策においては、事業者自ら改革・改善しようとする意識がまず必要です。本町では、みのぶゆばの里、農産物直売所、竹炭の里等での事業も生まれています。今後とも産業間交流を促進し、地域産業相互の連携による新規事業の開拓など、産業複合化による新たな付加価値を追求し、相乗効果を生み出していくことも重要です。

② 地域課題対応のコミュニティ・ビジネスあこし

地域協働のまちづくりの必要性が高まる中で、地域課題の解消に住民自らが取り組んでいく事業あこしとして、行政や既存の企業等では具体化しにくい事業分野を担うコミュニティ・ビジネス^{*)}が注目されています。

本町においても、地域自ら就労・雇用の場をつくり出していく内発的な取り組みの一つとして、このようなコミュニティ・ビジネスの展開が必要です。特に、地域資源・技術の再発掘、産業・事業間の連携や循環、観光や交流の推進から生まれる新規事業、町民の暮らしの環境改善等に効果的な事業の起業、仕事あこしが重要になります。

(3) 町の個性づくりを強め、観光・交流を促進すること

① 環境保全と町の個性づくりの連携

本町では京都議定書に基づく「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、その目標達成に向け取り組みを行っています。また、民間においても、NPO法人人工コクラブみのぶをはじめとする環境保全への取り組みなどが進められてきました。

これまでの環境保全への取り組みを更に進めていくとともに、環境に大きな影響を及ぼす開発計画などに対して、環境保全重視のまちづくりを本町の基本理念として示し、町の基本的な財産である自然環境を未来に継承し、特に美しい山河、水と緑を守り育て、豊かな自然環境と環境共生のまちづくりを町の個性・誇り・自慢としていくことが必要です。

*) コミュニティ・ビジネス：地域課題の解消に向けて、既存の行政や企業などでは対応しにくい事業を地域住民自ら起業していく有償でおこなう事業であり、地域の需要対応型の小規模ビジネスです。事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO 法人、組合、会社など事業を担う組織形態は多様です。国や県においても、コミュニティ・ビジネスを支援する体制が強化されつつあります。

②地域波及効果を生み出す観光・交流の促進

このような環境保全重視の個性づくりを、自然等を楽しみ環境保全への理解を深めるエコツーリズム事業^{*)}などと連携させ、町外との交流活動や観光誘客と併せて進めることによって、これまでの身延山、下部温泉等の観光魅力に人々を引きつける町の磁力が新たに加わり、交流人口の拡大につながります。多くの人々が本町を訪れ、にぎわい、交流が活発化することが必要です。このような新たな地域波及効果を生み出す観光・交流事業の促進が求められます。

(4) 協働のまちづくりの仕組みを強めること

①住民が主役となるまちづくり

地方分権、厳しい財政状況の中で、住民と行政の連携と分担によるまちづくりを推進し、強化していく地域協働の仕組みが不可欠です。“住民がまちづくりの主役”となり、行政はそれを支援し、後押しするまちづくりの仕組みをつくることが重要となります。特に、行政による公的事業に依存するまちづくりには限界があり、“住民が主導する真の住民自治”を着実に実現し、まちづくりを推進する地域の力を高めていくことが求められます。

そのため、行政と住民との情報交流と情報の共有化、相互理解が重要であり、情報公開の充実が必要です。また、住民自らが活動していくための支援や、計画から事業実施までを住民と一緒にやって進めていくことができる仕組みづくりなど、行政の体制を整える必要があります。

②町の経営、行財政改革の強化

本町では、平成17年12月に「身延町行政改革大綱」を樹立し、“小さくて効率的な役場経営”を目標に、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治を基本に、具体的な方針を定め、改革を進めています。

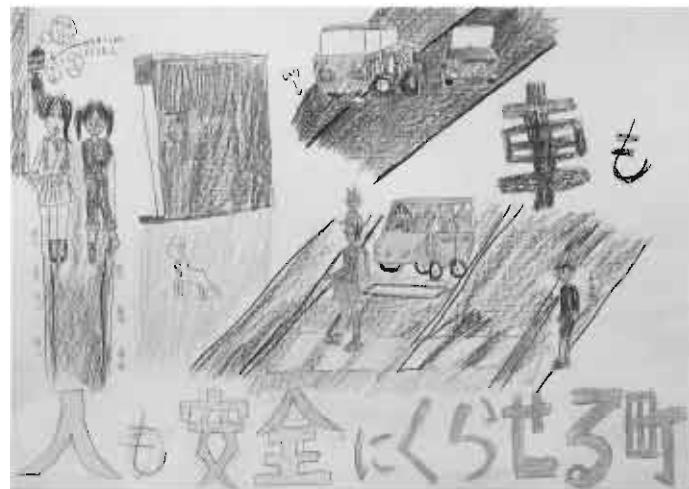
事務・事業の整理統合や経費の節減、費用対効果を厳正に評価していく行政評価制度の導入など、町を経営する観点による行財政改革を強力に推進するとともに、住民と行政の連携と分担で進める地域協働のまちづくり体制を具体化していく必要があります。

また、新市町村合併特例法に基づき、山梨県では新合併推進構想^{*)}を公表し、さらなる合併推進が進められようとしています。この動きに対応し、市町村の新たな枠組み再編にも備えていかなければなりません。

^{*)} エコツーリズム事業：身延観光振興ビジョン（平成18年3月）では、エコツーリズムの展開を重点の一つとしており、身延町商工会を中心に試験的なツアーの実施やエコツーリズム事業を主催する事業組織の設立などが動き出しています。

^{*)} 新合併推進構想：山梨県では新市町村合併特例法に対応し、2009年度までに県内（現在29市町村）を18市町に再編する組み合わせを示した合併推進構想（平成18年3月）を公表しています。

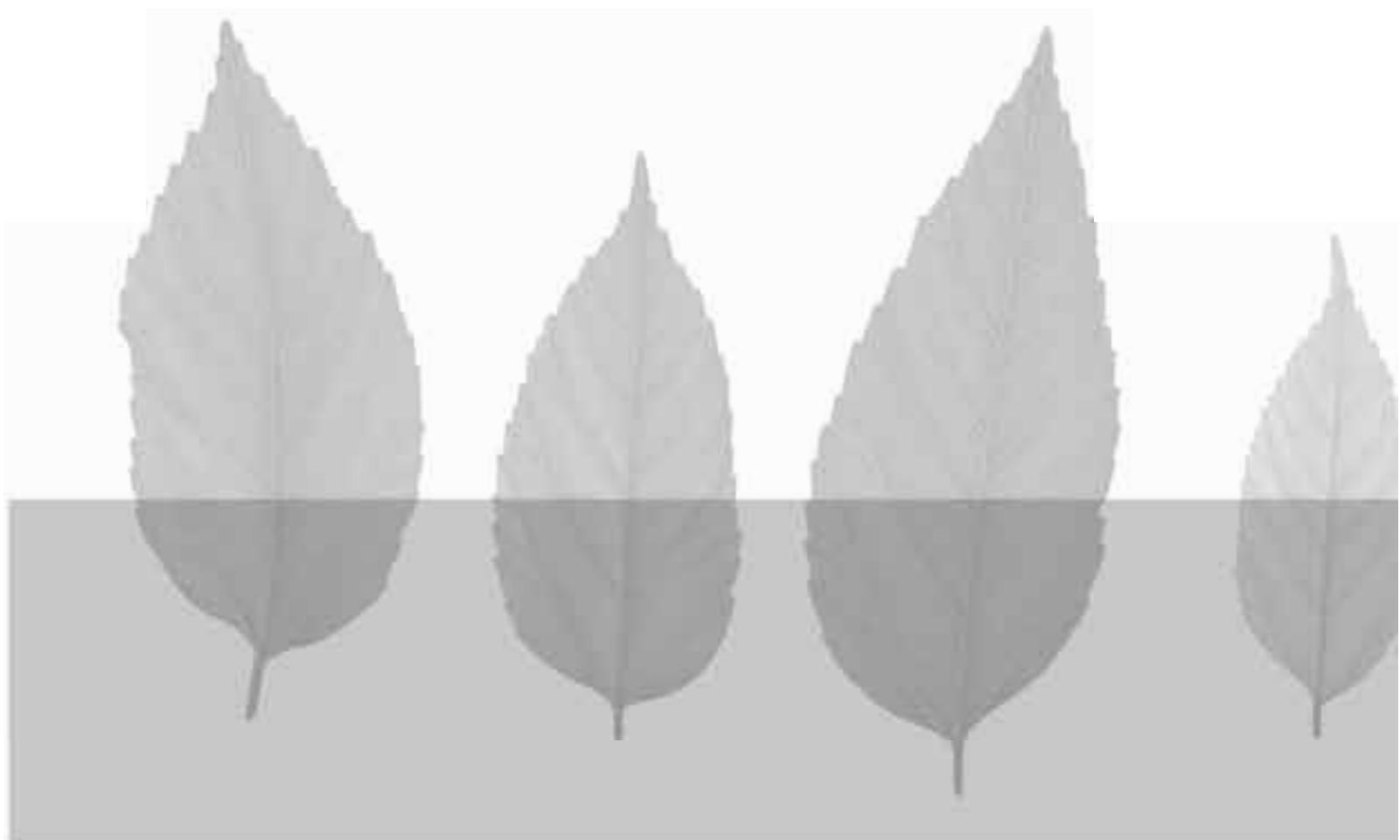
「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）





第2部 基本構想

～身延のまちづくり目標を定める



第2部 基本構想 ~身延のまちづくり目標を定める

第1章 まちづくり将来像

1. 目指す将来像

(1) 基本理念

平成17年12月1日に「身延町民憲章」が制定され、まちづくりの意思が定められました。町民憲章の前文では、緑と水とが織りなす美しい自然環境、受け継がれ郷土に息づいている歴史と文化、身延町民であることに誇りや自覚をもつこと、そして、力を合わせてまちづくりを進めていくことの大切さが記されています。

身延町の今後のまちづくり指針である本計画では、この「身延町民憲章」が基調にしている「身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める」ことを基本理念におきます。

まちづくりの基本理念

身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせて

安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める

身延町民憲章

私たちの郷土は、雄大な山なみに抱かれ、四季を通して緑と水とが織りなす美しい自然環境に恵まれています。古くから河内路の要衝として栄えた歴史と文化は、幾世代にわたって受け継がれ、今もなお郷土の中に脈々と息づいています。

私たちは、身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進めていかなければなりません。

このことをふまえて、ここに町民憲章を定めます。

- 一 ふるさとの自然を愛し、安らぎのある町をつくります。
- 一 心と体をきたえ、明るく健康な町をつくります。
- 一 仕事に励み、創意と活力あふれる町をつくります。
- 一 生涯を通して学びあい、香り高い文化の町をつくります。
- 一 助けあい、心のふれあうひらかれた町をつくります。

平成17年12月1日制定

(2) 将来像

基本理念を踏まえ、本計画が目指す将来像を「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」とします。なお、この将来像は、「新町建設計画」で合併新町のまちづくりの目標とされ、町民憲章の基調となる精神とされたものです。

本計画では、将来像実現に向かって、「住民と行政がともに力を合わせて協働で取り組むまちづくり」を強化するために、「地域協働でつくる身延のまちづくり」をスローガンとして加えます。

安らぎと 活力ある ひらかれたまち ～地域協働でつくる身延のまちづくり～

この将来像には、次のような5つの実現目標を託します。

暮らしの環境

住民だれもが助け合い、生き生きと安心して暮らせる快適な環境を築き、**住み続けたいまち、住みがいと安らぎのある暮らしを実感できる身延町**を目指します。

うるおいの環境

人と自然が共生する地域ぐるみ活動が展開され、緑と水の多様な自然、清涼な空気、美しい景観などの優れた環境が継承され、**うるおいのある環境を実感できる身延町**を目指します。

発展の活力

交通網の整備、地域情報化など地域発展への基盤整備とともに、地域産業の活性化が進み、就業と雇用の場が拡大する**発展の活力を実感できる身延町**を目指します。

人と文化

生涯を通じた学習活動が広がり、まちづくりを支える人づくりが進み、創造性豊かな明日を担う子どもたちが育成され、地域文化が育まれ、**人と文化づくりを実感できる身延町**を目指します。

協 動

町内外の多様な交流活動とともに、住民と行政の情報交流と共有化が進み、住民の自主的活動に支えられた連携・分担のまちづくりの仕組みが構築された**地域協働とひらかれたまちを実感できる身延町**を目指します。

2. 将来人口

(1) 人口の推移と推計

身延町の人口は、減少が続いている、高齢化の進展も著しく、典型的な過疎の地域構造にあります。平成17年国勢調査では、16,334人（総世帯数5,931）となり、近年の5年間ごとの減少率をみると、人口減少幅が拡大傾向を示しており、さらに世帯数においても、減少幅が拡大しています。

年齢階層別では、少子・高齢化を顕著に反映し、年少人口の減少、老人人口は拡大し、平成17年には高齢化率36.6%（国勢調査）に達し、超高齢社会に至っています。

このような状況が今後も継続すると仮定して将来人口を推計すると、本計画の目標年度である平成28年（2016年）には約12,400人に減少すると予想されます。また、年齢階層別構成比では、年少人口の7%台への低下、老人人口が40%台に上昇し、これに伴い生産年齢人口の低下が一層進むことが見通されます。

(2) 将来人口指標の設定

本町は、既に顕著な高齢社会が到来し、少子化が進む過疎の地域構造下にあり、今後も少子・高齢化が進行し、人口の減少は避けられない状況が見通されます。

このよう中で、人口減少に歯止めをかけることは容易なことではありませんが、定住促進のための様々な分野での対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小し、定住人口を確保していくことがまちづくりの基本的命題です。

特に、中部横断自動車道の波及効果をまちづくりに取り込んでいくための対策が重要になり、開通による交通条件の改善に備えて、地域産業の振興と雇用・就労の場の創出、若者定住や新たな定住者を拡大する住宅・宅地供給など、着実な定住環境の整備を図らなければなりません。また、本町への誘客を拡大する観光・交流事業などに積極的に取り組み、交流人口を増加し、町にぎわいをもたらすとともに、交流を力に新たな定住者をつくり出していくことも重要です。

将来人口指標を検討するにあたり、本計画では、定住環境を改善し、定住を促進するため、次のような施策を重点的に推進することに留意しました。

- ①暮らしの環境整備、特に子育て世代が定住できる環境、高齢者が安心して暮らせる環境へ着実に改善すること。
- ②農業・林業、商工業、観光関連業の主体的な振興策への取り組みを促進し、着実な改善を進めるとともに、幹線道路の雨量規制の着実な改善を促進して周辺地域への通勤就労環境も整え、少しづつでも着実に就労・雇用の創出を積み重ねること。

- ③団塊の世代等のふるさと回帰（Uターン）による定住を促進する環境を整備すること。
- ④観光振興と交流促進、情報発信の効果として、田舎移住希望（こだわり志向の人たち、豊かなセカンドライフを求める人たち等）の受け入れ環境を整え、新定住者を拡大すること。
- ⑤コミュニティ・ビジネス型仕事おこしを促進し、退職後の就労、団塊の世代等のふるさと回帰型の新定住者、高齢者や女性の就労を促進すること。
- ⑥本計画の後期においては、中部横断自動車道の波及効果をいかす新たな土地開発を進めるなど、町内雇用・就労の場の創出や新たな住宅・宅地供給を促進すること。

以上から、本計画の将来像に定めた「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」に基づき、定住環境の改善と定住促進を図る施策を推進していくことを計画の重点に据え、これらを着実に推進することにより、その施策効果を期待し、次のように将来人口を努力目標として設定します。

	実績		設定			
	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2015年 平成27年	2016年 平成28年
総 人 口	18,021	16,334	15,100	14,900	14,200	14,000
世 帯 数	6,382	5,931	5,590	5,540	5,360	5,300
1世帯当たり人員	2.82	2.75	2.70	2.69	2.65	2.64

注) 設定値は国勢調査数値をベースにし、5箇年ごとの国勢調査年度で見通し、100人単位、10世帯単位で設定しています。本計画の中間年次2011年(平成23年)、目標年次2016年(平成28年)は按分で算出しています。

参考) 現在の人口減少の構造が今後も継続すると仮定した場合の推計値は、2010年(平成22年)約14,550人、2015年(平成27年)は約12,750人となっています。

3. 土地利用と機能整備の方向

身延町は、東西約 24km、南北約 25km に町域が広がり、304.83km² の面積を有しています。町の中央を北から南に富士川が貫き、早川、常葉川など多くの中小河川が流れ込んでいます。富士川をはさんで東西に急峻な山地が連なり、西方には七面山（標高 1,989m）、東方に毛無山（標高 1,964m）がそびえています。

まとまった平坦地は、富士川沿いとその支流の中・下流域に広がり、集団的農地や集居型の集落が形成されています。また、山間部の中小河川沿いには、散居型の中小集落が散在し、周辺に農地がひらかれています。

富士川の東側に JR 身延線、西側には国道 52 号が南北に走り、東に富士五湖方面とをつなぐ国道 300 号が延びてあり、これらが広域的な交通幹線の骨格を形成しています。また、富士川の東側には概ね 10 年後の開通を目指して中部横断自動車道と身延インターチェンジが計画されており、全国的な高速道路網との連結による新たな飛躍が期待されています。

このような地勢と交通幹線などの現状を踏まえ、身延町の土地利用については、限られた土地を効果的にいかしたまちづくりを進めていくため、環境の保全と防災対策を重視しながら、利便性や生産性が高く、活力を生み出す土地利用を推進していくことを基本にして、土地利用の方向を次のとおりとします。

①秩序ある計画的な土地利用

土地の公益性を尊重し、うるおいとみどりの豊かな自然環境を後世に継承していくため、長期的な視点を持ちながら、秩序ある計画的な土地利用を進めます。

②環境保全と安全性を重視した土地利用

地域の活性化と環境保全の両立を目指し、環境負荷の少ない土地利用を重点とするとともに、自然災害の防止対策や非常時に備える防災対策など、町民生活の安全性を高める土地利用を進めます。このため、開発計画事業について事前協議制度等による厳格な指導を行い、環境保全と防災を優先していきます。

③地域性を踏まえた有機的な土地利用

町内各地域の特性を踏まえつつ、様々な資源や要素が有機的に結びつき、相乗効果が得られるような土地利用を進めます。

④町内外の交流を活発化する土地利用

交通・情報ネットワークや拠点機能の適正配置など、利便性の高い基盤整備に努めるとともに、中部横断自動車道の波及効果をいかしていくことができる、町内外の交流を促進する土地利用を進めます。

また、広い面積を有する町域の均衡ある発展と一体感を醸成していくために、まちづくりの基本となる地域連携軸やネットワーク型機能分担と拠点機能の整備方向を、長期的な観点から次のとあります。

(1) 連携軸の機能強化

- ①広域連携軸は、国道52号、300号、JR身延線、そして中部横断自動車道と位置付け、防災対策や利便性向上を促進し、甲府・静岡、富士山麓地域との交流・連携機能の強化を図ります。
- ②町域内の地域連携軸は、地域拠点や観光拠点をつなぐ国道52号、300号を広域連携軸と重複して位置付けます。

(2) 地域拠点・サブ地域拠点の機能充実

- ①地域拠点は、現在の役場・支所・地区公民館のある地域を位置付け、町の中核拠点（本庁舎）と支所機能を維持し、住民の地域活動を支援するコミュニティプラザ機能^{*)}を充実していきます。
- ②サブ地域拠点として公民館分館を位置付け、地域拠点を補完するサテライト機能を充実します。サブ地域拠点のもとに各集落が構成されます。
- ③地域拠点とサブ地域拠点間及び地域拠点間の機能分担と連携を強め、各地域における町民生活に密着した拠点機能の整備、充実を進めるとともに、地域協働体制の構築と住民自治を強化し、公的サービスの提供に努めます。

(3) 広い町域をつなぐ交通・情報ネットワークの構築による機能連携と分担

- ①広い面積に多くの集落が散在する本町において、暮らしの環境改善や地域産業の活性化など多様な地域課題に対応していくとともに、地域差のない暮らしの環境整備の実現に努めます。
- ②このため、地域間をつなぐ基幹道路の整備、交通手段の確保、そして情報通信のネットワークの構築など、町内各地域の相互連携と交流を促進する条件整備を着実に進めます。

^{*)} コミュニティプラザ機能：窓口サービス等の支所機能と住民の地域づくり活動の支援機能とともに、活動の交流や集会の場、活動組織等の事務所などを備えた地域拠点のことです。

(4) 中部横断自動車道の波及効果をいかす

- ①中部横断自動車道の開通に向けて、アクセス道路等の基盤整備を推進するとともに、六郷インターチェンジ及び身延インターチェンジが立地する波及効果をいかす周辺の機能開発を検討し、波及効果を生み出す土地利用の推進に努めます。
- ②中部横断自動車道の建設工事による建設発生土を活用した新たな土地開発^{*)}など有効利用を図り、地域活性化に効果的に連動させていきます。また、適地へのハイウェイオアシス^{*)}の建設などを将来的な課題として展望していきます。

(5) 新たな中核拠点と新たな土地需要についての展望

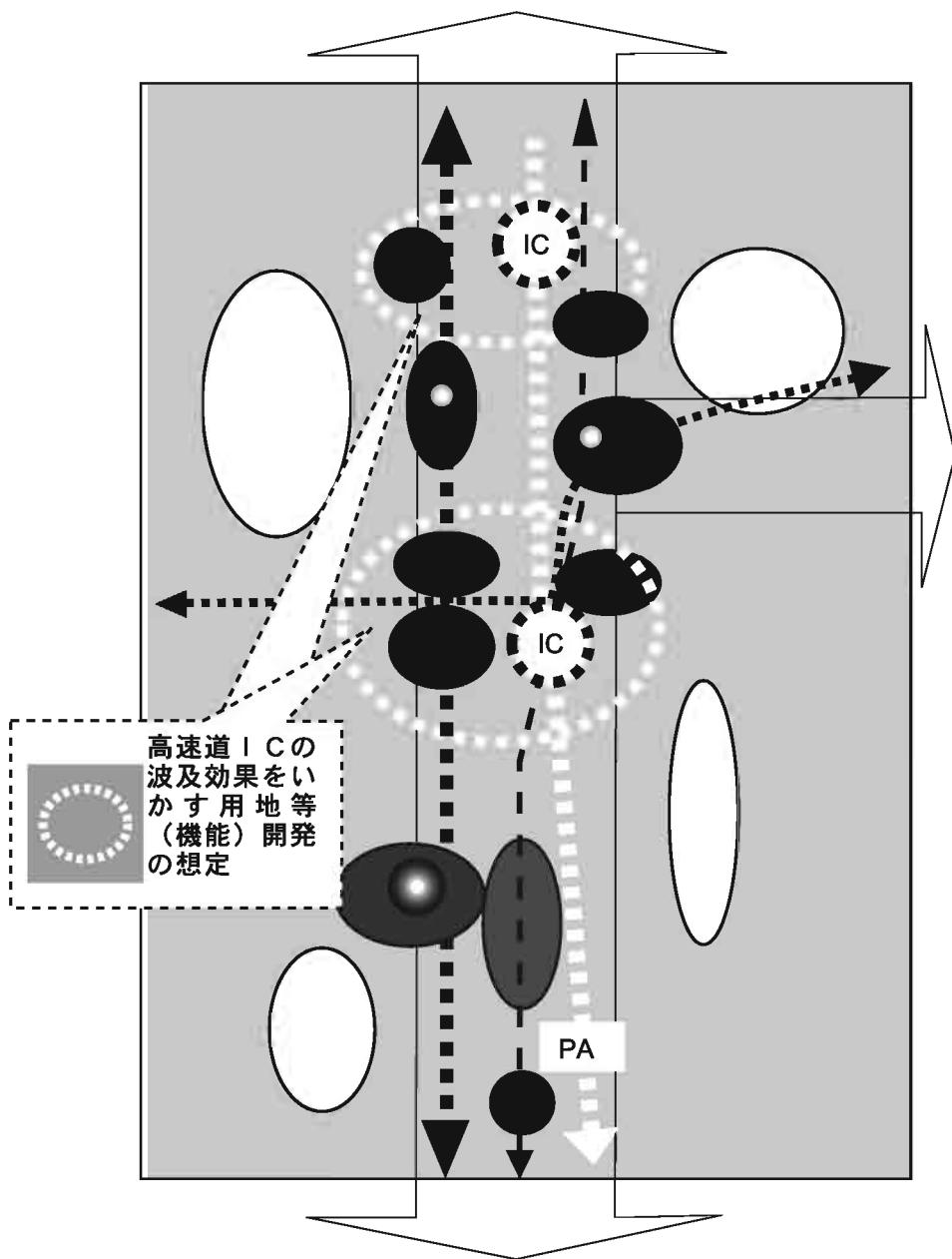
- ①現状では、町の都市機能が散在し、身延町が一体的に連携しにくい地域構造下にあり、新庁舎も含めて三つの地域拠点相互の機能分担と連携がより円滑化される地域構造をつくり出すことが必要であると展望されます。
- ②そのため、新合併構想による市町村の枠組み再編への対応も視野に入れながら、広域的な機能分担と連携を考慮したうえで、三つの地域拠点相互の機能分担と連携がより図りやすい新たな中核拠点の整備についての検討を長期的な課題とします。
- ③また、中部横断自動車道インターチェンジ立地の波及効果をいかしていくために、新たな土地利用需要^{*)}に対応する土地開発を長期的な課題として検討していきます。

*）建設発生土を活用した新たな土地開発：中部横断自動車道の建設工事による建設発生土及び処理地を活用して、住宅地整備などの居住、商工業・業務関連の事業所立地、観光・交流を促進する開発等が考えられます。

*）ハイウェイオアシス：高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）と連結されている道路区域外の都市公園や地域振興施設等を含めた総称です。高速道路利用者のみならず、一般道路からも利用できる形態です。

*）新たな土地利用需要：高速道路の波及効果をいかすための居住、商業・業務機能の整備、事業所立地の促進など産業振興、観光・交流などの機能整備に対応する施設等の用地需要が展望されます。

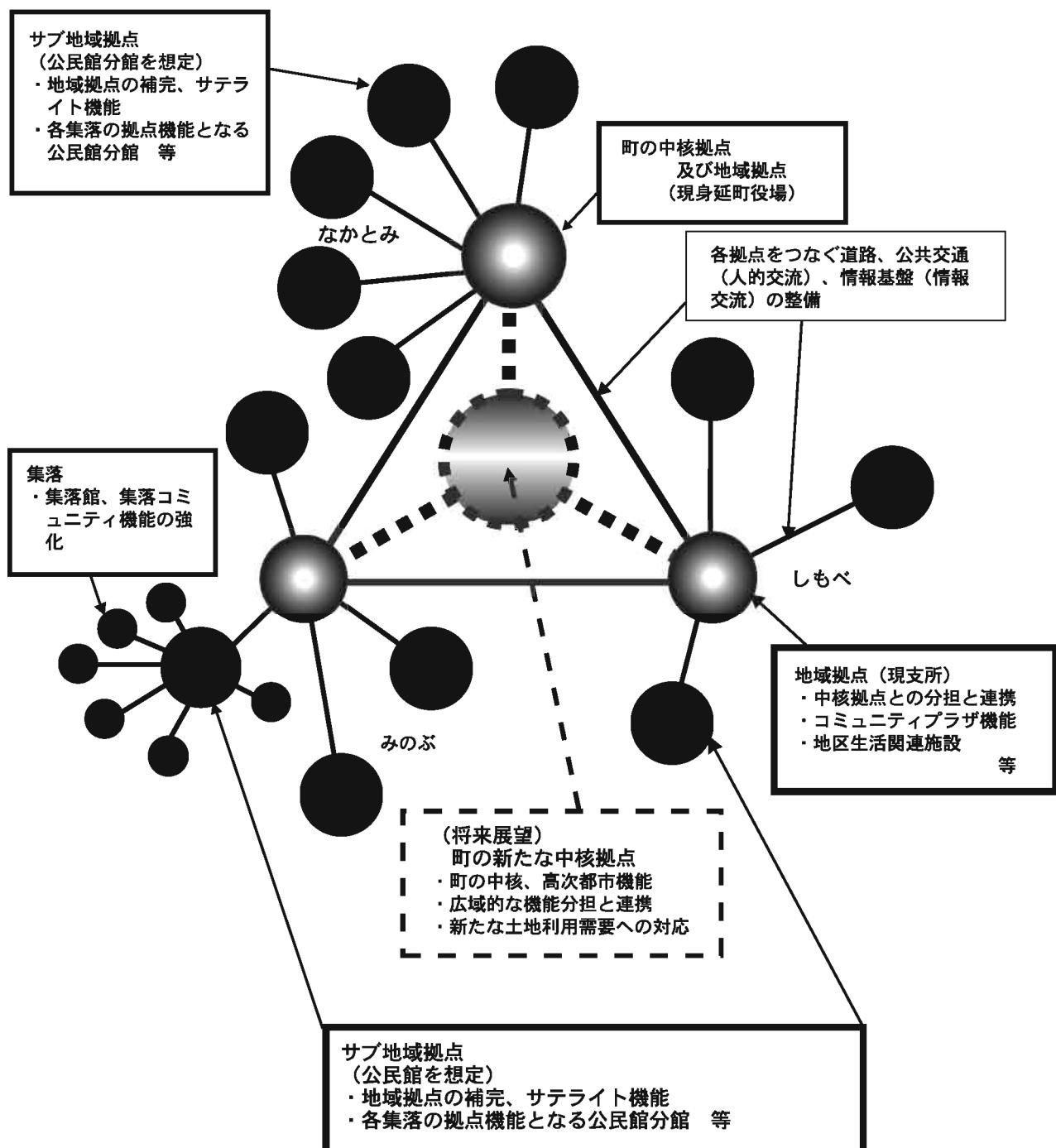
＜身延町の地域構造の概念＞



凡例

↔↔↔ 国道52号・300号	● 地域拠点
←→ JR 身延線	● 集居型集落
↔↔↔ 中部横断自動車道	○ 山間散在集落
↔↔↔ 広域連携軸	

＜地域拠点・サブ地域拠点のネットワークと整備方向の概念＞



第2章 まちづくり戦略プロジェクト

1. 戦略プロジェクトの意義

身延町の将来像である

「安らぎと 活力ある ひらかれたまち ～地域協働でつくる身延のまちづくり～」の実現に向けて、先導的な役割を果たす施策群を「戦略プロジェクト^{*)}」に設定して、総合計画が目指すまちづくり意思を強調します。

戦略プロジェクトを構成する施策は、その実現の過程でまちづくり諸分野を横断した複合的な対応が必要になるもの、さらに住民や企業、団体などとの連携と分担により協働して進めることが必要なものを重視します。また、プロジェクトを構成する施策は、継続的に長期的に対応する視点も重視することにします。

<戦略プロジェクトのねらい>

- ①まちづくりの主要な課題、将来像に分野を横断する形で対処する重点を示します。
- ②保有する資源、人材が持つ可能性を発揮します。
- ③地域を活性化するため、地域の総合力を発揮して取り組みます。
- ④身延町全体への相乗効果を生み出します。
- ⑤町民、地域、コミュニティ組織、各種団体、NPO等、行政が連携・分担し、協働することで効率的に効果的に推進します。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

^{*)} 戰略プロジェクト：戦略とは、長期的な観点から目的や成果を達成するために対処することであり、プロジェクトとは、特定目的を達成するための企画や計画事業を意味します。ここでは長期的なまちづくりの観点から将来像の達成に深く結びつく施策群のことを表します。

2. みのぶ元気・仕事あこし

自治体を取り巻く厳しい財政状況の中で、行政と住民の新しい関係をつくり上げ、地域活性化を図らなければなりません。また、定住促進のためには、雇用の場の創出が不可欠ですが、我が国の経済状況からも企業誘致など地域外の他力に依存する対策は厳しい状況にあります。

そのため、地方分権、行財政改革の推進において、不可欠な取り組みとなる地域協働のまちづくりに重点をおき、地域課題の解消と低減に、住民自らが取り組んでいく「コミュニティ・ビジネス」の起業を促進し、これを拡充していくまちづくりを目指します。

コミュニティ・ビジネスの事業範囲は、暮らしの環境改善、雇用の場の創出、経済的な事業あこしに対応するものとし、地域協働（住民が力を合わせる協働、地域社会を構成する多様な主体の連携と協働）による推進を図ります。

戦略プロジェクトの総称を「みのぶ元気・仕事あこし」とテーマ付け、三つの個別プロジェクトで構成します。プロジェクト共通のキーワードを、「身延を元気にしよう！」、コミュニティ・ビジネスによる仕事あこし」とします。

(1) まちづくり戦略プロジェクト「みのぶ元気・仕事あこし」の構成

- ①お年寄り元気プロジェクト～高齢者の暮らしを支援する事業のビジネス化
- ②農業・観光元気プロジェクト～地産地消と観光・交流促進に貢献する事業のビジネス化
- ③環境元気プロジェクト～環境保全を先導する事業のビジネス化

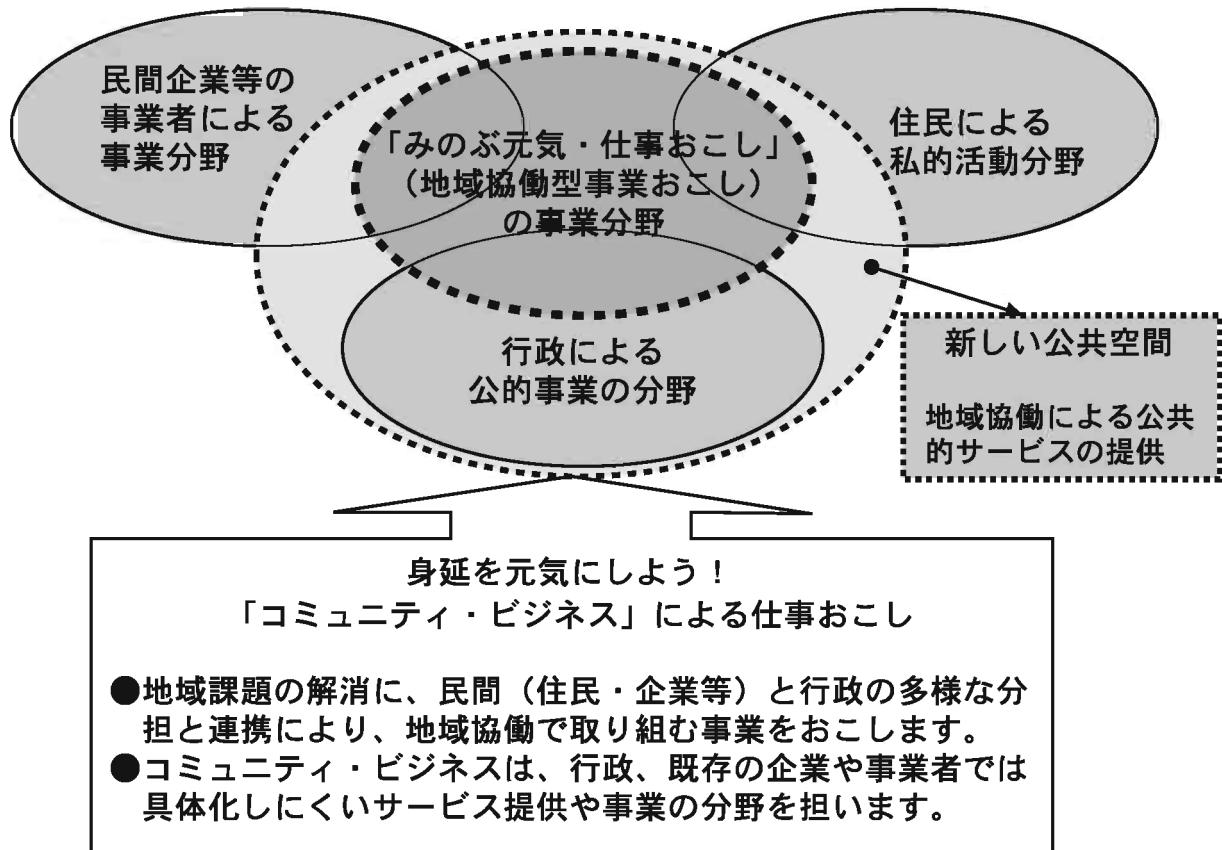
(2) コミュニティ・ビジネスへの期待

- ①行政、既存の企業や事業者では具体化しにくい事業分野を担います。（行政でも企業でも対応できにくい地域の問題に住民自ら取り組む事業です。）
- ②住民自らが主体性を持ち、地域の課題に対して、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用し、地域の需要を満たす小規模ビジネスで、有償で行う事業となります。（本町には、身延竹炭企業組合、企業組合みのぶゆばの里とよおか、NPO法人工コクラブみのぶ、また、農産物加工などの先導的な事業体があります。）
- ③雇用・産業の創出や地域への利益還元を伴うものです。
- ④従来の雇用形態ではなじみにくい高齢者、主婦、また、団塊の世代等の退職後の就労・雇用の受け皿ともなります。特に団塊の世代等（ふるさと回帰者等も含め）を地域づくりの重要な戦力と捉え、公的なサービスを消費する側ではなく、提供する側、地域社会を支える側となることを意図します。

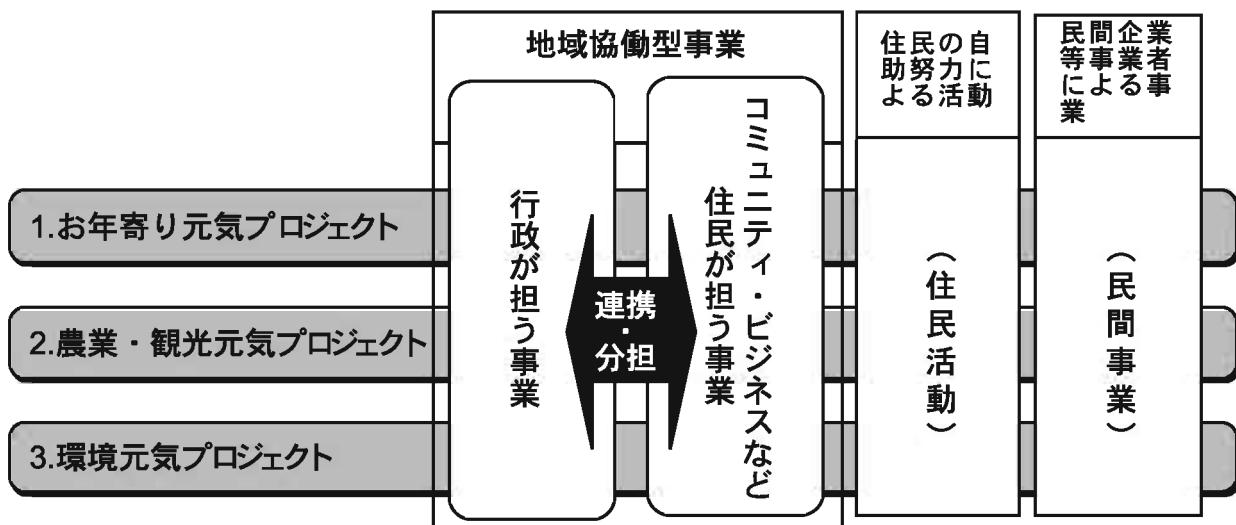
(3) コミュニティ・ビジネスあこしの推進・促進対策

- ①各種団体、自治会等集落組織、産業団体等におけるコミュニティ・ビジネスについての学習会、話し合い、ワークショップ開催などを通じて、事業あこしの可能性を研究する活動を進めます。
- ②起業講座の開講、既存の事業に体験研修的に参画できるプログラムの実施、事業あこし補助金など、事業あこしを推進する環境を整備します。
- ③事業を担う組織は、事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO法人、組合、会社等事業体など、多様な組織形態を想定します。

<「みのぶ元気・仕事おこし」の事業範囲の概念>



<プロジェクト推進の役割分担>



注) 各プロジェクトの推進は、「行政が担う事業」と、これと連携・分担する「コミュニティ・ビジネスなど住民が担う事業」による地域協働型事業によって主に進めるものですが、これらの協働事業に関連する「住民の自助努力による活動」、さらに「民間企業等事業者による事業」が補完されていくことによって、各プロジェクトがより円滑に進められます。

(1) お年寄り元気プロジェクト

①ねらい

高齢者の生活を支援する事業のビジネス化

②背景となる課題

- 高齢化の進行に伴い、福祉のサービス基盤や財政面で課題が多い現状にあります。
- 特に、山間集落地域では、高齢者世帯、高齢者の一人暮らしが多く、交通手段など暮らしの環境改善に大きな課題を抱えています。
- 福祉サービス制度の枠内だけでは、制約が多く、高齢者のニーズにこたえられない現状があり、はざまを埋めるサポート事業が必要です。
- 高齢者の日常生活における困りごとに対して、近隣で互いに助けあう仕組みがまだ十分ではない状況にあります。
- 従来の雇用形態ではなじみにくい高齢者、特に団塊の世代等の退職後の就労や雇用の受け皿を創出する必要があります。
- 団塊の世代等（ふるさと回帰者も含め）を地域づくりの重要な戦力と捉え、公的なサービスを消費する側ではなく、提供する側、地域社会を支える側として活躍できる環境をつくり出す必要があります。
- 高齢者の健康づくりと併せて、豊富な経験と知識をいかしたまちづくりへの参画を更に拡大する必要があります。

③構成する事業分野の想定

- お届け、駆けつけなど暮らしのサポート事業を進めます。
(配食等の代行、出張販売・商品宅配、高齢者には制約が多い家事や草刈り等の代行サービスなど)
- 公共交通空白地域への通院・買い物・温泉入浴・遊び等配車送迎サービス事業を進めます。
(例えば、タクシー事業者と契約し、通常運賃より安価に提供する仕組み)
- 匠の技術伝承、知識や経験をいかしていくためのシルバー人材バンクを整備し、生きがい活動を促進します。
(高齢者の知識・経験をいかした生涯学習や学校教育での講師活用、観光・交流での体験やエコツーリズムにおけるインストラクターなどまちづくり諸分野での活躍)
- 高齢者による相互の助け合いビジネスの起業を促進します。
(高齢者世代でつくり出し起業するコミュニティ・ビジネス事業の推進)

(2) 農業・観光元気プロジェクト

① ねらい

地産地消と観光・交流促進などに貢献する事業のビジネス化

② 背景となる課題

- 農林業は、担い手の高齢化、遊休農地の拡大が進行し、今後の在り方に大きな課題を抱え、一方では自給的な農家が拡大しています。
- 地産地消、地場産物の直売や加工分野への取り組みが進んでおり、観光面との連携も進んできました。そのさらなる展開が期待されています。
- 農林業の振興における新たな重点として、自給型・小規模農業を農業振興施策のなかに位置付けて、その余剰生産物に着目し、地場産物の生産と地域内流通、観光・交流との連携を進める必要があります。また、自給型・小規模農業における付加価値を強めるために、事業の拡大に応じて、地域内消費に加えて、地域外への販路開拓も必要です。
- このような取り組みにおける斡旋・調整機能や具体的な生産・加工・販売事業、グリーン・ツーリズム^{*)}的な体験交流事業を担う事業あこしが期待されます。

③ 構成する事業分野の想定

- 生産される多種多様な農林産物の地域内流通を拡大します。
(自給型・小規模農家が生産する少量多品種の農産物を直売施設等に円滑に、新鮮なものを安く供給する仕組みの充実)
(直売施設等への集出荷、宿泊・飲食業での食材利用などに対応する出荷代行業務機能の創出など)
- 農林産物の地域内流通の進展に応じて、都市部等地域外販売を展開します。(都市部での定期的な産地直送販売や量販店等へのインショップ^{*)} 展開など新たな販売の場の確保)
- 特産品づくり、農作業等の受託・請負事業を展開します。
(曙大豆の枝豆生産など身延ならではの特産物づくりの強化、農作業受託・請負の円滑化など、農業の新たなビジネス化の可能性を拡大)
- グリーン・ツーリズムの受け入れ事業を展開します。
(農業体験・民泊等田舎体験機能、農地や作物のオーナー制度の提供、農林産物を材料にしたものづくり体験など、体験プログラムの提供)
(都市部等住民対応の貸農園の運営、作業体験や援農的な希望者のワーキングホリディ^{*)} の斡旋、就農等希望者の斡旋)
- 団塊の世代等のふるさと回帰、新ふるさと定住の受け入れ情報をを集め発信します。
(定住・一時滞在、就労・就農、生活相談・研修、物件紹介などの情報発信と支援窓口となる機能など)

*) グリーン・ツーリズム：農山村でゆっくりと滞在することを目的とした旅であり、作物栽培・収穫などの農作業や自然とのふれあいなど、農村での生活を体験する余暇活動のことです。

*) インショップ：量販店やスーパーの中に入っている店舗のことで、ここでは産地からの直売所を意味します。新鮮な野菜等の産地直送で生産者と消費者を直接結ぶ販路の一つです。

*) ワーキングホリディ：本来は働いて生活費を補いながら海外での生活を体験できるシステムのことですが、例えば、農業や農村に関心を持ち、農作業をしてみたいと希望する人たちを、地元の農家が受け入れ、寝食をともにしながら農作業を体験する活動も意味します。1ターン等による新規就農にもつながるものとして取り組まれています。

(3) 環境元気プロジェクト

①ねらい

環境保全を先導する事業のビジネス化

②背景となる課題

- 地球環境問題への対応は、地域においても避けられない課題になっており、環境保全、資源の循環利用を進め、地域ゼロエミッション^{*)}を目指した循環型社会づくりに取り組む必要があります。
- NPO法人エコクラブみのぶ等の環境保全への取り組みやホタルの保全活動が実績を上げてあり、更に全町に活動を広げていく必要があります。
- 広大な山林の管理保全、また、鳥獣害への対策に大きな課題を抱えており、森林組合等の事業推進に加えて、住民サイドで進めるべき事業分野を着実に進めていく必要があります。
- 身延竹炭企業組合の事業をはじめ、暮らしの環境改善、産業の活性化に貢献する環境保全関連の先導的な取り組みを更に活発化する必要があります。

③構成する事業分野の想定

- 生ごみ排出ゼロを目指し、NPO法人エコクラブみのぶ等の先進活動をいかしたEMによる生ごみ処理を原料とする土壤改良剤、肥料、発酵飼料等への資源化を促進します。
- OEM 活性液による環境の浄化事業を拡大します。
- 木材資源等バイオマス^{*)}を活用した炭化製品化、間伐材ペレット化等によるエネルギー利用など森林関連の新たな環境関連ビジネスを創出します。
- 有機無農薬栽培など環境保全型農業の先導、安全・安心な農畜産物の生産を先導します。
- 鳥獣による農産物被害対策の一環として、鳥獣の生息環境を改善するため、集落周辺の里山づくり、広葉樹林の拡大や植林地の混植など林相の転換を先導します。
- 都市部との交流を含めた環境講座や体験イベントの開催などを通じて、エコツーリズムプログラムを提供します。
(森林環境教育、農業体験、環境保全・エコ学習や食育などの活動メニューの提供とエコツアーや受け入れ)
- ホタルの保全活動の取り組みをいかした、ビオトープ^{*)}づくりを進めます。
(町内でのビオトープづくりの指導、ビオトープ型公共事業への参画、都市部等での公園整備におけるビオトープづくり請負など)

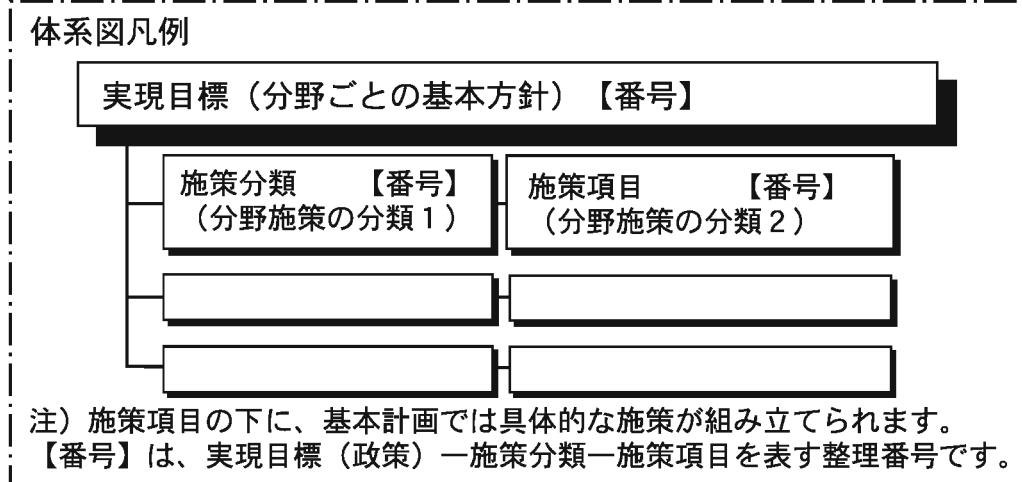
*) ゼロエミッション：排出物（エミッション）を限りなくゼロに近付けることにより、「循環型社会」を構築しようという考え方です。廃棄物や廃熱として捨てられているものを産業資源として活用して、全体としていかなる形の廃棄物も生み出さない姿です。

*) バイオマス：石油等の鉱物資源ではなく、木材をはじめ、生ごみ、紙などの生物資源のことを意味します。

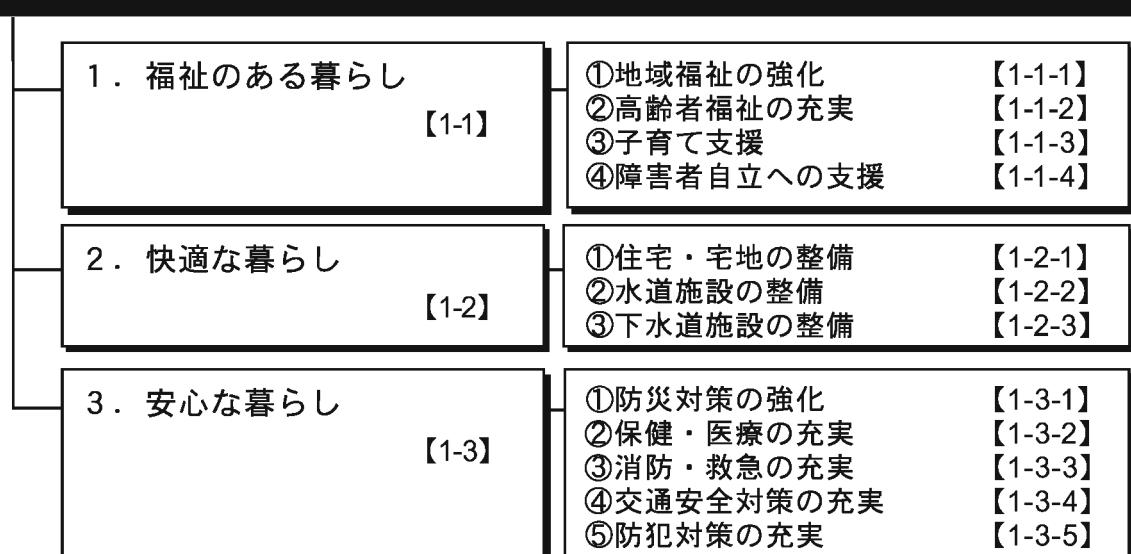
*) ビオトープ：生き物の生息空間を意味し、生物が生息できる自然環境を備えた場所のことです。なお、ビオトープ型公共事業とは、生物が棲める生態的空間に配慮した建設工事などの公共事業のことを表します。

第3章 まちづくりの分野施策の方針

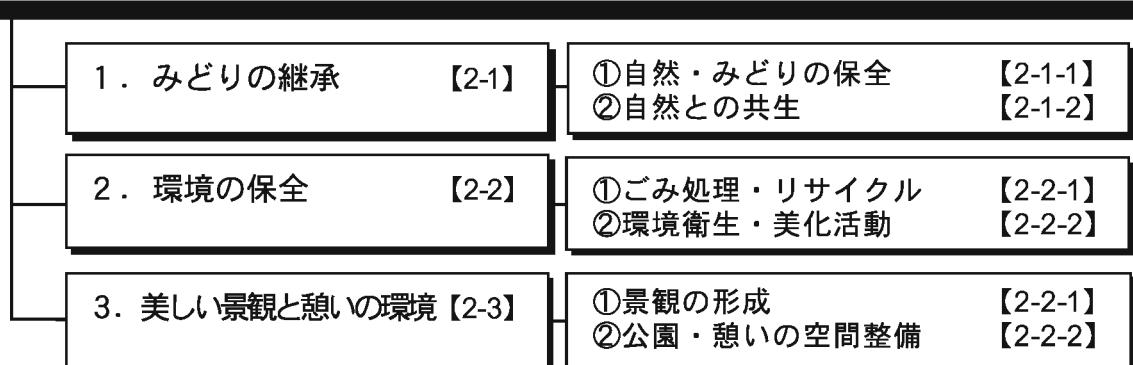
《分野施策の体系》



分野1. 暮らしの環境を改善する（生活・健康・福祉）【1】



分野2. うるおいの環境を保全する（環境保全）【2】



分野3. 発展の活力をつくり出す（基盤・産業）【3】

1. 基盤の強化 【3-1】	①土地利用と開発 ②交通網の整備 ③集落の整備 ④地域情報化の推進	【3-1-1】 【3-1-2】 【3-1-3】 【3-1-4】
2. 産業の振興 【3-2】	①農林業の振興 ②商業の振興 ③工業の振興 ④地場産業の振興 ⑤観光の振興	【3-2-1】 【3-2-2】 【3-2-3】 【3-2-4】 【3-2-5】
3. 産業間融合と就労環境 【3-3】	①新たな事業おこし ②就労環境の充実	【3-3-1】 【3-3-2】

分野4. 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）【4】

1. まちづくりを支える人づくり 【4-1】	①生涯学習の充実 ②スポーツの振興	【4-1-1】 【4-1-2】
2. 明日を担う人づくり 【4-2】	①学校教育の充実 ②青少年の育成	【4-2-1】 【4-2-2】
3. 地域文化をはぐくむ 【4-3】	①文化活動の展開 ②歴史と文化遺産の継承	【4-3-1】 【4-3-2】

分野5. 協働のまちづくりを進める（交流・協働・行財政）【5】

1. 多様な交流の力をいかす 【5-1】	①町内外の交流の展開 ②国際交流の展開 ③定住・新定住の促進	【5-1-1】 【5-1-2】 【5-1-3】
2. 住民が主体となる 【5-2】	①コミュニティ活動の展開 ②男女共同参画 ③住民と行政との情報交流 ④地域協働のまちづくり	【5-2-1】 【5-2-2】 【5-2-3】 【5-2-4】
3. 行財政改革を進める 【5-3】	①行政運営の効率化 ②財政運営の健全化 ③広域連携の推進	【5-3-1】 【5-3-2】 【5-3-3】

1. 暮らしの環境を改善する（生活・健康・福祉）

（1）福祉のある暮らし

地域ぐるみでの助け合い、支え合うこころを基本に、高齢者の福祉、子育て環境の整備、ボランティア活動の強化、援助を必要とする人たちの自立への支援など地域福祉体制の充実を図り、こころ豊かな暮らしをつくります。

（2）快適な暮らし

定住を促進する住宅・宅地、水道施設の整備、公共用水域の環境を保全する下水道施設等の整備を推進し、快適な暮らしをつくります。

（3）安心な暮らし

保健・健康づくりの強化を図り、地域医療の充実を進めます。また、消防・救急体制、地震等の災害、非常時に備える防災対策、防犯体制を強化充実し、暮らしの安心感を高めます。

2. うるおいの環境を保全する（環境保全）

（1）みどりの継承

豊かな自然とみどりの保全に努め、環境負荷の低減を図る環境対策を強化し、うるおい豊かなみどりの自然環境を継承します。

（2）環境の保全

ごみ処理とリサイクル・資源循環、環境衛生・美化など、環境問題、環境保全への対応を地域ぐるみで強化し、人と自然が共生する良好な環境を守ります。

（3）美しい景観と憩いの環境

身延ならではの四季のうるおいある景観・花の名所づくりなどを進め、住民と本町を訪れる人たち相互が憩える場の整備に努めます。

3. 発展の活力をつくり出す（基盤・産業）

(1) 基盤の強化

環境との調和を基本に地籍調査の推進などをいかしながら、町の発展に効果的な土地利用を進めるとともに、暮らしの環境を改善し、産業振興を促進するための基礎となる中部横断自動車道をはじめとする広域幹線の整備、町内交通網と交通手段の整備、情報化社会に即応できる地域情報化への取り組みを強化します。

(2) 産業の振興

これまでの産業蓄積をいかし、豊かな自然環境と共生する農林業の振興、にぎわいをつくり出す商工業と地場産業の振興、交流や観光の推進と連携する観光関連業の振興を進めます。

観光においては地域産業との連携を強め、地域資源活用型の特産品開発、エコツアーや体験観光、トレッキングツアー、都市との交流などを進め、併せて観光組織の整備、強化などにより振興を図ります。さらに、富士山世界遺産登録を推進し、本栖湖からの富士山景観の価値を高めるための環境整備などを行うとともに、富士山・本栖湖エリアと身延山・下部温泉・富士川地域エリアを結ぶ広域観光コースの形成を図ります。

企業経営においては経営改善や技術向上など、事業者の主体的な取り組みを積極的に支援します。また、中部横断自動車道の建設など交通立地条件の変革をいかし、環境共生型の企業立地の誘導に努めるとともに、観光誘客を強化し、交流人口の拡大と産業振興との相乗効果を創出します。

(3) 産業間融合と就労環境

産業間や異業種間の交流と連携活動を促進しながら保有する産業蓄積と地域資源をいかし、地域課題に地域協働で取り組むコミュニティ・ビジネスなど、新たな付加価値を生み出す事業あこしへの支援を強めます。

また、定住促進や交流のまちづくりへの取り組みと連携し、団塊の世代等や高齢者を含めて産業を担う後継者育成や新たな担い手の確保と育成を図り、就労や雇用の場の拡充に努めます。

4. 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）

（1）まちづくりを支える人づくり

多様な学習ニーズと各世代に応じた学習や交流機会を提供するとともに、スポーツ活動を普及し、生涯を通じて自ら学ぶ意欲の高揚とまちづくり活動との連携を促進する生涯学習の推進を図ります。

（2）明日を担う人づくり

学校教育内容の充実を基本に、少子化に対応する学校再編に着手するとともに、学校施設の整備や通学環境の改善を推進します。地域の教材をいかした食と農の体験、環境教育、交流学習、国際教育等の推進に努めます。ふれあい豊かな住民性をいかし、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てていく活動を進め、創造性豊かな明日を担う子どもたちの育成を進めます。

（3）地域文化をはぐくむ

我が町の歴史文化資源などの再発見活動を進めるとともに、芸術・文化活動の振興、歴史文化遺産の継承に努め、交流活動とも連携し、町の誇りとなる地域文化を育み、発信する活動を促進します。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

5. 協働のまちづくりを進める（交流・協働・行財政）

（1）多様な交流の力をいかす

町民相互の融和・ふれあいと交流の機会を充実します。また、近隣市町村や都市部住民との交流活動を進め、来町する人たちとの交流の場を拡大します。このような交流活動を通じて、住民自らが身延町への愛着を高め、まちづくりの協力者・パートナーを増やすなど、多様な交流の力をまちづくりにいかしていきます。

さらに、交流を通じて町を広く情報発信していくことを強化し、身延町の魅力を求める新たな定住者や事業所等の受け入れを促進します。

（2）住民が主体となる

まちづくり活動の基礎となる住民の日常的な暮らしに身近な地区（コミュニティ）活動の育成を進め、地域の課題解消を自らの問題として積極的に取り組んでいく仕組みを整えます。また、男女共同参画社会の形成に努めます。

まちづくりの様々な動向や情報を住民に提供し、住民の意見や提案をまちづくり諸施策に反映していくため、広報・広聴活動と情報公開の推進、パブリックコメント制度^{*)}の導入などを図り、住民と行政の情報交流による多様な住民参画を進めます。また、町民予算提案事業などにより、まちづくりの諸分野において、住民が自ら考え、行動し、住民が主体となる自主的な活動を促進し、住民と行政が一体となって進める協働のまちづくりの仕組みを強化します。

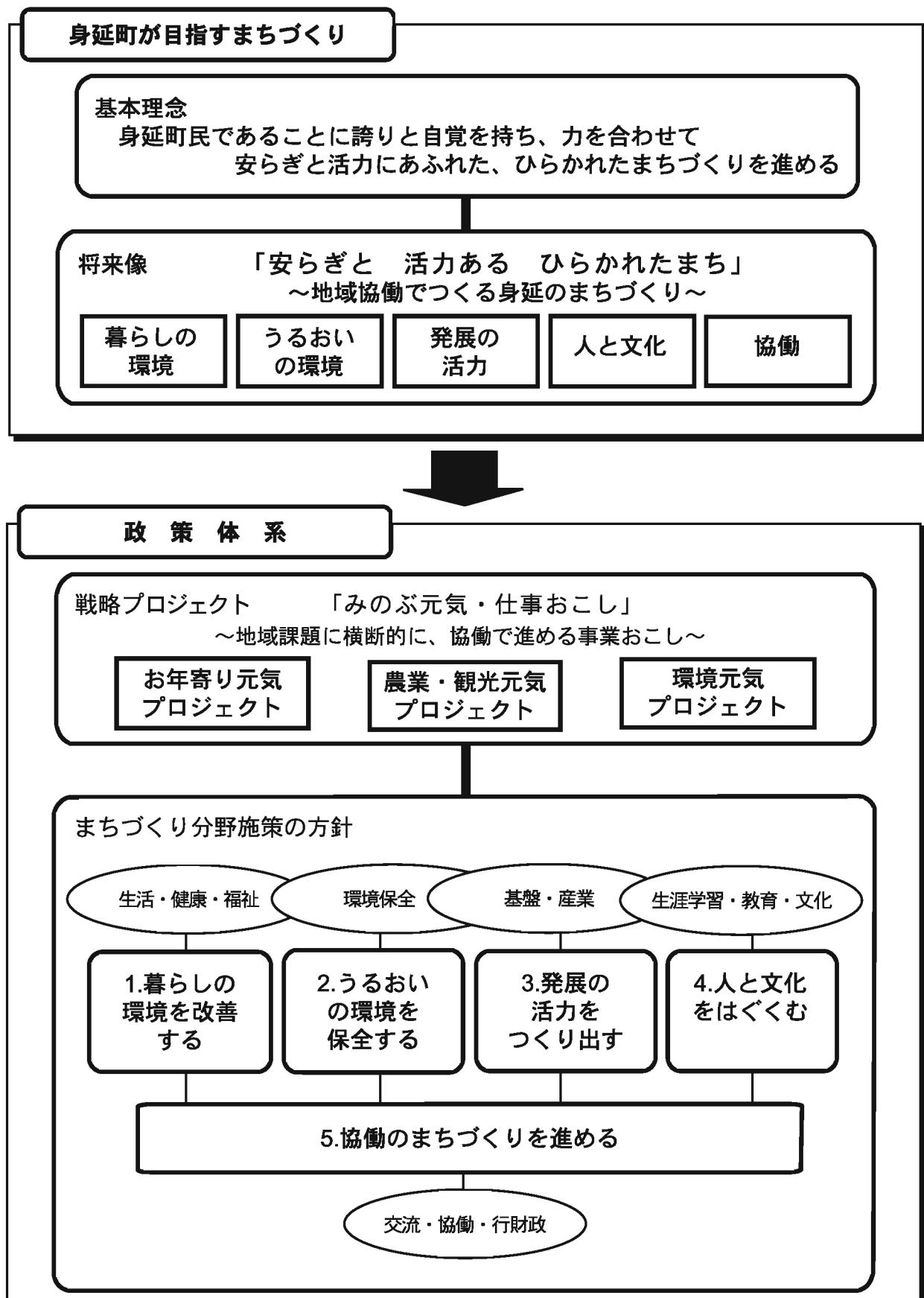
（3）行財政改革を進める

地方分権に対応しながら、厳しい財政状況を克服する自治体経営を強化するため、多様な主体と協働して公共的サービスを提供していく新しい公共空間の形成を目指し、住民と行政の関係の変革、行政内部の変革を図る行財政運営の改革を強めます。そのため、「身延町行政改革大綱」に基づき、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治の充実を図ります。特に、成果重視の事務・事業の評価など行政評価制度により施策の重点化や目標管理を強化し、より効率的な行財政運営に努めます。

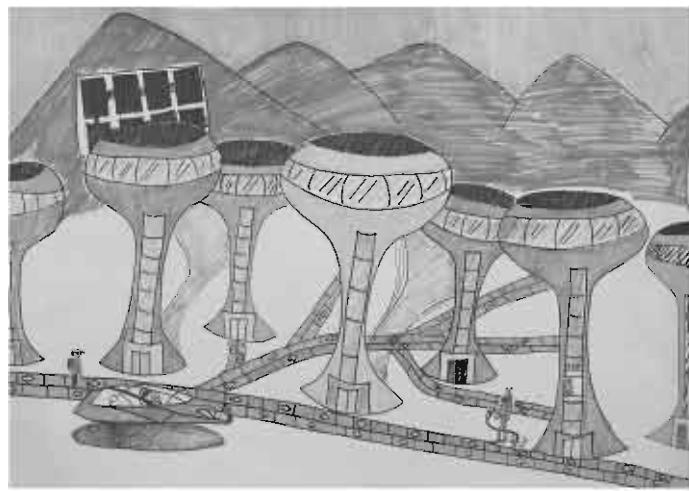
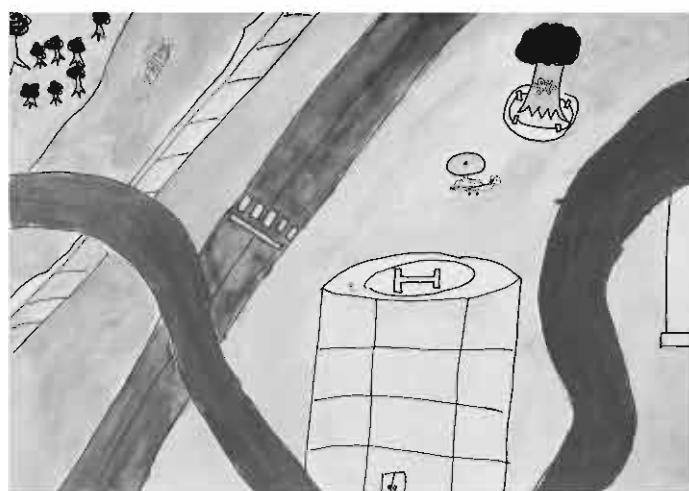
また、広域での対応が必要な行政課題に対応するため、関係市町村、県との連携を強化し、市町村の枠を超えた共通の課題に取り組んでいきます。

^{*)} パブリックコメント制度：意見提出手続きのことで、行政が政策や計画等を立案するに当たり、素案を公表して、住民等の関係者に意見を募集し、政策などの決定に反映させるという制度です。

基本構想の体系図



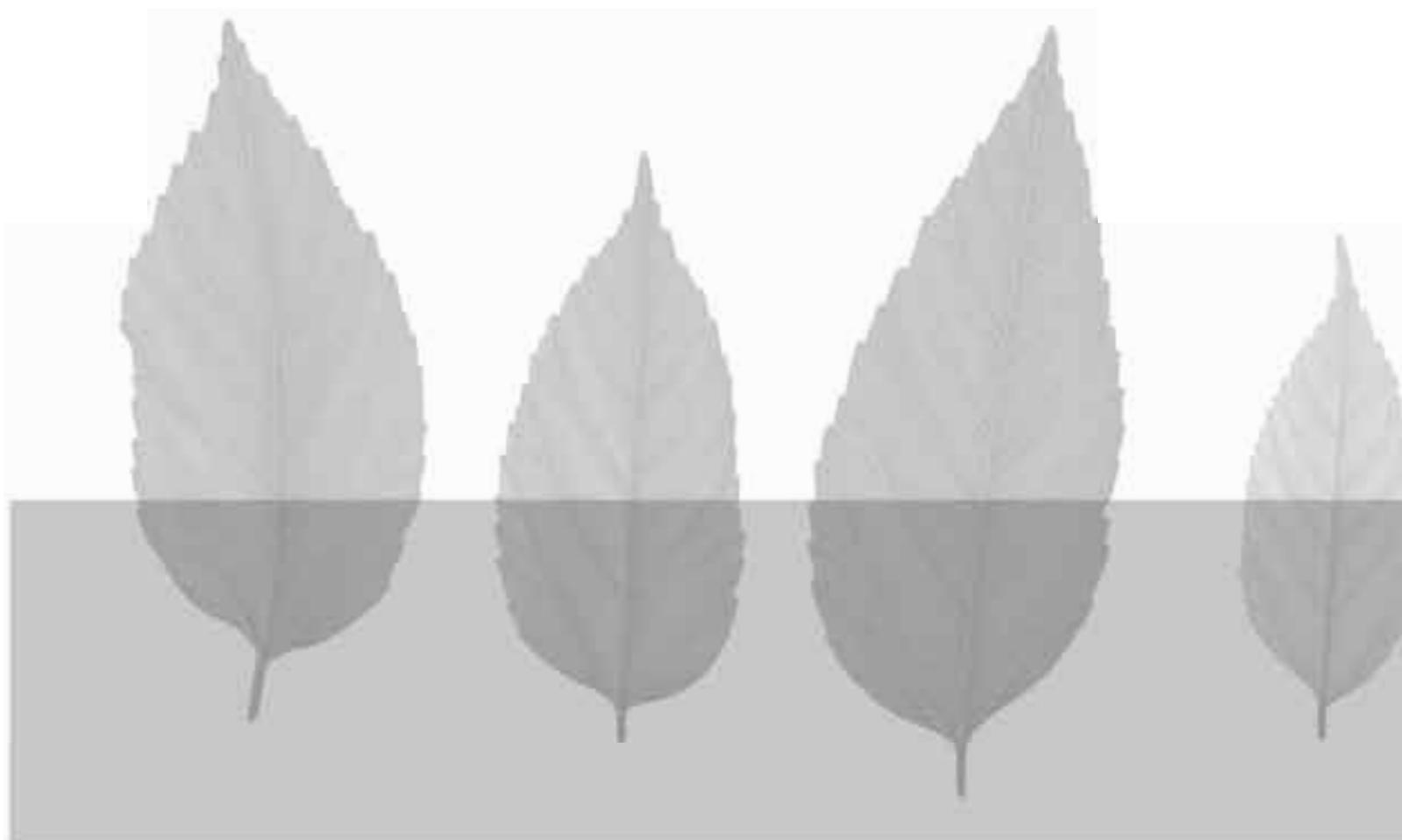
「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）





第3部 前期基本計画

～身延のまちづくり施策を定める



第3部 前期基本計画

～身延のまちづくり施策を定める

第1章 暮らしの環境を改善する（生活・健康・福祉）

第1節 福祉のある暮らし

1. 地域福祉の強化

【現状と課題】

急激な過疎化及び少子高齢化によって地域や家庭の様態が変化する中で、高齢者はもちろん障害者など、地域において生活上の支援を必要とする人々が増加しています。また、近年は子育てに地域が関与しない傾向も生じてあり、地域の中での助け合いや支え合いの重要性が高まっています。

本町においては、地域社会における助け合いの活動がはぐくまれるよう、地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会など関係機関・団体との連携を推進してきました。こうしたことから各種ボランティア組織や地区における地域福祉に関わる活動は活発化して来ています。

しかし、本町においては山間集落における高齢者世帯や一人暮らし世帯も多いことから、移送支援や買い物代行など身近な生活支援の一層の充実が求められています。今後は、NPO*、ボランティア団体及び地域コミュニティ等の活動が母体となる生活支援サービスの事業化を促進することが大切です。

地域福祉を推進していくためには、町が取り組んでいる様々な施策を、効果的に展開する仕組みづくりが必要です。そのため、社会福祉協議会、地域住民やボランティア、福祉関係事業者、関係団体や専門機関などと行政との連携と分担による地域協働の体制を強化する必要があります。

なお、生活保護世帯は、近年の社会構造の変化に伴い、今後も増加していくことが懸念されています。したがって、援護を必要とする世帯の実態に応じて自立できるように相談・支援を進めていく必要があります。

また、国民年金については、経済状況や将来的な年金給付への不安などにより、保険料未納者や未加入者が増えている状況にあります。そのため、社会保険事務所と連携しながら、町においても年金制度への理解を深める広報や相談を充実していく必要があります。

本頁以降の第3部で使用している記号の説明について。

(★)印：第2部「基本構想」で設定したまちづくり戦略プロジェクトに特に関連する施策を表しています。

*)印：巻末の資料編で用語解説をしています。

【基本方針】

地域協働による地域福祉の推進体制を整え、ボランティア活動や地域における支え合い活動の促進、地域の包括的なバリアフリー環境の整備を進めます。また、低所得者福祉や国民年金制度など社会保障を推進します。

【施策体系】

1. 地域福祉の強化	【1-1-1】	(1) 地域福祉推進体制の充実	【1-1-1-1】
		(2) 地域福祉活動の展開	【1-1-1-2】
		(3) 福祉対応の環境整備の推進	【1-1-1-3】
		(4) 低所得者福祉の推進	【1-1-1-4】
		(5) 国民年金制度の推進	【1-1-1-5】

【施策】

(1) 地域福祉推進体制の充実

①地域福祉推進指針の策定

- 地域福祉計画など地域福祉推進の指針を策定し、社会福祉関係団体との協働による地域福祉活動の一体的な推進を図ります。

②福祉関係団体等の連携

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会など地域において福祉活動を行っている各種関係機関・団体等が互いに連携を深めることにより、町民の自主的・自立的な福祉活動への参画機会を拡充します。

(2) 地域福祉活動の展開

①ボランティア活動の促進

- ボランティア機能の充実を図るため、NPO、ボランティア団体の活動等のPRに努めます。
- 学校教育や社会教育における福祉教育を推進し、ボランティア活動の普及に努めるとともに、特に若い世代や高齢世代のボランティア活動への参加促進を図ります。

②地域の支え合いの推進

- 地区の社会福祉活動（小地域福祉活動）の基盤強化についての方策を検討するとともに、地域ぐるみの支え合いや見守りなどの地域支え合い事業を推進します。

③暮らしのサポート事業の促進

- コミュニティ・ビジネス^{*)}を促進し、高齢者等の日常生活における困りごと、お届け、駆けつけ、送迎など、地域協働による暮らしのサポート事業を進めます。（★）

(3) 福祉対応の環境整備の推進

① バリアフリー環境の整備

- 生活空間及び施設において、移動の妨げとなる物理的障害の改善を促進するバリアフリー化推進事業を進めます。
- 各種催しなどにだれもが参加できるような交通手段の確保など、生活面も含む包括的な地域バリアフリー化を進めます。

(4) 低所得者福祉の推進

① 生活の援護

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携により生活実態や援護ニーズの把握に努めるとともに、各種援護制度の適正な活用を進め、自立した生活に向けた指導、負担軽減を図る支援を推進します。

(5) 国民年金制度の推進

① 国民年金の加入促進

- 老後の生活の安定を図る国民年金制度の理解と加入を促す広報・啓発や相談業務を充実し、無年金者の解消に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

団塊の世代が高齢期を迎えつつある中で、本格的な高齢社会に移行することを踏まえ、高齢者が生涯を安心して健康に暮らすための環境整備や施策の再構築が求められています。

本町の高齢化率は 36.6%（平成 17 年国勢調査）で、極めて高い高齢化率となっていますが、町においては住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができる地域社会づくりを基本とし、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的な福祉サービスの提供に努めています。

平成 12 年度から介護保険制度が施行され、本町では介護サービス事業者等と協力し介護サービスの基盤を整えるとともに、日常生活支援の様々な事業に取り組んできました。

また、平成 17 年 6 月には、更に適切な介護サービスの確立に向けて、介護保険法が改正されました。町ではこれを受けて第 3 期「身延町介護保険事業計画・身延町高齢者保健福祉計画」を策定し、予防重視型システムへの転換を柱とした、新たな介護サービス事業の創設や、地域ケア体制の充実に取り組んでいます。今後においてもこれらについて一層の事業推進を図る必要があります。

高齢者が心身の健康を維持するためには、生きがいづくりや社会参加の促進も重要であり、高齢者でも参加しやすいスポーツや文化活動などの振興にも積極的に活動支援を行ってきました。今後とも高齢者の健康づくりと合わせて、高齢者が持つ豊富な経験と知識をいかした地域づくりへの参画を更に拡大する必要があります。

特に、ふるさと回帰者も含む団塊の世代などを地域づくりの重要な戦力と捉え、公的なサービスを消費する側ではなく、提供する側、地域社会を支える側として位置付けて、高齢者が活躍できる環境をつくり出すとともに、退職後の就労や雇用の受け皿を整えていくことが必要です。

【基本方針】

高齢者が生涯を健康で自立した暮らしを営めるよう、在宅福祉対策を強化するとともに、民間活力と連携した介護サービス提供の充実を進めます。また、生きがいづくりを支援し、高齢者の能力がまちづくりの様々な場面で発揮されることを目指します。

【施策体系】

2. 高齢者福祉の充実	【1-1-2】	(1)高齢者福祉施設の充実	【1-1-2-1】
		(2)在宅福祉対策の推進	【1-1-2-2】
		(3)高齢者介護の充実	【1-1-2-3】
		(4)生きがい対策の充実	【1-1-2-4】

【施策】

(1)高齢者福祉施設の充実

①地域密着型サービス施設の整備促進

- 高齢者が住み慣れた地域で身体能力の向上及び維持に係る訓練等が受けられるよう、町内外のサービス事業者の協力を得て地域密着型サービス施設の充実と整備を図ります。

(2)在宅福祉対策の推進

①在宅支援

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができるように、緊急通報システム（ふれあいペンダント）、外出支援サービス、配食サービス、生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）や軽度生活援助事業等の充実に努めます。なお、身延地区に身延福祉センターを建設し、より充実した在宅支援対策を図ります。

②地域包括支援

- 地域包括支援センターを中心とした総合的な介護予防システムの確立に努めるとともに、介護予防ケアマネジメント専門職の配置、地域ケアネットワークづくり等の実施、及び介護予防サービス事業者などとの連携により、効果的な介護予防の推進を図ります。
- 認知症ケアに関する情報提供や早期治療の必要性の啓発を図るとともに、地域で見守るネットワークづくりなど、地域全体で支える環境整備を進めます。

③地域の支え合いの推進

- ボランティアによる介護サポーター等の活動体制の強化や地域支え合い事業の推進を図ります。

④暮らしのサポート

- コミュニティ・ビジネスを促進し、日常生活における困りごと、お届け、駆けつけ、送迎など、地域協働による暮らしのサポート事業を進めます。（★）

(3) 高齢者介護の充実

① 介護サービス情報の提供

- 介護保険サービスの利用者が安心してサービスを受けることができるよう、介護保険制度の内容やサービス事業者等の情報を的確に提供していきます。

② 地域密着型サービスの提供

- 住み慣れた地域で求めの細かいサービスの提供を図るため、町内外のサービス事業者の協力を得ながら、「身延町介護保険事業計画」との調整を図り、地域密着型による施設サービスの要望にこたえていきます。

③ 介護保険事業の運営

- 介護保険制度の円滑な実施のため、峠南広域行政組合との連携を図り、認定事務の迅速化に努めます。
- 介護給付費の適正化のため、ケアプランの点検・指導の強化と町指定の地域密着型サービス事業者の指導・助言・監督に努めていきます。
- 介護予防事業の一層の推進を図るとともに、保険料抑制のため広報等による周知を図り、介護保険財政の健全な運営に努めます。

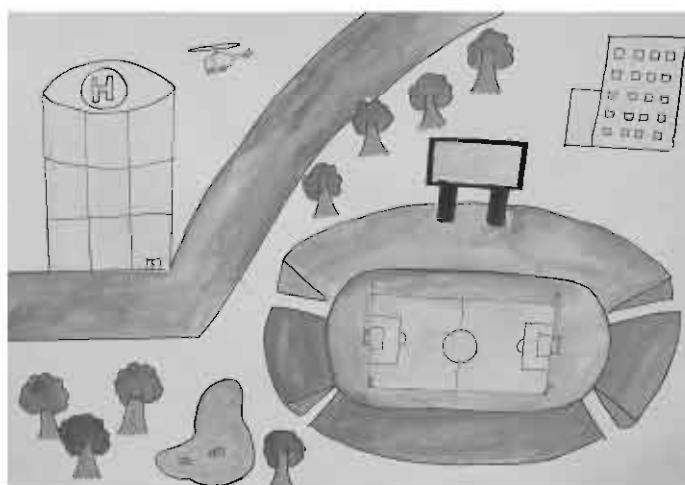
(4) 生きがい対策の充実

① 社会参加の拡充

- スポーツ大会、ゲートボール大会、集落敬老事業などの高齢者の様々な分野での社会参加機会の拡充を促進します。
- 高齢者が持つ技術・知識や経験をいかしていくため、シルバー人材センターと連携し、匠の技術伝承をはじめとした生きがい活動を促進します。 (★)

② 高齢者によるコミュニティ・ビジネスの促進

- 高齢者が主体となるコミュニティ・ビジネスによる相互の助け合いビジネスの起業を促進します。 (★)



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 子育て支援

【現状と課題】

町内の五つの公立保育所、三つの民間保育園では、社会環境の変化に伴い多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するとともに、子育てに関する悩み相談への対応も行い、子育てと仕事の両立を支援しています。また、小学生を対象にした学童保育を実施し、放課後児童の健全育成を図っています。

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化、ライフスタイルの変化等により大きく変動しています。特に、急速な少子化の進行により、将来の地域社会の運営や住民生活全体への深刻な影響が懸念され、子育て環境を改善し少子化を抑制する観点から、社会が一体となって総合的な少子化対策への取り組みを推進することが緊急の課題となりました。このため平成15年には次世代育成支援対策推進法が制定されました。

本町では、平成17年度に「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」を策定し、家庭、学校、地域、企業、行政等がそれぞれの役割のもと、一体となってすべての家庭に対する子育て支援を推進しているところです。

今後、この計画に掲げている様々な事業を効果的かつ効率的に推進するため、子どもの福祉と保健に関する業務等を一体的に取り組む体制の整備に努める必要があります。また、様々な活動団体が連携する子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。

近年、家庭や学校における児童虐待やいじめが、痛ましい事件に発展する事例が発生しており、これらを未然に防ぐ対策も重要な課題になっています。

また、離婚等による母子・父子世帯等が増加しており、子育てへの支援をはじめ、生活の安定と自立に向けた援護をしていく必要があります。

【基本方針】

「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」の着実な推進を図るとともに、関係部署や関係機関及び関係団体などの連携強化により、総合的な子育て支援体制の充実を進めます。

【施策体系】

3. 子育て支援	【1-1-3】	(1) 保育所機能の充実	【1-1-3-1】
		(2) 子育て支援体制の充実	【1-1-3-2】
		(3) 援護対策の充実	【1-1-3-3】

【施策】

(1) 保育所機能の充実

① 仕事と両立できる環境整備

- 保護者の多様な就労形態や緊急の事情等に対応した延長保育、一時保育、障害児保育など、子育てと仕事を両立できる環境づくりの充実・拡大に努めます。

②保育所の統廃合

- 地区的なバランスや入園児の動向を踏まえた上で、保育所の統合整備による保育サービスの充実を進めます。

③幼保一元化^{*)}の検討

- 保育所における幼保一元化について調査研究します。

(2) 子育て支援体制の充実

①相談機能等の整備

- 児童相談所や保育所、学校、地域子育て支援センターなどの連携を強化し、子育て支援のための相談体制の整備を進めます。
- 乳幼児を持つ親の不安解消を図るため、既存施設の活用などにより、子育て相談や親同士、子ども同士の交流ができる機能を充実させます。
- 子育て世帯等の抱える様々な問題を解決するため、関係機関との連携を図りながら、相談、指導の充実を図ります。
- 児童虐待やいじめに関する相談窓口などの設置を行い、関係機関と連携しながら、きめ細かなサポートに努めます。

②家庭教育の支援

- NPOや地区などの協力を得ながら、親子で楽しめる体験学習機会の充実など、次代の親の育成支援を推進するとともに、家庭教育学級など生涯学習体系において家庭教育支援の取り組みを進めます。

③遊び場と安全確保

- 公園緑地の整備や身延福祉センターの児童館運営などを通して遊び場の確保を進めるとともに、地域で子どもたちを見守る活動を促進し、子どもの安全確保を進めます。

④学童保育の充実

- 学校施設や民間施設などの活用をも検討しながら、学童保育施設数の拡大を図るとともに、障害児の受け入れなど運営の充実を進めます。

⑤子育て支援対策の総合化

- 家庭、学校、地域、企業、行政、さらに関係機関や団体との連携を強化し、子育て支援のための課題解決や情報交換を進め、総合的な子育て支援ネットワークの充実を図ります。

(3) 援護対策の充実

①生活の支援

- 母子・父子世帯の生活の安定と自立に向けて、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等医療費の助成、母子寡婦福祉資金の活用等による生活支援を図るとともに、職業訓練の促進などによる就業支援を推進します。

②相談・指導の充実

- ひとり親家庭等が抱える様々な問題を解決するため、関係機関との連携を図りながら、民生委員・児童委員、母子相談員等の相談・指導の充実に努めます。

4. 障害者自立への支援

【現状と課題】

本町では、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な取り組みを進めてきましたが、平成15年には障害福祉制度の一部が、従来の措置制度から支援費制度に移行し、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する制度になりました。

さらに、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、サービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類にかかわらず共通の制度によるケアマネジメントを得て福祉サービスの利用を行うことになりました。

施設から地域へという障害者対策の流れの中、住み慣れた地域で自立した生活を支援するサービスの充実を図るなどの在宅福祉に重点を置いた事業の拡充が必要となっています。また、障害者が自立した生活を送るためには、日中の活動の場づくりをはじめ、就業の促進や雇用の場の確保が課題となっています。

こうした動向の中で、本町では障害者基本法に基づく障害者福祉計画の策定を行う必要があり、これに基づいて障害保健福祉施策の総合的・計画的な推進に取り組む必要があります。また、障害者自立支援制度の円滑な導入を行うために、障害区分によらない一元的なサービス体系及び地域におけるサービス提供体制等の充実が課題となっています。

さらに、風水害のみならず東海地震への懸念がある本町では、災害時における要援護者への防災、救出体制の強化など、安心して暮らしてゆける環境づくりが急務となっています。

【基本方針】

施設サービスの充実に努めるとともに、居宅サービスの効果的な利用を促進するなど、援護対策を充実します。また、社会参加・交流を促進し、バリアフリーな環境づくりに努めます。

【施策体系】

4. 障害者自立への支援	【1-1-4】	(1) 障害者福祉施設の充実 (2) 援護対策の推進	【1-1-4-1】 【1-1-4-2】
--------------	---------	-------------------------------	------------------------

【施策】

(1) 障害者福祉施設の充実

①通所・入所施設の整備

- グループホーム^{*)}などの施設整備への支援に努め、在宅生活が困難な障害者の施設への通所及び入所を円滑化します。

②活動・就労の場の確保

- 就労することが困難な障害者に対し、授産指導・生活指導を行う小規模作業所の運営を支援し、日中活動・就労の場を確保し、自立と社会参加を促進します。

(2) 援護対策の推進

①障害者福祉計画の策定

- 障害者福祉対策の総合的・計画的な推進を図るための指針となる障害者福祉計画を策定します。

②障害者自立支援制度の運営

- 障害者が支援の必要度に応じて、サービスを利用できるように、認定調査や審査会による審査・判定など、障害者自立支援制度の円滑な運営を図ります。

③居宅サービスの充実

- ホームヘルプサービスや移動援護、コミュニケーション支援、障害児の一時預りサービスなど、地域で自立した生活を送ることができるよう、事業を拡充します。

- 障害者の日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスを充実します。

④就労支援

- 公共職業安定所や関係機関と連携を図りながら、就労支援を推進し、障害者の福祉的就労から一般雇用への移行の促進に努めます。

⑤バリアフリー環境づくり

- 公共空間のバリアフリー化を推進するとともに、住環境の改善を支援します。

- スポーツ大会や各種教室等への参加を促進するとともに、だれでも参加できる行事の開催及び環境づくりを進めます。

- 積極的な広報・啓発活動により、障害者に対して抱きがちな差別的な認識を改め、障害者への理解が一層深まるように努めます。

⑥災害時における支援

- 高齢者などとともに災害弱者とされている障害者が、災害発生直後の安否の確認、救出及び日常生活に戻るまでの間等に十分な配慮と支援が受けられるような方途を関係機関と検討します。

第2節 快適な暮らし

1. 住宅・宅地の整備

【現状と課題】

本町においては、若者の定住化を進める住宅政策が課題となっており、宅地分譲など定住のための環境整備を進めています。

山間部においては、過疎化に伴い相当数の空き家が発生しており、所有者の理解を得て、田舎暮らしや農業体験宿泊施設として空き家を再利用することなどが課題となっています。

住宅・宅地の整備は、定住促進を図る上で重要な位置付けにあり、宅地分譲を進めるとともに、交通条件の改善や雇用・就労の場の創出、子育て環境の整備など多様な施策を総合的に進めて相乗効果を発揮していく必要があります。

また、本町の多自然居住環境をいかした、ゆとりのある居住環境の整備に向けて、新たな宅地分譲をはじめ、様々なニーズにこたえる住宅政策を検討していく必要があります。

合併前には、各町とも町営住宅ストック総合活用計画を策定し、建替え計画を進めましたが、定住化促進対策等も考慮し、新町として統合した新たな計画を策定し、整備の方向性を定めるとともに、効率的な管理運営の検討も行う必要があります。

高齢化が一層進む中で、住宅におけるバリアフリー化など高齢者等に対応した住宅整備について、普及・啓発を行っていく必要があります。また、近年の新潟県中越地震等の大規模地震による建築物の倒壊被害などが発生し、住宅における耐震性能についての不安と関心が高まっています。東海地震の発生が懸念される中、町民が安心して暮らせるよう住宅の耐震診断の必要性についての啓発に努めていますが、一層の耐震改修の促進を働きかけていく必要があります。

【基本方針】

定住・新定住の促進に効果的な住宅対策の指針を樹立するとともに、良好な住環境の整備に努め、町営住宅の改善を進めます。また、若い世代も住みやすい宅地開発や分譲を促進し、更に空き家等の利活用を進めます。

【施策体系】

1. 住宅・宅地の整備	【1-2-1】	(1) 住宅対策	【1-2-1-1】
		(2) 宅地の開発	【1-2-1-2】
		(3) 空き家等の利活用	【1-2-1-3】

【施策】

(1) 住宅対策

① 住宅対策指針の樹立

- 計画的かつ総合的な住宅対策を推進するための基本となる町営住宅ストック総合活用計画を町民と行政との協働により策定します。
- 町営住宅ストック総合活用計画の策定にあたっては、町営住宅はもとより県営住宅、雇用促進住宅等の有効活用を図りながら、入居状況の確認や的確な入居予測を行い、効率的な活用計画の策定を進めます。

② 安心・安全な居住環境の普及

- 地域に根ざした住宅施策の展開を基本に、高齢化の実情に即した住宅のバリアフリー化や建物の安心・安全に配慮した住まいの普及を働きかけていきます。
- 耐震診断の必要性についての啓発と耐震改修の促進に努めます。

③ 町営住宅の改善

- 町営住宅については、老朽化の著しい団地の用途変更や払い下げ等も視野に入れ、快適な生活を行う上で必要な居住水準の確保や若い世代のニーズも踏まえながら建替え等の適切な対策を順次進めています。
- 管理運営の効率化を図るための運営形態の検討を進めます。

④ 集落再編への対応

- 山間部集落において移転を希望する地区については、集落再編整備等による住宅・宅地の受け皿づくりを推進します。

(2) 宅地の開発

① 宅地の開発、分譲

- 定住化対策、少子化対策、子育て支援対策等とも連携しながら、だれもが住みやすい宅地開発と分譲を促進します。

(3) 空き家等の利活用

① 空き家情報の収集と提供

- 地区コミュニティと連携して防災対策を含めて空き家の実態についての情報収集を進めます。
- 全国的な田舎暮らし情報提供機関等への情報提供を進め、空き家等を活用した季節居住や週末居住など、都市住民の田舎居住ニーズにこたえるための相談・情報提供に努めます。 (★)
- 空き家利用の窓口となる情報バンクの設置など、空き家の利活用や定住化を促進する対策の検討を進めます。 (★)

② 空き店舗利用等の検討

- 商業・観光振興対策とも連動しながら、空き家や空き店舗利用対策、不動産流通の促進に向けた方策を検討します。

2. 水道施設の整備

【現状と課題】

本町では、町営の簡易水道事業 10 及び組合管理の簡易水道 17、山間地等の小規模給水施設（町営 4、組合 36 施設）により飲料水の供給を行っています。簡易水道の水源地は山間地の谷間からの取水が多いいため、豪雨時等の濁りなども発生する状況にあり、さらに小規模給水施設は高齢化等も進み、その適切な維持管理が困難になりつつあります。

今後、安定供給や適切な維持管理を行うため、簡易水道の統合整備が必要となります。また、全町民に安全で十分な水を供給するため、未普及地域の解消を図る施設整備が必要です。さらに、老朽化した施設や送配水管の更新が重要な課題であり、地震災害対策の観点からも施設の早期の更新や改良が必要となっています。

こうした基盤整備は、多額の費用と時間が必要となるため、長期的展望にたつた需給計画を検討の上、計画的かつ効率的に施設整備を進めていくことが必要です。

水道事業の経営は、独立採算が法制度化されていますが、水源地が遠いなど施設整備に多額の費用を要し、加えて既存施設の改築更新、新たな施設の建設、水源の確保、未普及地域の解消といった課題等を多く抱え、厳しい事業運営を迫られています。今後、水道整備計画を踏まえ、経営の効率化や料金体系の適正化等を進め、公営企業として経営の健全化に努める必要があります。

なお、家庭の井戸は災害時の有効性を踏まえ、水質管理の徹底により維持していくことが望まれます。

【基本方針】

水道需給計画（水道整備計画）の抜本的な見直しを進めながら、水源の確保、水道施設の整備と統合整備を図り、安全で質の高い水を供給します。また、水道事業経営の健全化に努めます。

【施策体系】

2. 水道施設の整備	【1-2-2】	(1) 水道施設整備の推進	【1-2-2-1】
		(2) 水道事業の運営	【1-2-2-2】

【施策】

(1) 水道施設整備の推進

①水道整備計画の策定

- 水道事業計画の基礎となる需給計画（水道整備計画）については、将来動向等の状況を勘案しながら抜本的見直しの中で策定を進めます。

②水源の確保

- 水源地の保全を図るとともに、安定した水源確保に努めます。

③水道施設の整備

- 需給計画に基づき水道施設の整備と統合整備を推進します。
- 安全で質の高い水を供給するために、老朽化した送配水管及び浄水施設等を計画的かつ効率的に整備、更新します。

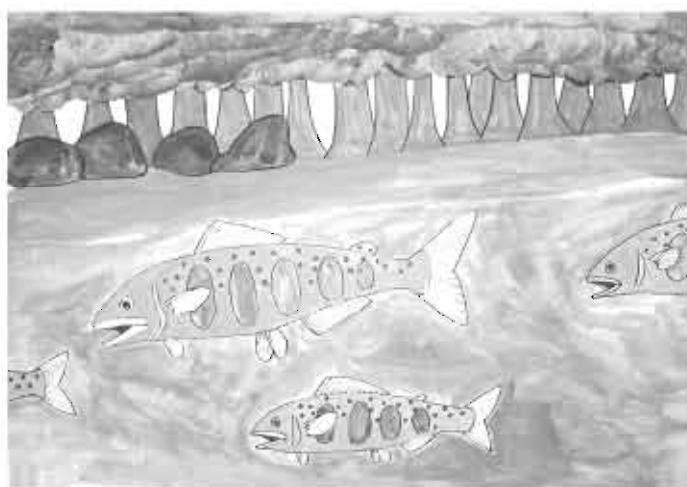
④未普及地域の対策

- 未普及地域については、その解消に努め、地理・地形的に給水区域へ包含できない地域については、小規模給水施設として水の確保と濁り除去などの施設整備、管理運営の方向について対策を検討します。

(2) 水道事業の運営

①経営の健全化

- 計画的かつ効率的な事業運営を行い、経営の健全化を図るとともに、地区間及び将来の水道使用者の負担が公平となるように努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 下水道施設の整備

【現状と課題】

本町の公共下水道は、平成3年から身延町特定環境保全公共下水道事業(帶金・塩之沢処理区)、平成8年から身延町公共下水道事業(角打・丸滝処理区)、平成14年から身延町特定環境保全公共下水道事業(中富処理区)が供用を開始していますが、接続・水洗化の過程にあります。

農業集落排水施設整備事業は上之平地区、小規模集合排水施設整備事業は北川地区で実施し、接続率・水洗化率とも100%となっています。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図り、快適な生活を確保する上で重要な社会基盤です。今後、公共下水道整備区域内の水洗化率を高めるとともに、下水道事業の計画的な拡張整備、浄化槽の普及促進など、長期的観点から町域全体の生活排水対策が必要です。

そのため、各地区の実情を考慮し、経済性を基に「身延町生活排水処理計画」(平成17年5月)を策定し、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域を明確にし、今後の生活排水処理の方向付けを行っています。

この計画に基づいて、地域再生計画の認定による汚水処理施設整備交付金の活用や事業認可取得による国庫補助金を活用し、公共下水道や浄化槽の整備を計画的に進めることにしています。整備にあたっては、長期の整備期間と多くの事業費を要し、また、土地利用と密接な関連性を有するものであることから、長期的な展望のもとにより計画的に進めていく必要があります。

下水道汚泥の処理対策として、現在EM(有用微生物群)の投入により、消臭や汚泥生成の抑制を図っており、その有用性の確認や他の先進自治体での効果をも検証しながら進める必要があります。また、発生汚泥を資源として活用を図る必要性から肥料化等のリサイクルの推進に取り組んできましたが、今後更に循環型社会の構築を図る観点から、その促進に意を注ぐことが必要です。

事業経営については経営環境を様々な角度から分析を行い、経営改善を実施するとともに、受益と負担の適正化の検討を行い、経営の健全化を図っていくことが必要です。

【基本方針】

「身延町生活排水処理計画」に基づいて、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域に応じた整備を進めます。また、下水道事業経営の健全化に努めます。

【施策体系】

3. 下水道施設の整備	【1-2-3】	(1) 生活排水処理施設の整備推進	【1-2-3-1】
		(2) 下水道事業の運営	【1-2-3-2】

【施策】

(1) 生活排水処理施設の整備推進

①生活排水処理計画の推進

- 「身延町生活排水処理計画」に基づいて、長期的な視点から、計画的で効率的な生活排水処理を推進していきます。
- 集合処理として特定環境保全公共下水道事業中富処理区、公共下水道事業身延処理区、特定環境保全公共下水道事業下部処理区を推進するとともに、久那土処理区・常葉処理区、下山処理区の事業化の検討を図ります。なお、事業化に向けては、県代行での取り組みを要請していきます。
- その他の区域は、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）、浄化槽設置整備事業（個人設置型）により段階的な浄化槽の普及促進を図ります。

(2) 下水道事業の運営

①下水道加入の促進

- 公共下水道整備区域における下水道加入の促進を図るため、助成制度等のPRと制度の充実を推進します。

②経営の健全化

- 整備施設の維持管理の充実、水洗化の普及促進などにより、効率的な事業運営の推進を図り、経営の健全化に努めます。
- 土壤浄化法の処理方式を導入し、さらにEMの投入による汚水処理により、消臭や汚泥の減量化とともに、処理汚泥を原料とする土壤改良剤や堆肥への活用を進め、経費節減と環境対策の推進を図ります。

第3節 安心な暮らし

1. 防災対策の強化

【現状と課題】

本町は、日本三大急流の一つである富士川の氾濫や、急峻な山間部とその谷間に沿って集落が点在する地形による、土石流、地滑り、山地崩壊など、災害の発生する可能性が非常に高い地形条件にあります。東海地震については地震対策強化地域にも指定されており、被害想定の甚大さや地震発生の切迫性により、防災に対する関心が高まっています。また、武力攻撃事態等に対処する国民保護法の成立に伴い、本町においても、平成18年度に「身延町国民保護計画」を策定し、態勢づくりを進めています。

平成17年度に策定された「身延町地域防災計画」では、新身延町としての防災体制の強化、地域防災力の向上、災害時要援護者対策の三つをキーワードとして、災害に強いまちづくりを目指します。この計画に基づき防災体制の整備に努めていますが、本町の有する地域特性や、観光地、過疎化といった社会特性に加え、高齢者、障害者などの「災害時要援護者対策」を踏まえ、更に検討を進めていく必要があります。

【基本方針】

あらゆる災害に対し、新身延町としての防災組織強化、地域防災力の向上、災害時要援護者対策の三つをキーワードとして、行政、防災関係機関、消防団、自主防災組織、住民が役割分担を明確にし、災害に強いまちづくりを目指します。

【施策体系】

1. 防災対策の強化	【1-3-1】	(1) 災害防止対策の推進 (2) 地域防災体制の強化	【1-3-1-1】 【1-3-1-2】
------------	---------	--------------------------------	------------------------

【施策】

(1) 災害防止対策の推進

①未然防止と被害の軽減

- 土砂災害の未然防止や河川護岸施設の被害の軽減を図るため、危険箇所指定区域の標示や住民への周知徹底、防災パトロールの実施や点検の充実、急傾斜地崩壊対策事業や砂防堰堤の整備、河川改修などを関連機関と連携し推進していきます。

- 洪水時における富士川浸水状況や避難所などの情報に加え、山間地も含む全町的な土砂災害による危険箇所、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所などを記載した富士川洪水ハザードマップ^{*)}を町民に配布し、大雨や洪水時における速やかな対応により被害の軽減を図ります。
- 森林等の適切な管理を推進し、土砂災害の未然防止に努めます。

②国民保護対策

- 武力攻撃やテロ等の緊急事態に対処するため、「身延町国民保護計画」を基本に国・県、各関係機関との連携を図りながら、組織体制整備や訓練、研修等の事前対策や広域的な対策強化に努めます。

(2) 地域防災体制の強化

①地域防災力の向上

- 災害防止及び被害を軽減するため、ハザードマップの作成・配布、教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図るとともに、初期消火や避難・救援を行う自主防災組織を強化し地域防災力の向上を目指します。
- 防災拠点の耐震化・耐水化を進めるとともに、無料耐震診断及び耐震改修の普及、家具の固定などの普及などにより減災対策を進めます。
- 自主防災組織による集落内の避難所、避難路、土砂災害等の危険箇所や、障害者、独居老人などの情報を記載した手づくりの「防災マップづくり」を推進します。これにより、地域の個別情報の確認や、災害時の迅速な初期行動が可能になり、ひいては「自主防災力の向上」につながります。

②防災体制の強化

- 町及び防災関係機関の応急対策等を確実に実施するため、初動マニュアルの逐次改定をはじめ、事前避難・避難勧告・避難指示の基準づくりなど行動規定の明確化を図ります。
- 防災行政無線施設の整備充実に向けた検討を進め、非常時の情報伝達手段としての活用と運用体制の強化を図ります。
- 応急対策をより迅速、的確に実施するために、地震等大規模災害時に備えた広域的な支援体制の強化、防災ボランティアや防災リーダーの育成、企業等との協力体制の充実などを図ります。
- 警察、消防等と連携してテロ対策についての研究や必要な訓練など有事への備えを強化します。

③災害時要援護者対策

- 病院、福祉施設や自主防災組織、消防団、関係機関との相互連携のもと、観光客等も含む災害時要援護者対策の推進を図ります。
- 災害時における高齢者や乳幼児、傷病者及び障害者等の避難、救援、救急救助体制づくりを強化するとともに、孤立集落対策を図ります。

2. 保健・医療の充実

【現状と課題】

(保健)

生活環境の改善や、医学の進歩により、長寿化が進みました。一方では急速な高齢化とともに生活習慣病の増加などが社会問題となっています。平成12年には、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的とした21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）が提唱され、一人ひとりの健康の向上に関する取り組みが重点となっています。

本町は、全国平均を大きく上回る速度で高齢化が進行していますが、成人保健・老人保健対策の推進として、各種教室や健康相談などの高齢者の健康維持への取り組みに力を入れてきました。

健康寿命の延伸を図るために、死亡原因の約6割を占める生活習慣病（がん、脳卒中、心疾患など）の発症予防と、早期発見のための健康診査や健康教育などの保健事業の充実強化が求められています。

こうしたことを背景に、子どもから高齢者までのすべての町民が、その生涯を通じて生き生きと充実した生活を営むことができるよう、食生活、生活習慣や体力面などのセルフコントロール能力を身に付け、健康課題の解決に向けた自主的な活動を進めていくための意識啓発や健康づくり活動を支援することが重要なっています。

(医療)

急速に進む高齢化や慢性疾患の増加による疾病構造の変化など、町民の医療に対するニーズも多様化、高度化しています。

本町の医療機関は、現在、身延町早川町組合立飯富病院、財団法人身延山病院及び医療法人財団交道会しもべ病院、開業医5、歯科医院7、僻地診療所6があり、アンケート調査等によると町民の医療に対する満足度も高い傾向にあります。飯富病院については地域の中核医療機関として、山間地への出張診療を実施するとともに、町有バス・病院の送迎バスで通院患者の交通を確保しています。

今後、高齢化の急速な進展や慢性疾患の増加により、保健・医療の更なる充実が求められる中、健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、地域における保健・医療の充実に努めることが大切です。

休日急患対策では、現在、一次救急医療から三次救急医療までのそれぞれが、医療機能に合わせて的確に対応しています。また、小児救急医療事業を実施しています。

(国民健康保険)

国民健康保険制度については、高齢化の進行及び高度先進医療機器の充実等、医療内容の高度化により、医療費が増大し、医療費の適正化が課題となっています。そのため、診療報酬明細書等（レセプト）の点検や適正な受診等への啓発を進めていますが、今後とも、国民健康保険制度に対する理解を高めるとともに、財政基盤の安定化対策を強化する必要があります。

平成20年度から、特に医療費増大要因となっている生活習慣病の予防のための「特定健康診査」や「特定保健指導」を実施することが法的に保険者に義務付けられたことから、その実施に向けて「特定健康診査等実施計画」及び実施体制づくり等の必要があります。

【基本方針】

保健・医療と福祉等の連携を図りながら、住民の健康維持・増進を図る保健事業を推進しながら、住民のセルフコントロール能力を高め、自主的な健康づくり活動を促進します。また、関係機関との連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

【施策体系】

2. 保健・医療の充実	【1-3-2】	(1) 保健事業の推進	【1-3-2-1】
		(2) 健康づくり活動の促進	【1-3-2-2】
		(3) 地域医療体制の強化	【1-3-2-3】
		(4) 保健・医療と福祉等の連携	【1-3-2-4】
		(5) 国民健康保険制度の推進	【1-3-2-5】

【施策】

(1) 保健事業の推進

①母子保健対策

- 各種の学級開催や乳幼児健診をはじめ、母親父親としての意識啓発、育児相談体制の強化なども含めた母子保健対策を推進します。

②生活習慣病予防

- 健康診査や健康教育、栄養指導などの保健事業を推進するとともに、生涯を通じた健康づくり事業を福祉や教育など、様々な分野と連携し実施することにより生活習慣病予防に努めます。
- 生活習慣病予防検診、生活習慣病予防教室、転倒予防教室など成人保健対策を推進します。

③感染症予防対策

- 予防接種、結核検診など感染症予防対策を推進するとともに、関係機関と連携し、その他の感染症に対し早期に対応できる体制の整備に努めます。

④歯科保健対策

- 学校保健との連携をはじめ、乳幼児から青年期・壮年期・老人期の生涯にわたる歯科保健対策を推進します。

⑤心の健康づくり

- 広域的な専門相談体制との連携をとり、講演会などの普及啓発事業をはじめとした、ライフステージに応じた心の健康づくり事業を推進します。

(2) 健康づくり活動の促進

① 健康づくり意識の浸透

- 福祉・教育・産業等の様々な分野において、関係団体との連携・協力を推進しながら、町民自らの健康づくり意識を高めるための啓発と情報提供を充実します。

② 町民の主体的な健康づくりの推進

- 健康づくり協議会、保健推進員などを中心とした団体の育成支援、健康づくりの自主活動グループの育成と活動支援を進めます。
- 家庭、学校、職場、地域において、健康の保持・増進を図る町民の主体的な健康づくり活動を促進します。

(3) 地域医療体制の強化

① 中核病院の充実

- 飯富病院など中核病院については、安全で質の高い医療サービスを提供するため、医療安全管理体制の充実や広域的連携の視点を踏まえた高度医療機器の整備充実を図るとともに、医療技術向上のため教育、研修の充実の促進、遠隔地等の地域医療サービスの充実に努めます。また、より安定的かつ効率的な病院経営・組織の在り方についてその方向性を検討します。

② 病院間連携による高度医療機器の効率的整備

- 地域に立地する病院を一つの大きな医療機関と捉え、この中で高度医療機器を効率的に整備できるよう、広域的病院間連携を図り、各病院の特色付けに結び付く高度医療機器や体制整備の促進を図ります。

③ 町民に身近な医療の確保

- 関係機関との連携を図りながら町民に身近な医療を行う、かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着を促進します。

④ 急患対策

- 各医療機関及び関係団体の協力を得て、小児急患診療や休日急患対策の維持、強化を図ります。

⑤ 後期高齢者医療制度の推進

- 高齢者医療サービスの安定的な確保に向けて、広域的連携を図る中で、医療保険業務のシステム構築を進めます。

(4) 保健・医療と福祉等の連携

① 連携体制の強化

- 保健・医療・福祉の連携と分担を基礎とした「身延町高齢者保健福祉計画」を推進するとともに、各関係機関の専門的・技術的な機能をいかしながら、地域における保健・医療と福祉等の密接な連携による相乗効果の発揮に努めます。

(5) 国民健康保険制度の推進

①広報・啓発の強化

- 町広報誌の「保健だより」・「国保だより」などを通じて、国民健康保険制度や適正受診等についての広報・啓発を推進します。

②事業運営の安定

- レセプトの点検体制の強化、高額医療費等の分析を進めながら、国民保健事業の円滑かつ適正な運営の確保、及び国民健康保険財政の安定化を図ります。
- 医療費適正化対策等に係る特別対策事業を計画的に推進することにより、国民健康保険事業の安定化に努めます。
- 「特定健康診査等実施計画」を策定し、計画に基づいた「特定健康診査」や「特定保健指導」を進め、生活習慣病の予防に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 消防・救急の充実

【現状と課題】

本町の消防・救急活動における体制は、峠南広域行政組合消防本部・中部消防署と身延町消防団により組織され、緊密に連携を図りながら活動を推進しています。

適切な消防活動の推進に向けて、常備消防である峠南広域行政組合においては消防施設や機械器具装備等の計画的な整備・充実に努めていますが、建築技術や生活様式の高度化等に伴い危険度の高い多様な災害も想定され、更なる装備の充実を図っていく必要があります。

消防団については、1団、10分団 44部、860名（条例定数）で組織され、地域での消防活動や火災予防啓発活動を行っています。団員の中には町外への就業者も多く、日中に消防団員が不足することや人口の減少と、高齢化などにより団員の確保が難しくなっていることなどが課題です。こうしたことから訓練等を通じて、団員個々の実働能力を向上させるとともに、消防施設・装備の一層の整備を図る必要があります。

救急・救命活動は、中部消防署、下部分駐所に救急車を配備し業務にあたっています。交通事故の増加や高齢化の進展等により、出動は年々増加傾向で、更に救急、救助の要請は増大する可能性があります。こうした変化に迅速かつ的確に対応できるように体制強化を図る必要があります。また、救急隊到着前の町民による応急救手の重要性やその知識の普及啓発が必要となって来ています。

【基本方針】

常備消防、消防団とともに、生活様式の変化等による、災害の多様化に対応し
うる装備の充実を図るとともに、町民に対して火災予防、防火意識の啓発を進
めていきます。

救命率の向上を図るために、装備・施設の近代化・高度化を推進するとともに、
救急救命士の養成、救急隊員の育成を進めます。また、住民に応急救護、救急
協力の重要性の認識を広めていきます。

【施策体系】

3. 消防・救急の充実	【1-3-3】	(1) 消防体制の充実	【1-3-3-1】
		(2) 救急体制の充実	【1-3-3-2】

【施策】

(1) 消防体制の充実

①防火対策と防火啓発活動の充実

- 防火対象物や危険物施設への予防査察を強化するとともに、住宅、施設の防火対策を推進し、火災の未然防止及び火災時における拡大防止、被害の軽減を図ります。
- 火災予防運動、年末年始特別警戒をはじめとした各種啓発行事等の実施により、住民の火災予防、防火意識の向上を図ります。

②消防施設、資機材の充実

- 特殊火災や大規模火災など火災原因の変化にも対応できる防災対策の推進に向け、消防車両や各種資機材への整備充実を図り、消防体制の強化に努めます。
- 消火活動を円滑にし、被害を軽減するため、東海地震等も踏まえた耐震性の機能を持った防火水槽等の整備を計画的に推進します。

③消防団の活性化

- 若手を中心に団員の加入促進を図るとともに、消防施設及び資機材の近代化を目指し、機動性ある消防施設整備に努め、魅力ある組織体制づくりを目指します。また、自主防災組織と連携した活動を推進します。

(2) 救急体制の充実

①救急体制の充実

- 救命率の向上を図るため、峠南広域行政組合消防本部における各種装備、資機材、施設の近代化・高度化を推進するとともに、救急救命士の養成、救急隊員の育成、人命救助のための訓練を強化し、また、医療機関との連携強化に努め、救助活動の充実を図ります。

②応急救護の重要性

- 自動体外式除細動器（AED）を公民館、集客施設等に配備し、機器を用いた応急手当を普及させるなど、町民に対する救命講習の拡大、救急協力体制の充実を目指します。

4. 交通安全対策の充実

【現状と課題】

交通量の増加、運転者の高齢化、飲酒・酒気帯び運転、運転中の携帯電話の使用、後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの着用率の低迷、道路への急な飛び出しなど、運転者・歩行者の交通モラルの低下等によって、交通事故発生要因は増加傾向にあります。また、子どもや高齢者など交通弱者の交通事故の増加が懸念されます。

本町においては、地理的に公共交通機関が不足している状況にあり、住民生活の自動車依存度は非常に高くなっています。本町では交通事故防止に向けて、「身延町交通安全計画」に基づき、安全施設設置など、道路交通環境の改善を図るほか、行政、町民、関係機関が一体となって、交通安全対策の推進に努めています。

今後とも、道路を管理する国・県・町に加え、地域や警察など交通関係団体と連携しながら、歩道、カーブミラー、防護柵等の安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。また、関係機関と連携し、一人ひとりに正しい交通ルールとマナーを習慣付けるとともに、運転者、子ども、高齢者等に対する交通安全教育を徹底する必要があります。

【基本方針】

交通安全施設の整備など道路交通環境の改善を図るとともに、関係機関との連携により、交通安全教育・啓発活動を推進します。

【施策体系】

4. 交通安全対策の充実	【1-3-4】	(1) 交通安全施設等の整備	【1-3-4-1】
		(2) 交通安全教育と啓発	【1-3-4-2】

【施策】

(1) 交通安全施設等の整備

①道路交通環境の改善

- 交通安全施設や歩道の整備、山間部における車両退避所の設置など、道路交通環境の改善を進め、交通事故防止に努めます。

(2) 交通安全教育と啓発

①交通安全指導の充実

- 地域における交通安全指導の充実を図るために、交通安全協会、交通安全母の会等の活動を積極的に支援し、地域ぐるみの交通安全思想・意識の高揚に努めます。

②交通安全教育の推進

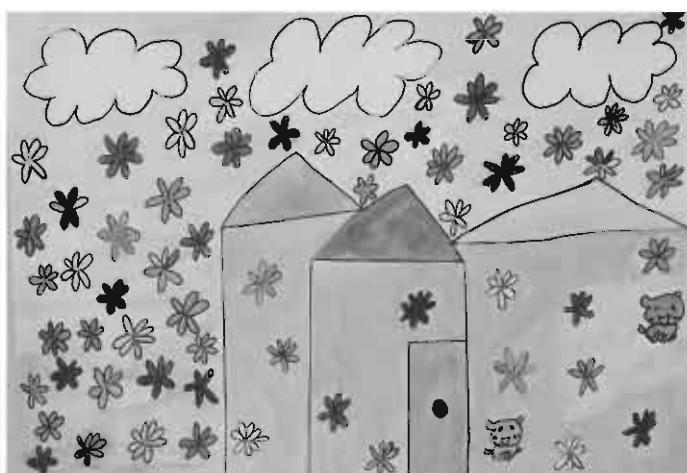
- 保育所や学校、家庭、地域などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。

③運転者への啓発

- 交通安全関係団体の活動を通じて、交通ルール・モラル・マナーの向上への啓発を図ります。
- チャイルドシートの着用徹底を図るため、乳幼児用チャイルドシートの貸出や着用の必要性の啓発などにより、着用率の向上に努めます。
- 警察など交通安全関係機関と町、地域、飲食店等とが連携・協力し、飲酒・酒気帯び運転の徹底追放を進めます。

④交通安全運動

- 春、夏、秋、年末等の交通安全運動を中心に、住民の運動への積極的な参加と理解・協力を得て、運動趣旨の徹底と推進体制の充実を図ります。
- 交通安全期間中などで県外車両に対する交通安全指導を行い、交通安全意識の徹底に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

5. 防犯対策の充実

【現状と課題】

近年、犯罪の広域化、多様化、凶悪化により、女性や社会的弱者である子どもたちや高齢者を狙った犯罪が増加しています。「安全安心なまちづくり」を進める中で防犯対策は、重要な課題の一つです。

このため本町では、平成18年2月より青色防犯パトロールカーの運行を開始しました。地域においても、小学生の下校時に地域の有志による見守りや、一緒に帰宅するなどの活動への取り組みが行われています。

また、近年、地域防犯の要である駐在所について警察官駐在箇所が削減されたり、平成19年4月からは本町全域が南部警察署の管轄となることも決定したことから、これまで以上に地域に密着した警察の迅速な対応を行う体制を要請していく必要があります。

【基本方針】

防犯活動の基本は、警察であり地域に密着し、迅速かつ機動力のある警察活動を行う体制を強く要望していきます。

住民の防犯意識への高まりを背景として、子どもたちや高齢者の教育・啓発活動を警察署等の関係機関と協力して進め、住民による防犯活動を更に推進します。

【施策体系】

5. 防犯対策の充実	【1-3-5】	(1) 防犯啓発活動の推進	【1-3-5-1】
		(2) 死角の排除	【1-3-5-2】
		(3) 地域防犯活動の推進	【1-3-5-3】

【施策】

(1) 防犯啓発活動の推進

①防犯教育・啓発

- 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校での防犯教育の推進を図るとともに、警察署等関係団体の協力を得て高齢者行事などの際には積極的に防犯への啓発活動を進めます。
- 防災行政無線を活用した情報提供をはじめ、防犯に関する幅広い情報の提供に努めます。

(2) 死角の排除

①死角箇所の認識と排除

- 犯罪を未然に防ぐため、住民が主体的に防犯マップを作成するなどにより、まず死角となる箇所を認識し、死角を排除する方策を講じるよう努めます。
- 防犯灯設置への支援を図り、地域の安全環境の改善に努めます。

(3) 地域防犯活動の推進

①住民活動への支援

- 各種犯罪を未然に防ぐため、各種防犯組織との連携を図るとともに、住民活動に必要な助言と協力など、支援に努めます。

②地域に根ざす警察の強化

- 地域住民の防犯活動には限界があることも事実です。地域の防犯活動の要である、警察官の増員や適正配置を所管警察署を通じて県警察本部へ継続して強く要望していきます。
- 駐在しなくなった駐在所への警察官の再配置を強く要望していくとともに、警察官のパトロール強化と住民・地域に密着した防犯啓発活動を要請します。

③児童生徒の安全確保

- 地域ボランティアの協力を得て、登下校時におけるスクールガード活動などにより、児童生徒の安全確保を図ります。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第2章 うるおいの環境を保全する（環境保全）

第1節 みどりの継承

1. 自然・みどりの保全

【現状と課題】

本町では、山梨県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地区として、七面山自然保存地区（身延）が指定され、さらに自然記念物として、柄代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地（柄代）、反木川上流のヨコグラノキ（八坂）、早川橋のモクゲンジ林（遅沢）、一宮賀茂神社のサカキ林（下山）、小原島貝化石（粟倉）が指定されています。町ではこうした価値ある自然資源についてその保全を図っています。また、本栖湖西岸は本町東端に位置しており、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。この地域は富士山麓に位置し、現在本町を含めた富士山周辺自治体と山梨県、静岡県が中心となり、富士山世界遺産登録に向けた活動を進めています。

こうした自然公園区域にあっては、町民をはじめ多くの来訪者が優れた自然環境にふれあい、自然環境について学び考え、高い認識を持てるよう、適切な事業の推進と保全を図る必要があります。

本町の集落周辺の自然環境の大半は、地域の人々によって守り育てられてきた里山や農地からなっています。これらはかつて多様な生物生息空間を形成してきましたが、近年の生活様式の変化などにより、里山の必要性が薄れ人の手が入らなくなったりため、荒廃する里山や耕作放棄地が増加し、山際を中心に有害鳥獣による深刻な農作物被害をもたらしてもいます。

このため、里山や農地などの身近な自然環境にあっては、これらが持つ多面的な機能を保全するため、農林業の振興を図るとともに、ボランティアの活用など新しい保全管理の手法を導入することが求められます。

また、本町では地域の住民の努力により、一色地域のホタルの里をはじめ、町内各地にホタルが自生する環境があります。これらは、都市住民の間で自然指向が高まる中で、観光客も多く集まる地域の魅力の一つとなっています。

こうした、身近な自然の保全活動が広がるよう、地域住民が主体となって行う自然学習や環境改善活動などを促進し、活動が継承されるように努める必要があります。

【基本方針】

豊かな自然環境を守り育てながら、環境保護施策を推進するとともに、自然環境を人々の交流・観光・学習の場、健康保健・休養の場として活用します。

【施策体系】

1. 自然・みどりの保全	【2-1-1】	(1) 自然保護対策と保全管理の推進 (2) フィールドミュージアムづくり	【2-1-1-1】 【2-1-1-2】
--------------	---------	--	------------------------

【施策】

(1) 自然保護対策と保全管理の推進

①自然保護の重要性の啓発

- 自然保護の重要性や必要性について、あらゆる機会を通じて、その啓発に努めます。

②水辺環境の保全

- ホタルの里づくり事業を進めるとともに、河川や水路については、治水機能のほか、生きものの生息空間としての役割を重視し、整備・改修にあたっては、水辺環境の保全に努めます。

③周辺の緑の保全

- 周辺の緑を町民の散策や子どもの遊び場、また、学校における環境教育の場などとして活用するため、町民主体の保全活動を支援します。
- 身近な里山や農地等は農林業の振興によって保全を図ることを基本とし、生物多様性の保全や景観の保全を図るため、ボランティア活動の受け入れなど、新しい担い手の確保や保全管理手法について検討します。

④自然環境の保全管理

- 自然環境の多面的機能の保全と活用を図るため、市民をはじめ、都市住民などが自然に親しみ場としての森林の整備を推進するとともに、生物生息環境の保全等、自然環境の適切な保全管理を進めます。
- 町民の自然環境に対する理解を深め、環境保全に積極的に関わっていくことができるよう、環境ボランティア団体、NPO等の活動団体と連携し、自然環境を知り、保全管理手法等を学ぶ機会の充実や指導者の育成を推進します。 (★)

(2) フィールドミュージアム^{*)}づくり

①体験フィールドづくり

- 多様な自然環境を活用し、豊かな自然環境を舞台に体験学習ができるフィールドミュージアム機能を整備します。

②エコツーリズム^{*)}プログラムの提供

- 環境ボランティア団体、NPO等と連携し、フィールドミュージアム機能を活用した自然環境講座や体験イベントの開催などを通じて、エコツーリズムプログラムを提供します。 (★)

2. 自然との共生

【現状と課題】

地球温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする地球環境問題、有害化学物質問題等が顕在化し、その対応が求められています。京都議定書^{*)}の発効により、日本においては地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を2008年(平成20年)～2012年(平成24年)にかけ、基準年となる1990年(平成2年)より6%削減することが定められました。本町では率先して実行するため、「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、これに基づいて削減に取り組んでいます。

複雑化・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境・自然環境の保全、省資源、省エネルギー、廃棄物処理、町民意識の啓発など総合的視点に立った環境関連施策を計画的に推進するため、環境基本条例や環境基本計画の策定を進め必要があります。

本町では、バイオマス^{*)}資源の活用として、EMを活用した下水道汚泥処理、これを利用した肥料づくり、また、町内NPOによる生ごみ飼料化による養鶏、竹炭組合による竹炭づくり等が進められ、環境に関連した事業が地域の活性化の一役を担う重要な取り組みとなりつつあります。

今後、こうした循環型社会の形成に向けた活動を拡大し、環境にやさしい生活を営めるよう自然と共生したまちづくりを推進していくことが必要です。さらに、新たな自然エネルギー資源の活用として、太陽光、風力、水力、バイオマス等の活用を試行するとともに、省エネルギーを意識した生活様式を取り入れていくことが望されます。

【基本方針】

地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、環境重視のまちづくりの強化に向けた総合的な指針を樹立していきます。また、環境教育・環境学習を進め、環境保全活動を促進します。

【施策体系】

2. 自然との共生	【2-1-2】	(1) 地球環境保全への取り組み	【2-1-2-1】
		(2) 環境教育・環境学習と 保全活動の推進	【2-1-2-2】
		(3) 環境にやさしい資源活用	【2-1-2-3】

【施策】

(1) 地球環境保全への取り組み

①環境にやさしいまちづくり

- 多様化する環境問題に対処するため、町民、事業者、行政が一体となってこれに取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

②環境重視のまちづくり指針

- 環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するシステムを構築するため、環境基本条例、環境基本計画等の策定を進めます。

③地球温暖化対策

- 「身延町地球温暖化対策実行計画」に基づいた、省資源、省エネルギー、リサイクル、グリーン購入^{*)}などの環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して実行し、さらに事業所、住民へとつなげることにより、地球温暖化に対する取り組みを推進します。

(2) 環境教育・環境学習と保全活動の推進

①環境教育・環境学習の推進

- 町民・事業者・行政の環境に対する意識の高揚を図るため、学校教育や生涯学習、地域のコミュニティ活動との連携を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。

②環境保全活動の展開

- 身近な環境保全活動に自主的に取り組む町民、事業者等に、必要な資料や情報などを提供し、その活動を支援します。

(3) 環境にやさしい資源活用

①地域資源の有効活用

- 地下水、雨水等の利用をはじめ、既存湧出温泉の活用事業、温泉水の飲料化事業など地域資源の活用を進めます。

②クリーンエネルギーの活用

- 太陽光、風力、水力、バイオマス等のクリーンエネルギーの導入を進めるため、新エネルギービジョンの作成を検討します。

第2節 環境の保全

1. ごみ処理・リサイクル

【現状と課題】

環境問題が地球規模にまで拡大する中で、身近な地域においても、町民の生活様式の見直しから地域の経済・社会システムの環境適合型への転換まで、総合的な施策が求められています。

本町においては、循環型社会の構築を目指した地域づくりを進めているところであり、特にごみ問題については、分別収集による可燃ごみ減量対策や資源化を図っています。今後とも更に、ごみの減量化、一般廃棄物の適正処理に向けて研究・検討を進めていく必要があります。

平成12年12月に開始された資源ごみ回収事業は、住民の協力により回収量も増加し、平成17年度においては、古紙213t、ペットボトル21tが収集され、また、平成18年4月からは、新たに「その他プラスチック製容器包装」・「ミックス紙」の2品目の分別収集が開始されました。19年1月末現在で、その他プラスチック製容器包装81t、ミックス紙136tが収集され、可燃ゴミの減少につながっています。

このような中で、町民のごみの分別やリサイクルに対する関心も高まり、各家庭で取り組むことのできる活動が盛んに行われてあり、環境に対する意識の高揚が見られます。

しかし、生活環境・様式の変化に伴い、排出されるごみは多様化の傾向にあり、平成18年度（平成19年1月末現在）においては、一般家庭からの可燃ごみは減少したとはいえ2,558tが収集・処理されています。なお、ごみ収集は、指定のごみ袋により収集ステーション方式で行っていますが、可燃ごみの中に不燃ごみや水きりのされていない生ごみなどが混入されており、これが焼却炉の能力低下や設備の故障の原因の一つとなっているため、更に分別の徹底を呼びかける必要があります。分別収集は、各家庭での取り組みが最も重要な要素であることから、引き続き広報・チラシ等による啓発活動を行い、分別の徹底を図るとともに、収集品目の拡大を図りながら、リサイクル事業を推進していく必要があります。

収集されたごみは、本町外2町で構成している峡南衛生組合の処理施設において処理されており、ごみ処理施設では、ごみピットへのEM活性液投入による消臭や害虫駆除などEM活性液による環境浄化を図っています。また、峡南衛生組合では、平成18年1月から試行的に生ごみ回収モデル事業を行っており、EMを活用した地域循環システムに取り組んでいます。

下水道整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿の搬入量は年々減少傾向にありますが、まだ整備には相当期間を要することから、峡南衛生組合では老朽化した処理施設を平成16年3月に整備し、適正な処理体制の確立と施設の充実を図り生活環境保全の向上に努めています。

【基本方針】

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化と資源化などへの取り組みを強化するとともに、広域的な連携による一般廃棄物の適正処理を推進します。

【施策体系】

1. ごみ処理・リサイクル	【2-2-1】	(1) ごみ減量、資源リサイクルの推進	【2-2-1-1】
		(2) し尿の収集・処理の推進	【2-2-1-2】

【施策】

(1) ごみ減量、資源リサイクルの推進

①ごみの減量化・資源化意識の高揚

- 町民、事業者、行政が一体となってごみの減量化・資源化に取り組むために、簡易包装やマイバッグの奨励など、身近なリサイクル活動を推進しながら意識の高揚を図ります。

②分別収集や収集システムの改善

- 効果的なリサイクルシステムの確立に向け、新たな資源ごみの分別収集や収集システムの改善等について、峡南衛生組合及び構成2町とともに、研究・検討を行い、ごみの減量化を推進します。

③一般廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物処理計画の策定に向け、峡南衛生組合及び構成2町と連携を図りながら研究・検討を行い、地域環境の保全に留意した一般廃棄物の適正処理を推進します。

- E M活性液によるごみ処理施設などの環境の浄化事業を拡大します。 (★)

④生ごみ処理の普及

- 家庭におけるE Mを活用した生ごみ処理の普及を図るため、地域でのE M講習会の開催を啓発・支援します。
- 生ごみ排出ゼロを目指し、峡南衛生組合の生ごみ回収モデル事業やN P O法人エコクラブみのぶ、地域ボランティアグループなどの活動をいかし、かつ連携しながら、E Mを活用した生ごみ処理による土壤改良剤、肥料、発酵飼料等への資源化を促進します。 (★)

⑤最終処分場の検討

- 広域対応による最終処分場の確保について検討を行います。

(2) し尿の収集・処理の推進

①し尿の収集

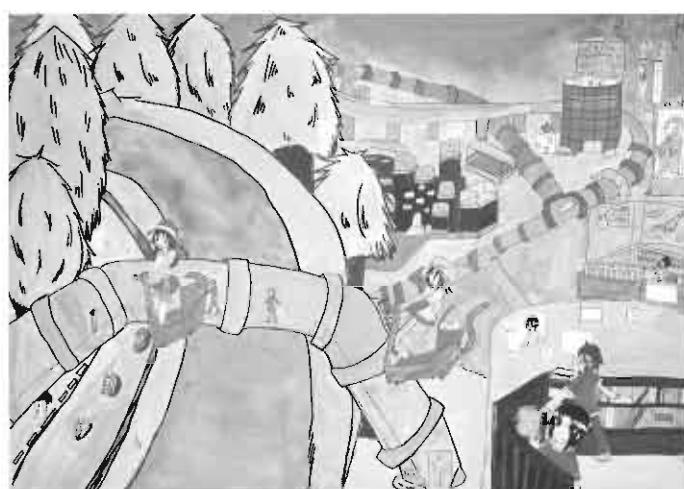
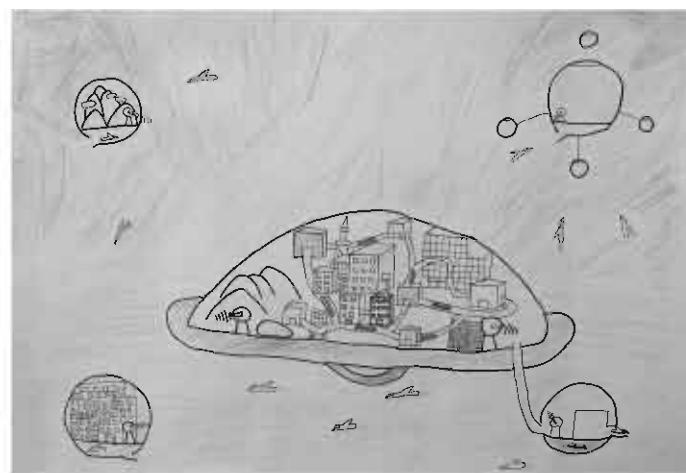
- 収集業者に対する一般廃棄物処理業の許可にあたっては厳正な審査を行うとともに、適正な収集運搬を維持できるよう指導を図ります。

②し尿の処理

- 地域の環境保全を推進するために、峠南衛生組合における適正なし尿処理を継続します。

③浄化槽の管理

- 浄化槽の適正な保守・管理についての情報提供などに努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. 環境衛生・美化活動

【現状と課題】

ごみのポイ捨て、不法投棄などが町の美観を損ない、生活環境を悪化させています。快適な生活環境を維持していくためには、町民自らが地域に対する環境美化意識を高めることが大切です。

本町ではごみゼロ運動として、景勝地における本栖湖クリーン作戦、地域における町内一斉美化運動などの実践活動を展開してきました。また、地区、学校、事業所などの地域清掃活動に対し、回収作業や処理手数料等を負担することなどにより支援しています。

一方、山間地や人目の付かない場所での不法投棄は後を絶たず、対策として不法投棄が恒常的に行われている箇所をピックアップし、不法投棄防護柵を設置するとともに、山梨県不法投棄監視協力員や町の自然環境監視員などの協力による日常生活における監視活動を進めています。また、公用車に不法投棄、野焼き禁止のステッカーを貼付し、職員による日常業務の範囲内での監視を行っています。

本町では、県生活環境保全条例、その他環境関連法令等に基づき、公害防止に取り組んでおり、工場や事業所を起因とする大気汚染、水質汚濁などは大幅に改善されています。しかし、生活環境・様式の変化に伴う生活騒音、河川の水質汚濁等、日常生活に起因する生活型公害の改善が求められています。

現在、町内では約1,200頭の犬が登録され、町の集合注射や病院において狂犬病予防注射が接種されており、今後も引き続き集合注射実施により接種を促していく必要があります。昨今、犬・猫についての様々な苦情が寄せられており、野犬については捕獲用檻の設置により対応し、また、飼い犬・飼い猫については適正飼養の啓発や県関係機関に協力し飼い主に対する指導を行っていますが、動物飼養の責務者である飼い主のモラルや動物愛護意識の向上が求められます。

【基本方針】

町民参加による環境美化活動を展開するとともに、不法投棄対策の強化、公害防止や公衆衛生の向上対策を進め、快適な生活環境の維持に努めます。

【施策体系】

2. 環境衛生・美化活動	【2-2-2】	(1) 環境美化対策の充実	【2-2-2-1】
		(2) 公害防止対策の推進	【2-2-2-2】
		(3) 動物管理指導の推進	【2-2-2-3】

【施策】

(1) 環境美化対策の充実

①環境美化活動の展開

- 町民参加による環境美化を推進するため、啓発・実践活動を展開するとともに、道路、公園、河川等の公共施設における清掃や美観の保持に努めます。

②不法投棄対策の強化

- 不法投棄防止のため、防止柵設置や監視パトロール体制などの整備を進めるとともに、関係機関と連携した対策を強化していきます。

(2) 公害防止対策の推進

①環境監視と指導

- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の防止のため、関係機関と連携した環境監視体制、指導等の強化を図ります。

②生活型公害の防止

- 環境教育・環境学習を通じて、生活型公害の防止に向けた啓発を進めます。

(3) 動物管理指導の推進

①狂犬病予防と管理指導

- 飼い犬についての登録、狂犬病予防接種など、動物の適正な飼養について啓発するとともに、野犬捕獲などによる、公衆衛生の向上と人と動物の快適な生活環境づくりに努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第3節 美しい景観と憩いの環境

1. 景観の形成

【現状と課題】

本町は景勝地として、身延山久遠寺（都市計画法における、風致地区）、富士箱根伊豆国立公園に指定されている本栖湖、山梨百名山のうち9山（八鉱嶺、七面山、身延山、富士見山、蛾ヶ岳、三方分山、竜ヶ岳、毛無山、三石山）、さらに関東の富士見百選として、本町北東部（林道折八古関線、本栖湖）及び本町西部（林道富士見山線、身延山）からの富士山景観などを擁し、観光をはじめ、参拝、トレッキングや登山など多くの人々が訪れています。また、林道開設事業を進めている三石山は富士川を一望できる景観を誇ります。

本町のふるさと景観は、農林業を中心とした先人達の営みとともに、長年をかけて形成されてきました。歴史や伝統・文化の中で培われた生活の景観が、自然景観に溶け込むように、それぞれが美しく調和しています。

JR身延駅前にある「しょうにん通り」は、平成元年に駅前地区商店街が主体となり「身延駅前通り街づくり推進協議会」を結成し、住民と行政が一体となって区画整理事業により整備されたもので、鎌倉時代をイメージした街路景観で統一しています。また、門内商店街も風致地区内に立地し、落ち着いた雰囲気を醸すとともに、下部温泉郷においては、景観形成住民協定による景観形成が取り組まれています。

その他、地域の自然資源であるホタルやしだれ桜、国指定史跡甲斐金山遺跡、句碑の里などをいかし地域の景観形成に寄与する地域づくり活動が行われています。

今後、こうした自然景観、農村景観、歴史文化景観が、更に地域の魅力となるよう、町民や企業等の景観に対する関心を高めつつ、その推進にあたっては地域協働で進めていくことが重要です。また、景観法に基づく景観計画や景観条例の検討なども含め、美しい景観を保つための指導・規制策や適切な誘導により景観の形成を図ることが求められます。

【基本方針】

豊かで多様な自然環境を背景にした美しいふるさと景観の保全を図りながら、景勝地の景観形成活動や公共空間等の景観づくりを進めます。

【施策体系】

1. 景観の形成	【2-3-1】	(1) 景観の保全と整備	【2-3-1-1】
		(2) 景観に配慮した公共施設・空間の整備	【2-3-1-2】

【施策】

(1) 景観の保全と整備

① 景観形成の指針づくり

- 景勝地の景観保全や美しいふるさと景観を継承するため、景観法に基づく景観計画や景観条例の制定等を検討します。

② 集落景観の整備

- 美しい山岳・里山に立地する農村集落景観等に代表される自然・田園景観を守り育てていくために、農林業の振興施策と連携した景観保全、空き家や廃屋対策を含めた集落景観の形成に努めます。

③ 河川景観の保全

- 富士川水系の良好な河川景観の保全を図ります。

(2) 景観に配慮した公共施設・空間の整備

① 景観づくり事業

- 地域拠点景観づくり事業などによりホタルの里、匂碑の里、しだれ桜の里等の整備を進めます。
- 町民による主体的な景観形成活動への支援を図り、美しい景観づくりを更に推進します。
- 歴史文化景観の保全を図るため、景観形成地区の指定や町並み景観整備を図る事業導入についての検討を行います。

② 公共空間の景観づくり

- 周辺環境と調和した公共施設等のデザインや落ち着いた沿道景観の整備・誘導に努めます。

③ 統一サインの整備

- 統一サイン計画などにより地域特性をいかした景観の創出を図ります。

2. 公園・憩いの空間整備

【現状と課題】

本町には、富士川クラフトパーク、道の駅しもべ・下部農村文化公園、湯町木タル公園など交流拠点を兼ねた公園をはじめ、住民生活により身近な地区の小公園があります。

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動の場、交流の場であり、快適な生活環境を創出する機能を有しています。そのため、だれもが親しみ、憩いと安らぎの場である公園の機能を適切に保持していくため、特に身近な公園については、住民との協働による効果的かつ効率的な維持管理が必要となっています。

今後、豊かな自然環境に包まれた多自然居住空間に調和する居住環境を整備するためにも、公園や緑地の整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ちだれもが利用しやすい設備の整備、効率的な維持管理に努めていく必要があります。

【基本方針】

町民及び観光客等の来訪者双方の憩いと交流の場、防災面を考慮した公園等の整備と有効活用を進めるとともに、町民参画による整備と地域協働の維持管理を促進します。

【施策体系】

2. 公園・憩いの空間整備	【2-3-2】	(1) 公園・緑地の整備	【2-3-2-1】
		(2) 地域協働の管理	【2-3-2-2】

【施策】

(1)公園・緑地の整備

①公園・緑地の整備と改善

- 定住環境の整備、観光・交流の推進と連携した公園・緑地の整備を進めるとともに、町民ニーズに即した質の高い公園として再整備に努めます。

②ポケットパークや小緑地の整備

- 住民の生活により身近な公園・緑地の整備を進めるため、集落環境の整備や防災対策等と合わせたポケットパーク^{*)}や小緑地等の整備に努めます。

(2)地域協働の管理

①町民参画による整備と維持管理

- 公園の計画においては、町民が緑を身近に感じ、親しめるようにワークショップ等への住民参画を促し、地域に根ざした公園づくりを町民とともに進めていきます。
- 身近な公園への愛着心を促すために、町民ボランティアや地区活動等の自発的な活動を積極的に導入し、より効率的かつ効果的な維持管理に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第3章 発展の活力をつくり出す（基盤・産業）

第1節 基盤の強化

1. 土地利用と開発

【現状と課題】

本町は、東西約24km、南北約25kmに広がる304.83km²の面積を有し、山梨県の6.8%を占めています。土地利用は、宅地3.55km²(1.1%)、農用地5.47km²(1.8%)、森林242.54km²(79.6%)、その他53.27km²(17.4%)となっており、宅地や農地の割合が低く、森林等の占める割合が高くなっています。

近年は、国道52号沿いなどへの商業施設・宅地の立地が見られる一方で、農地の減少と耕作放棄・遊休地化が進み、特に山間部農地の荒廃化や保育管理の行き届かない森林が拡大しています。こうした中、本町の豊かな自然環境との調和、災害の防止など安全性を重視した土地利用が課題となっています。

中部横断自動車道の建設に伴う発生土を活用した土地開発など、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく土地利用を着実に進めなければなりません。また、富士川と早川の合流点地域では、富士川護岸整備事業を国に要望しており、事業実施による新たな土地利用が期待されています。

なお、本町域には、農業振興地域、都市計画区域、自然公園区域などの指定があり、各関係法令等に基づき土地利用に一定の制限がなされています。本町において約8割の面積を占める森林区域においては、森林法をはじめとした関係法令等により、水源の涵養や災害防止を目的とした保安林指定区域など森林保全のための土地利用制限などが行われています。

現在、身延町土地利用指導要綱により、一定規模以上の土地開発について事前協議を実施しています。また、県とも連携を図りながら都市計画法、自然公園法、森林法、山梨県景観条例、山梨県屋外広告物条例等により適切な開発がなされるよう誘導に努めていますが、今後とも無秩序な土地開発を抑制し、環境の保全を優先する対策を強化していくことが必要です。

このほかに、土地利用の基礎となる地籍調査を継続していますが、広大な調査面積に加え、不在地主も多く、境界決定に時間を要するなど、進捗率の向上に多くの課題を抱えており、効率的な事業推進が必要となっています。

【基本方針】

限られた土地を効果的にいかしたまちづくりを進めていくため、環境の保全と防災対策を重視しながら、利便性や生産性が高く、活力を生み出す土地利用を推進します。また、土地利用と管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。

【施策体系】

1. 土地利用と開発	【3-1-1】	(1) 計画的な土地利用の推進	【3-1-1-1】
		(2) 環境と調和する土地開発の推進	【3-1-1-2】
		(3) 地籍調査の推進と情報活用	【3-1-1-3】

【施策】

(1) 計画的な土地利用の推進

① 計画的な土地利用

- 土地利用の指針を定めた「国土利用計画(身延町計画)」をはじめ、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画、道路整備計画等に基づき、環境との共生や景観の保全、また、災害の防止など安全性に配慮しながら適正かつ計画的な土地利用を誘導します。

② 都市計画マスタープランの策定

- 機能的で良好な居住環境を創造するため、長期的な指針となる都市計画マスタープランを県方針に即して策定します。

③ 都市計画の推進

- 都市計画マスタープランの策定により、都市計画用途地域の変更や住民の主体的な取り組みを基本にした都市計画法における地区計画手法などについて検討します。

(2) 環境と調和する土地開発の推進

① 適切な開発指導の促進

- 開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めるとともに、法制度、条例、指導要綱等により適切な開発指導を図ります。

② 環境保全等を図る規制の検討

- 環境保全や防災を重視し、独自の規制をつくり出す本町独自の土地利用計画制度の確立に向けて、規制の内容と開発許可の基準や開発行為の事前協議の手続きなどについて検討します。

③ 中核拠点づくりの展望

- 長期的な観点から、中部横断自動車道身延インターチェンジ（仮称）の立地や富士川護岸整備事業の進捗による新たな土地利用・土地開発の可能性を展望

しながら、本町及び峡南地域の新たな中核拠点づくりを将来展望として検討していきます。

④空き家・遊休地の活用

- 空き家や遊休地、農地の取得や賃貸を含め、地権者などと土地取得希望者をつなぐ土地情報提供や斡旋機能の仕組みづくりを関連機関等と連携して取り組みます。

⑤建設発生土の有効利用

- 中部横断自動車道の建設発生土を有効活用するため、処理用地等残土活用の調査を進め、地域活性化を促進する新たな土地開発を図ります。

(3) 地籍調査の推進と情報活用

①地籍調査の促進

- 土地と管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。

②地理情報システム^{*)}の導入

- 各種の地図情報を整備し、地理情報システム（G I S）の導入を進め、様々な分野での地図情報の活用を図ります。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. 交通網の整備

【現状と課題】

(交通網)

本町の主要幹線道路は、富士川右岸の国道 52 号と左岸の国道 300 号及び主要地方道市川三郷身延線・富士川身延線からなっています。この主要幹線道路は富士川を横断して延びる 6 本の県道等により梯子状に接続され、本町の基本的な道路網を形成しています。

これらの県道等は富士川を渡河するために、それぞれ 6 基の橋梁が設置され、本町西部、東部地域の往来を確保しています。

この基本的な道路網に町道・農道・林道等が付加され、大規模集落から中山間地域の小集落までを結ぶ全体的な道路ネットワークとして形成されています。大雨等の際には、急峻な山地と脆弱な地質等を切り開いて建設した道路であるため土砂崩れ等数多く発生しています。また、これらの道路網は、こうした地形条件などから、雨量通行規制を受けやすく、防災工事の促進や通行止めの際の迂回路となる道路整備が課題となっています。

なお、本町は富士川により、町が東西に二分されており、富士川に架かる 6 箇所の橋梁は東西を結ぶ交通の重要基盤となっていますが、現在架け替えをしている富山橋を除いて老朽化が著しい状況にあります。本町は東海地震等の強化地域にも指定されていることから、富士川に架かるこれらの橋梁の耐震性確保及び落橋防止のための整備強化が喫緊の課題となっています。

さらに、富士川両岸地域を結ぶ上下水道・通信網等管路添架も橋梁の耐震整備等と併せて進めるべき重要な課題となっています。

また、今後は新町一体化を早期に図るために、各地域間を結ぶ道路網の整備の構築を図っていく必要があります。

(中部横断自動車道)

中部横断自動車道の建設が概ね 10 年後の全線開通を目指して進められており、本町域のルートに当たる六郷～富沢間は、富士川沿いを通り、新直轄方式で建設されることが決定され、町内へのインターチェンジの設置が予定されています。

この道路が完成すると、本町と首都圏、東海・中部・上信越地方各地との時間・距離の短縮や交流圏域の拡大がもたらされ、物流の円滑化や観光客の増加など地域産業の活性化に寄与する効果や、災害時の生命線となる輸送ルートとしての機能確保などが期待されています。一方、国道 52 号等の通行車両の減少による地域経済への影響も懸念され、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく取り組みを着実に進めていくことが重要となっています。

(国道・県道)

国道 52 号は、雨量通行規制の緩和を図る防災工事及び歩道等の安全対策等を進めていますが、防災幹線道路として工事の早期完成を求める必要があります。

国道 300 号は、富士山地域と富士川地域を結ぶ幹線生活道路であるとともに、観光道路としての機能も果たしています。しかし、現状では本栖湖までは多くの

観光客が訪れるものの、本栖湖から先の富士川地域に足を延ばす観光客は少ない状況にあり、今後は魅力ある道路整備や沿道景観整備等を通じて観光客を富士川地域に誘導することも重要な課題です。現在、円滑な交通の確保に向けて、波高島バイパス及び富山橋の架け替え工事等を行っていますが、地域産業の振興等も視野に入れた更なる機能の充実が必要です。

また、主要地方道市川三郷身延線は、狭隘なカーブと冬季の路面凍結などを解消する道路整備や三沢・市之瀬間バイパス構想の早期実現などを県及び関係機関に要望しています。

一般県道は、未改良区間が多く、改良を進めていますが、急峻な地形であるため改良延長が伸びない状況にあり、また、不在地主も多く用地等の確保も困難になっています。今後、地域の理解を得ながら、改良事業の推進を図る必要があります。

(町道)

町道は、幹線町道である1級21路線、2級36路線、その他の町道667路線があり、旧町からの道路改良等の事業を継続していますが、新町としての調整を加えた道路整備計画を樹立し、より体系的な道路ネットワークを構築していく必要があります。

(鉄道・バス等)

JR身延線は、通勤・通学の利用や観光客流動の大きな動脈ですが、近年その利用者は減少しています。しかし、地域における重要な交通基盤であるため、運行本数の増加や他交通機関との円滑な接続、台風災害に強い防災対策の実施等の要請を通じて、安全で利用しやすい路線の確保を行う必要があります。また、利用拡大策として、パークアンドレールライド^{*)}に対応する駅周辺の駐車場整備や沿線市町村等と連携しての利用拡大のための諸事業の推進を図る必要があります。

このほかに都市間交通機関としては、身延山と新宿を結ぶ高速バスが運行され、観光客をはじめ利用者等の利便性が改善されて来ています。

身近な交通手段については、現在町内では、路線バスに加えて町営バス・町有バス（スクール、患者輸送）・貸切代替バス（民間2社運行）等運営方式が多様化し、経費が増大する現状にあります。今後、運行形態や接続等の改善を図るとともに、バス運行事業の効率的な運営を進めることが必要となっています。

今後とも、利用者ニーズを踏まえた路線変更、町民・観光客などの利用の掘り起こし、鉄道・他町路線バスとの接続を考慮した路線・運賃・ダイヤ、バス路線を補完する交通手段の確保対策などを継続的に検討し、町民の足の確保に努めることが必要です。

【基本方針】

中部横断自動車道の建設をはじめ、町外との交流を活発化する広域幹線道路網の整備の促進と町内各地区の道路交通の円滑化、防災・安全を重視した整備を進めます。また、鉄道・バスの公共交通機関の利用増進と利便性の向上を図るとともに、全町的な観点から多様な移動手段の確保に努めます。

【施策体系】

2. 交通網の整備	【3-1-2】	(1) 高規格道路整備の促進	【3-1-2-1】
		(2) 国道整備の促進	【3-1-2-2】
		(3) 県道整備の促進	【3-1-2-3】
		(4) 町道等の整備の推進	【3-1-2-4】
		(5) 道路環境の整備	【3-1-2-5】
		(6) 鉄道運行等の充実	【3-1-2-6】
		(7) バス運行等の充実	【3-1-2-7】

【施策】

(1) 高規格道路整備の促進

①中部横断自動車道インターチェンジの設置

- 中部横断自動車道六郷～富沢間の整備促進を図り、利用しやすい町内インターチェンジの設置などを要請します。

②中部横断自動車道アクセス道路の整備

- 中部横断自動車道の整備と連動し、アクセス道路の整備を促進します。

③中部横断自動車道の建設促進

- 早期整備を図るため、地域の合意形成や地域住民の協力体制の確保、中部横断自動車道建設促進連絡協議会の活動推進など事業の円滑な推進に努めます。

(2) 国道整備の促進

①国道 52 号の整備促進

- 国道 52 号の安全性の向上や交通混雑解消等に向けた整備の促進を要請します。

②国道 52 号の工事目標の再検討

- 国道 52 号の降雨による通行規制の解消に向けた防災工事目標（雨量規制）の再検討を働きかけていきます。

③国道 300 号の整備

- 本栖湖を訪れる多くの観光客の富士川地域への誘客を図るため、ループ橋の設置や道路からの自然景観等に魅力付けができるような特色ある沿道景観の創出に配慮した道路整備を要請していきます。

④広域観光道路の整備

- 下部温泉から富士宮方面にアクセスする道路の整備を要請していきます。

(3) 県道整備の促進

①主要地方道の整備

- 主要地方道市川三郷身延線の三沢～市之瀬間バイパス構想の実現など、安全確保と利便性の向上を要請します。

②橋梁の架け替え

- 本町における道路網の強化を図るため、老朽化した県道橋の耐震化に向けて架け替え等を要請していきます。併せて上下水道管路、情報管路等のライフラインの添架について設置要請します。

③一般県道の整備

- 一般県道については、未改良区間や交通危険箇所の早期整備を要請していきます。

(4) 町道等の整備の推進

①重点的な町道整備の推進

- 全町の体系的な道路ネットワークを強化する道路整備計画を策定するとともに、同計画に基づいて、整備優先順位を設定して、年次的改良・整備を着実に進めます。

②都市基盤整備と連動する道路整備

- 集落における公共下水道事業や住宅・宅地等の住環境整備と一体化した町道の整備を進めます。

③町道整備等による迂回路の確保

- 利便性や非常時対応など防災面の配慮も重視して、町道、農道、林道等を組み合せ、幹線道路の迂回路としての機能を合わせ持った道路網を構築するため、行き止まり道路の解消や急カーブ・待避所等の改良整備を進めます。

④農林道の整備

- 農林道の計画的な整備・維持管理により道路ネットワークを強化します。

⑤道路整備計画への町民参画

- 道路整備の計画段階から住民が積極的に参画できる体制づくりを進め、地域のニーズに即した道路整備を進めます。

(5) 道路環境の整備

①交通安全を重視した道路指定の促進

- 通学路や集落内の交通安全環境を強化するため、スクールゾーン等の指定検討を進め、安全、安心な交通環境を形成します。

②歩道の整備

- 歩行者・自転車が安全に通行できる歩道整備を進めるとともに、特に通行が多い町道については、高齢者・障害者などだれもが安心して利用できる歩道

空間の確保に努めます。

③地区コミュニティとの協働による道路環境の維持・管理

- 地区コミュニティ活動との協働により、道路沿線の美化活動、台風などによる倒木や冬季における路面の凍結・積雪等の対策に努めます。

④新たな整備方法の検討

- 道路整備を行う際には、地域再生計画（みちづくり交付金等）を視野に入れた整備方法を検討します。

(6) 鉄道運行等の充実

①身延線の利便化

- 身延線沿線活性化協議会をはじめ、身延線沿線各関係組織が連携し、利用拡大策を推進しつつ、利便性の高いダイヤ編成を要請していきます。

②身延線の魅力化

- 鉄道利用者への特典サービス機能、イベント列車の運行などを要請していきます。

③鉄道利用の促進

- 自動車・電車乗り継ぎシステム（パークアンドレイルライド）を円滑にする駅周辺の駐車場の確保に努めます。

(7) バス運行等の充実

①バス交通の利便化

- 利用者ニーズに対応した利便性の高い運行系統、運行回数、運行時間帯や料金体系、車両、運営方式等の継続的な改善と路線網の充実を図ります。
- 町民の移動手段の確保のため、利用度の高い町内循環的バス路線設置の検討を行います。

②バス運行事業の効率化

- 業務委託方式など効率的なバス運行事業を検討します。

③新たな交通サービスの確保

- 送迎サービスの事業化など、公的な事業を補完するコミュニティ・ビジネスの起業などにより、交通手段の多様化を促進します。（★）

3. 集落の整備

【現状と課題】

本町では、集居型の町並みを形成する集落が富士川沿いとその支流の中・下流域の平坦地に広がり、山間部の中小河川沿いや中山間には、小規模な集落が散在しています。

都市計画区域は、身延駅周辺地域と身延山地域から下山地域にいたる 3,707ha が指定され、うち身延駅前、梅平、門内の 84ha が用途地域指定区域になっています。また、門内地域一帯は風致地区に指定されています。

都市計画区域では、道路、公共下水道、土地区画整理など都市計画事業を進めてきましたが、下水道事業をはじめとする都市基盤整備など、長期的な指針に基づいたより秩序ある快適な居住環境の形成が課題となっています。特に、中部横断自動車道の波及効果をいかす土地の有効利用の推進、防災機能を強化する都市基盤の整備が必要です。

県による「身延都市計画区域マスターplan」では、都市計画区域の長期的な整備方向を示していますが、合併後における本町の都市計画の在り方や都市機能整備の具体的な指針となる県プランを踏まえた町による都市計画マスターplan の策定が必要となっています。

一方、農山村地域の集落においては、多自然居住空間としての環境や地域特性をいかしながら、上下水道や生活道路、交通機関など生活基盤の整備、防災機能の充実など定住環境の改善を図る必要があります。

特に、山間地の小規模集落では、過疎の進行と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて、集落コミュニティの維持が困難になるなど、生活環境の維持や防災対策に多くの課題を抱えています。

【基本方針】

本町における定住促進に効果的な都市計画の在り方や都市機能整備の具体的な指針を樹立するとともに、各地域の特性をいかした集落環境の整備を進めます。また、小規模集落の動向に対応した集落再編、生活基盤と防災機能の充実など、安心して生活できる集落環境の整備を進めます。さらに、地区・地域・集落間相互のネットワークを強化する基盤整備を進めます。

【施策体系】

3. 集落の整備	【3-1-3】	(1) 都市計画の推進	【3-1-3-1】
		(2) 集落環境の整備	【3-1-3-2】
		(3) 地区間ネットワークの強化	【3-1-3-3】

【施策】

(1) 都市計画の推進

①都市計画区域等の見直し

- 中部横断自動車道の波及効果をいかしていくための都市機能の整備、定住促進に効果的な居住環境の整備などについて、長期的な視点から方向付けるため、都市計画マスターPLANの策定により、都市計画区域や用途地域指定区域の見直し進めます。

②都市整備事業の推進

- 住民主体の地区計画手法などを活用しながら、居住環境を改善する土地区画整理事業、歴史的な町並みと調和する観光拠点機能を強化する整備事業などを推進します。

(2) 集落環境の整備

①集落の生活基盤整備

- 上下水道や生活道路、交通機関などの生活基盤整備の推進と連動して、防災機能の充実など定住環境の改善を進めます。

②集落機能の再編

- 集落機能の維持が困難な小規模集落については、集落間協力体制の構築、集落動向に対応する集落再編を進め、安心して生活できる環境を整えます。

(3) 地区間ネットワークの強化

①中核・地域拠点の機能強化

- 役場本庁舎を中核拠点に、支所や地区公民館を地域拠点として、地域づくり活動の支援を図るコミュニティプラザ機能^{*)}を整備するとともに、公的施設など地区生活関連施設の機能充実を進めます。

②身近なサブ拠点の整備

- 公民館分館単位の地域をサブ地域拠点として、地域拠点を補完する機能を整備するとともに、各集落の拠点として活用します。

③地域相互の連携を強化する基盤整備

- 各拠点をつなぐ道路、交通、情報等の基盤整備を進め、地区・地域・集落相互の連携を強化するネットワークを充実します。

4. 地域情報化の推進

【現状と課題】

近年ICT^{*)}(情報通信技術)が急速に進展し、パソコンなどの情報通信機器の普及や情報通信基盤の整備進展により、住民生活・地域社会の諸活動においても情報化が不可欠のものとなっています。

CATVについては、下部地区ではSCT(下部コミュニケーションテレビ)に全世帯が加入し、中富地区と身延地区では、民間のCATVにそれぞれ約5割、約7割が加入しており、町全世帯の約72%がCATVを利用しています。山間地の集落では13組合を組織し共聴アンテナによる受信、その他は個別受信となっています。また、行政自主放送については下部地区への配信がなされ、他地区については録画媒体の貸出等を行っています。

自宅や職場や学校でのインターネット利用率が高まるとともに、パソコン講習会の開催等の要望も高くなっていますが、本町では、ADSLなどのブロードバンド^{**)}環境は、一部地区の整備にとどまっている現状にあります。

今後、地域情報化の推進に向けて地上波デジタル放送及びブロードバンド環境の整備が求められていますが、行政自主放送の在り方や山間地域のブロードバンド化及び民間CATVとの調整、財政的な問題など大きな課題を抱えています。

携帯電話については、固定電話を抜く普及率となっていますが、本町における携帯電話のサービス提供エリアは狭小な現状にあり、全町において利用できるエリア拡大への対策が必要です。

国の政策として電子自治体の構築が求められており、情報技術を活用し、「いつでも」「どこでも」「必要なときに」「簡単かつ迅速に」行政サービスが受けられることが基本とされています。このような環境変化の中で、本町でも電子申請・電子予約など一部システムは他市町村と共同で利用できる環境にありますが、更に効果的な利用に向けてシステムの充実・拡充に努めていく必要があります。

町では、地域情報化に伴う様々な課題解消に向けて、「身延町情報化計画」を策定し、情報基盤の整備、住民生活の利便性向上への情報提供の充実などについて、年次に沿った実施目標を定めています。今後、この計画の円滑な推進により、町民と行政の情報共有の強化、情報格差の是正を図ることが必要です。

【基本方針】

急速に進展する高度情報化に対応したまちづくりを進めていくため、身延町情報化計画に基づいて、地域情報化基盤の整備、様々な媒体による情報提供の充実、電子自治体の着実な構築による住民生活の利便性の向上に努めます。

【施策体系】

4. 地域情報化の推進	【3-1-4】	(1) 地域情報化基盤の整備	【3-1-4-1】
		(2) 情報提供の充実と 住民生活の利便性向上	【3-1-4-2】

【施策】

(1) 地域情報化基盤の整備

①情報基盤の充実

- 情報通信の高度な活用を総合的に推進していくために、CATV網や地域インターネットを活用して広域的な公共ネットワークの構築を進めます。

②地上波デジタル放送への対応

- 2011年(平成23年)デジタル完全移行までに地上波デジタル放送を視聴できるように、下部地区の町営CATVの改修を行うとともに、行政情報の配信方法などについて検討を行い、町内における格差のない情報環境の構築に努めます。
- 中富地区、身延地区の既存民間CATV会社にはデジタル対応とテレビ内容の充実のため協議を継続していきます。
- 共同受信施設及び個別受信者の受信環境については、関係機関に強力に働きかけ、確実にデジタル波が受信できるよう努めます。

③携帯電話エリアの拡大

- 住民への情報提供やその他連携システムに活用していくため、携帯電話のサービス提供エリア拡大を各関係機関に要請していきます。

④ブロードバンド環境の整備

- 町内においてブロードバンド環境を実現するため、町が構築する部分のほか、民間CATV業者やADSL業者も含めた関係機関に働きかけるなど、様々な整備手法を追及し実現に努めます。

(2) 情報提供の充実と住民生活の利便性向上

①地域ポータルサイト^{*)}の創設

- 行政情報をはじめ住民組織、公的機関、学校、商店街、民間企業、NPO団体など、地域の多様な情報が集まる「地域ポータルサイト」を創設します。

②防災関連施設の充実

- 地域防災無線の耐用年数を考慮し、システムのデジタル化を進め、これを活用した同報系無線の設置や高齢者、障害者等へも配慮した情報伝達手段や機器の検討並びに運用体制の充実を推進します。

③行政手続きの電子化

- 行政手続きの電子化を更に拡充させるため、県下の市町村と共同開発している「市町村電子申請受付共同システム」の構築に積極的に係わるとともに、こ

この利用に欠かせない住基カードの普及促進をはじめとする各種啓発活動を開いていきます。

④情報システム化の推進

- 防災情報をはじめ、観光情報、医療・健康福祉情報、教育分野などの情報システム化を推進し、住民ニーズを踏まえた施策展開に努めます。

⑤情報セキュリティの強化

- 情報セキュリティ対策を強化するとともに、電子自治体の構築に伴う業務システムの最適化を進めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第2節 産業の振興

1. 農林業の振興

【現状と課題】

(農業)

本町の農業は、269.66ha の経営耕地面積（2005 年農林業センサス）を基礎に、1,307 戸の農家（一戸当たりの経営耕地面積 20.6a）によって営まれています。総農家数の内、販売農家は 127 戸で兼業が多く、自給的農家は 1,180 戸と約 9 割を占めています。

農業従事者については、高齢化が進み、農家数と経営耕地面積及び農業粗生産額が減少するとともに、耕作放棄地の拡大も進行しており、農業の現状維持さえ困難な状況に直面しています。加えて鳥獣被害が深刻化し、営農意欲の減退に拍車をかけています。

このような中で、水田農業構造改革対策事業として、各地域にて作成した「地域水田農業ビジョン」に基づき米の需給調整や価格安定を推進するとともに、大豆、野菜等の多様な作物の産地づくりを推進するなど、水田農業の構造改革の推進、担い手の育成を行ってきました。

効率的な生産を行う上で、農道や用排水施設など農業生産基盤の整備が必要ですが、全般的に営農意欲が低下する中で、未整備地域においての事業推進が困難な状況にあります。今後とも地域ニーズの把握に努め、農地の保全と活用を着実に進めていく必要があります。

農地の流動化については、農地銀行を運営し、貸借の円滑化に努めてきましたが、後継者・担い手不足の中で借り手がいない状況にあり、今後、受委託体制の強化につながる耕作を請け負う組織の創出などが必要です。

集落営農については、18 箇所の集落協定があり、組合を組織して計画的な作付けをはじめ雑穀生産と加工品づくりなど新事業への挑戦を進めるモデル的な集落もあります。今後、団塊の世代等の農業参入等も促しながら、集落営農に対する公的補助の活用などにより集落ぐるみの事業を展開することが必要です。

今後の農業においては、食の安全・安心に対する消費者ニーズが高まる中で、農産物の生産履歴の開示（トレーサビリティ）や環境にやさしい農業への取り組みも不可欠となり、本町の環境保全対策と連携した着実な推進が必要です。

地産地消への取り組みにおいては、自給的農家等の余剰生産物を道の駅や農林産物直売施設で販売することや、味噌づくりなどの農業体験企画の実施を進めるなどにより、野菜等の換金化や農家女性の就業、活躍の場づくりなどの面において成果をあげています。今後とも、自給的農家や小規模農家で可能な少量多品種の農産物生産に着目し、特産物や農産物加工材料の生産などと結び付けていくとともに、グリーン・ツーリズム^{*)}の推進など農業と観光・交流事業との連携を更に進めることが必要です。

特産物づくりにおいては、曙大豆の生産拡大を図り、曙大豆での味噌づくり、地場産を材料としたゆば等の加工品づくり、南天の生産、EMを活用した環境保全型農業の実践からEM卵の生産などが取り組まれてあり、一定の成果をあげています。今後も、特産物の生産と直売、特産物の付加価値化を図る加工品づくりの推進体制を強め、住民や観光客等の消費を拡大する取り組みを更に拡大していくとともに、身延ブランドづくりを目指して、地産地消を基本に地域外への販売拡大へと展開していくことが必要です。

(林業)

本町の森林面積（森林整備計画）は、24,341haで、町域面積の約8割を占めています。保有形態別では国有林 305ha (1.3%)、公有林 7,832ha (30.3%)、私有林 16,654ha (68.4%) で構成され、人工林率は約4割 (9,368ha) となっています。林業経営体数（2005年農林業センサス）は33戸を数えるのみで、減少の一途をたどっています。

木材価格が低迷する中で、林業経営意欲が減退し、また、林業労働力の減少と高齢化が進み、保育管理が実施されない放置山林が増加しています。このような森林の荒廃は、林業生産機能の低下とともに、水源涵養や土砂災害防止機能の低下、河川環境の悪化や洪水の危険性の拡大、鳥獣被害の増加などをもたらすなど、本町の将来に関わる大きな課題となっています。

町では森林整備計画を策定し、民有林を対象に造林、保育、間伐等の森林整備の推進、その基盤となる林道網整備、林業従事者の養成、特用林産物の振興、林業機械化の促進、流通の合理化などを方向付けており、計画の着実な推進による森林整備が必要です。

さらに、森林の持つ保健・休養・文化的機能に大きな関心が寄せられてきていることから、森林レクリエーション等の利用を含めた総合的な森林・林業の活性化を図る必要があります。

【基本方針】

農用地を確保し、生産条件を整える農業生産基盤の整備、多様な担い手の育成と営農体制の整備を推進するとともに、森林の適正な管理を促進する林業生産基盤の整備、林業経営体^{*)}の育成を推進し、農地や森林が持つ水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能の維持に努めます。

また、自給型農家等の生産を含めた地産地消の仕組みづくりなど農林産物の流通・販売の強化、観光・交流事業との効果的な連携を図り、農林業の新たな付加価値の向上を促進します。

【施策体系】

1. 農林業の振興	【3-2-1】	(1) 農業生産基盤の整備	【3-2-1-1】
		(2) 担い手・農業経営組織の育成	【3-2-1-2】
		(3) 生産体制の強化	【3-2-1-3】
		(4) 林業の振興	【3-2-1-4】
		(5) 農林産物の流通・販売の強化	【3-2-1-5】
		(6) 観光・交流との連携	【3-2-1-6】

【施策】

(1) 農業生産基盤の整備

① 農業振興地域整備計画の適正な管理

- 農業振興地域整備計画の適正な管理を行います。

② 農業基盤整備の促進

- 農用地の確保や良好な生産条件を確保するため、受益者や地域ニーズに対応し、農業基盤の整備を進めます。
- 農作業の受委託や省力化の促進につながる生産条件を確保するため、農道、用排水施設などほ場条件の改善を進めるとともに、農地集積を促進します。

③ 鳥獣被害対策の推進

- 鳥獣害防除資材への補助の継続、有害鳥獣駆除隊への駆除依頼、捕獲用の箱檻の設置等を進め、農作物被害の軽減を目指します。
- 鳥獣害の被害対策のため、野生動物との緩衝地帯に当たる里山の整備を地域住民との協働により推進します。

(2) 担い手・農業経営組織の育成

① 担い手の育成

- 認定農業者や新規就農者をはじめとした担い手を育成するため、関係機関と連携して情報提供や技術普及などの支援を行います。

② 農作業受託組織の育成

- 農作業受委託を促進するため、農作業受託組織の育成を促進します。 (★)

③ 集落営農体制の強化

- 農地の利用調整と集積を進め、集落営農体制の強化を支援します。

④ 集団化の促進

- 集団化・作業委託・共同機械の整備など農業省力化への支援を進めます。

⑤ 生きがい型シルバー農業の振興

- 高齢農業者、休日農業者など多様な担い手を育成する支援を進めます。

⑥ 企業・NPO等の農業参入の促進

- 企業・NPO等の農業参入を啓発していきます。

(3) 生産体制の強化

①特産品生産をいかす農業経営の展開

- 曙大豆の枝豆生産など身延ならではの特産物生産を強化し、農地の耕作受託・請負の円滑化など、農業の新たなビジネス化の可能性を拡大します。 (★)

②環境保全型農業の促進

- 有機無農薬栽培など環境保全型農業、安全・安心な農畜産物の生産を促進します。 (★)

(4) 林業の振興

①林業生産基盤の充実

- 林道、作業道の整備など森林施業の基盤整備を進めます。

②森林施業の合理化

- 森林施業の合理化を図るため、林業機械の導入による作業の省力化、効率化を促進します。

③林業経営体の育成

- 森林の保育管理体制を強化するため、森林組合など林業経営体の強化、担い手の育成に努めます。

④森林の適正管理

- 森林の保育管理、広葉樹林の育林を進め、森林の環境保全に努め、水源涵養をはじめ、土砂災害や河川氾濫の防止など国土保全、鳥獣被害の防止など多様な公益機能を強化します。

⑤特用林産物の生産振興

- シイタケ、山菜等の特用林産物の生産振興を図ります。

⑥間伐材の利用促進

- 間伐材の利用促進など新しい林産物づくりを促進します。

⑦鳥獣の生息環境の改善

- 鳥獣による農産物被害対策の一環として、集落周辺の里山づくり、広葉樹林

の拡大や植林地の混植など林相の転換を促進し、鳥獣の生息環境を改善します。

(★)

⑧森林整備の活動支援

- 森林の有する多面的機能が充分発揮されるよう森林整備活動支援交付金等により森林整備を支援します。

⑨広域林道の整備

- 林業振興や観光振興に資する広域林道の整備を要請していきます。

(5) 農林産物の流通・販売の強化

①小口農産物の流通確保

- 自給型・小規模農家が生産する少量多品種の新鮮農産物を直売施設等に円滑に供給する地産地消の仕組みを充実します。 (★)

- 農林産物の地域内流通の進展に応じて、都市部での定期的な産地直送販売や量販店等へのインショップ^{*)}展開など地域外販売を促進します。 (★)
- ②農産物加工・食への展開
 - 地産地消の仕組みづくりの中で、生産・農産物直売・食品加工の施設整備などとともに、それに取り組むグループの育成と連携の強化を図り、「食」と「農」のネットワークづくりを進めます。 (★)
- ③スローフード^{*)}への取り組み
 - 郷土料理や地域の特色ある野菜などの食材等を見直し、伝統的食材・料理を通じてゆっくりとした健康な生活を楽しむ「スローフード」への取り組みを進め、農産物の流通付加価値を高めます。 (★)
- ④加工分野の開拓
 - 林産物や地域木材の加工分野の開拓を進めます。
- ⑤林産物の地産地消
 - 地域木材の活用など、林産物の地産地消を促進します。
- ⑥環境関連ビジネスの創出
 - 木材資源等バイオマスを活用した竹炭等の炭化製品化、竹粉碎機による粉碎された竹粉碎屑の肥料化、EM等を活用した環境保全型農業生産と物産開発など地域資源循環型の環境関連ビジネスの創出に努めます。 (★)

(6) 観光・交流との連携

- ①農業体験機能の充実
 - 農業体験や作物のオーナー制度等の充実を支援していきます。 (★)
- ②グリーン・エコツーリズムの展開
 - 民泊等田舎体験機能の充実、農林産物を材料にしたものづくり体験や郷土料理の提供など、身延町の特性をいかした体験プログラムの提供によるグリーン・エコツーリズムの受け入れ事業を展開します。 (★)
- ③農業をいかした交流
 - 都市部の住民等を対象とした貸農園の運営や作業体験、農家とともに農作業を手伝い交流するワーキングホリディ^{*)}の情報提供など団塊世代等の田舎暮らしと就農希望者等への斡旋機能を整備します。 (★)

2. 商業の振興

【現状と課題】

本町の商業（平成16年商業統計・卸売業と小売業）は、事業所数322店、従業者数1,110人、年間商品販売額138億3,659万円で、いずれも減少傾向にあります。特に、車社会などの進展に伴う商圈の拡大から、甲府都市圏の郊外型大型商業施設などへの購買力の流出が続いている、経営環境は厳しさを増しています。

JR身延駅前、身延山門内に商店街が形成されており、さらに国道52号沿いの西嶋や飯富にホームセンターやスーパー、飲食店等の新たな商業立地が見られます。その他の地区は商店が散在している形態となっています。

JR身延駅前にあるしようにん通りは、身延山に訪れる観光客等を主な対象とし鎌倉時代をイメージした街路景観で統一し、住民自らまちづくりに取り組んだ事例として、高い評価を受けています。また、身延山門内の活性化ビジョンが樹立されており、今後、下部温泉などとともに観光と連携した魅力ある商業機能の整備が求められています。

このような中で、商工会では、ポイントカード加盟店の拡大など町外への購買力流出への対策を推進するとともに、観光と連携した特産品開発など、観光関連消費の拡大に取り組んでいます。しかしながら、商業事業者の高齢化が進んでおり、空き店舗が増え、活性化への課題が深刻化しています。

日常の消費生活を支える商業は、定住環境の充実において重要であり、地域における商業機能を確保するとともに、観光振興面との効果的な連携強化が必要です。また、地域商業の振興には、商業者の経営意識と改善への努力とともに、他の産業分野等との連携も含めた商業者が持つ経営ノウハウをいかした共同事業など、地域環境の変化に即した取り組みが必要です。特に、高齢化が進む中で高齢者に対応する新たな事業展開、農業や観光、交流や田舎暮らし、物産等のモノづくりと販売など、商業関連の事業分野を開拓、起業していくことが必要です。

【基本方針】

定住環境に不可欠な商業機能の充実を図るため、商工会等との連携による住民生活に密着した商業活動、観光や交流と連携した商業活動など、商業者の共同事業や新たな事業分野への取り組みを促進します。

【施策体系】

2. 商業の振興	【3-2-2】	(1) 地域商業の育成	【3-2-2-1】
		(2) 事業分野の拡大	【3-2-2-2】

【施策】

(1) 地域商業の育成

① 経営指導の促進と後継者の育成

- 商工会等との連携により、経営相談、経営指導の充実、講習会の実施等により事業者の経営基盤の強化を支援し、合わせて後継者や新規事業者の育成に取り組みます。

② 経営の安定化

- 商工会及び関係機関との連携を強化し、更なる資金融資制度の充実を図ることにより、小規模商店の強化・近代化及び経営の安定化を推進します。

③ 事業活動への支援

- 高度情報化に対応する商業展開や環境に配慮した事業活動などについて情報提供を行うとともに、商業者の共同事業など主体的な取り組みを支援します。

④ 観光商業の展開

- 地域資源をいかした観光・交流客の滞留の場づくりなど、観光商業機能の整備を促進します。

⑤ 商業空間の形成

- 各地区の環境整備事業と連携した商業空間の形成に努めます。

⑥ 地域商店街育成の推進

- 商工会や各関係機関と連携し、地域商店街の育成に努めます。

(2) 事業分野の拡大

① 新規創業支援

- 空き店舗等を活用したチャレンジショップ^{*)}等の事業、観光関連事業の起業など、新規創業のための支援体制を整備します。

② まちづくり活動と連動する商業展開

- 高齢者対応の宅配や出張サービスなど町内消費者の購買利便性の改善を図る取り組み、地域特産品づくりと連携した活動など、地域課題と連携する活動を支援します。 (★)

③ コミュニティ・ビジネスの促進

- 商業者が持つ経営ノウハウをいかし、コミュニティ・ビジネス起業への商業者の事業参画を促進します。 (★)

3. 工業の振興

【現状と課題】

本町の工業（平成16年工業統計・4人以上の事業所）は、事業所数56、従業者数1,075人、製造品出荷額等239億7,494万円であり、事業所数と従業者数は減少し、製造品出荷額等は停滞傾向にあります。

身延工業団地や峡南地域中核工業団地には、金属、電気、プラスチック等の工場が立地しており、農村地域工業等導入促進法等の活用により、税制面での支援をしてきました。この企業進出により、町内雇用の場の拡大に大きな役割を果たしてきましたが、製造業における厳しい経営環境の中で合理化が進み、雇用の増加には制約が大きい現状にあります。また、より迅速な物流が求められる中で、交通条件の改善が課題となっています。

現在、製造業は、経済のグローバル化、情報化の進展などにより世界規模での激しい競争の時代に置かれており、急速な技術革新や産業の情報化に対応するため、経営の改善、人材育成、異業種間交流などによる新たな事業展開への支援が必要です。

今後、中部横断自動車道の整備をはじめ、国道52号や国道300号の防災工事を進め、降雨の通行規制を緩和するなど、企業進出の基盤整備の推進を図るとともに、企業誘致の積極的な推進や既存企業の育成を図っていくことが必要です。

【基本方針】

関係機関等との連携により各種支援制度を活用しながら、既存工業の経営安定化の促進、企業育成に努めます。また、立地環境の充実に努め、環境負荷の少ない企業等の誘致活動を進めます。

【施策体系】

3. 工業の振興	【3-2-3】	(1) 地域工業の育成	【3-2-3-1】
		(2) 企業の立地促進	【3-2-3-2】

【施策】

(1) 地域工業の育成

① 経営基盤の強化

- 商工会など関係機関との連携により、企業の経営基盤を強化するため、国・県の各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発などを促進し、企業の安定経営を支援します。

② 新規事業等への支援

- 新規創業や新規事業化に関する国・県等の支援制度についての積極的な情報提供を行うとともに、産学間連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などを促進し、企業育成を図ります。

(2) 企業の立地促進

① 企業誘致条件の整備

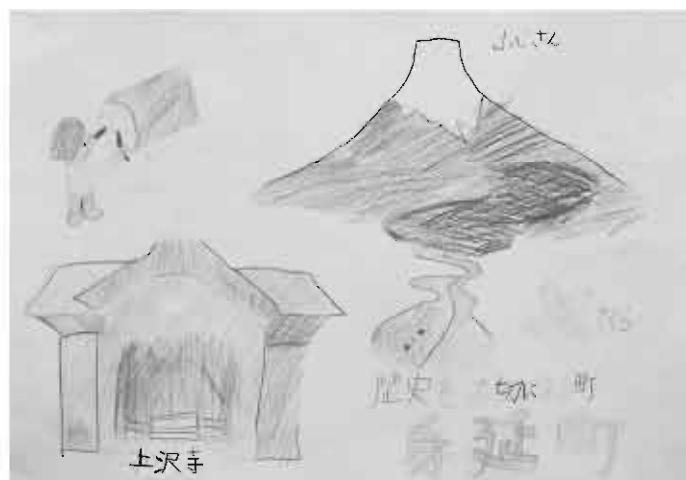
- 工業団地等への地元雇用率の高い優良企業の誘致を積極的に推進するため、企業支援に関する町条例を活用するとともに、業種要件の緩和や賃貸借方式など、柔軟な対応により立地を促進します。

② 企業立地環境の改善

- 流通を支える道路等の生活基盤の整備を進め、企業立地の環境整備を進めます。

③ 優遇税制の検討

- 優良企業の誘致を積極的に推進するため、更なる優遇税制について検討していきます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

4. 地場産業の振興

【現状と課題】

本町には、伝統技術をいかした地場産業として、西嶋和紙や印染業などが継承されています。また、地域の生産物や資源をいかしたゆばやミネラルウォーターの製造など、本町の風土に根ざした特色ある特産品の生産も行われています。

画仙紙、書道紙を主とする西嶋和紙は、後継者問題や従業者の高齢化をはじめ、外国製品に押されるなど、厳しい経営環境にありますこうした中、なかとみ和紙の里においては、日本全国の和紙販売や紙漉き体験ができ、地元生産業者と連携した和紙漉き体験も行っています。今後とも、なかとみ和紙の里との効果的な連携を図るとともに、技術を伝承する後継者育成、新製品開発や調査研究、販路拡大などの活性化への取り組みが必要です。印染業については、後継者も少なく、需要の低迷が続いている、後継者の確保とともに、特色ある製品づくりや販路の拡大を進める必要があります。

特産品についても、これまでの取り組み実績を踏まえながら、地域の資源や農林産物を効果的に活用した製品開発や販路開拓、観光との連携など、新たな振興策を推進していく必要があります。

【基本方針】

伝統技術の継承に努めるとともに、新たな製品開発や販路開拓、観光・交流との連携などを強化し、地場産業の振興を図ります。

【施策体系】

4. 地場産業の振興	【3-2-4】	(1) 伝統産業の振興 (2) 特産品づくりの推進	【3-2-4-1】 【3-2-4-2】
------------	---------	------------------------------	------------------------

【施策】

(1) 伝統産業の振興

① 和紙や印章業の振興

- 各種支援制度を活用しながら、和紙技術アドバイザー、和紙振興事業補助金、地場産業振興支援事業などにより新たな商品開発などを促進します。
- 和紙などの伝統的な地場産業の振興のため、商工会等を中心に町内の各観光地との連携や都市部への販路の拡大・開拓を促進します。
- 効果的なPRにつながる伝統産業の体験機能の強化など、観光・交流の分野との連携を強めます。

(2) 特產品づくりの推進

① 地域資源の効果的な活用

- 地域資源や地域で生産される農林産物を活用した物産づくりの調査・研究を進め、新たな特產品開発を促進します。
- 特產品づくり等への取り組みを積極的に支援するとともに、コミュニティ・ビジネスなどの事業組織の設立と起業を促進します。(★)
- 商工会や農協などとの連携により、曙大豆やゆばなどの「身延ブランド」の更なる育成・定着に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

5. 観光の振興

【現状と課題】

本町の地域経済の活性化に果たす観光の役割は大きく、観光・交流客を拡大する取り組みを更に強化するとともに、観光や交流に関連して地域経済効果を生む仕組みづくりが課題となっています。

本町の観光は、北には西嶋和紙をテーマとしたなかとみ和紙の里のある「中富エリア」、東には千円札のデザインである本栖湖、1200年の歴史を誇る下部温泉郷や湯之奥金山のガイダンス館として立地している甲斐黄金村・湯之奥金山博物館のある「下部エリア」が、また、南には日蓮宗総本山身延山久遠寺がある「身延エリア」など、三つのエリアに区分できます。

観光客の動向は、身延山久遠寺への参拝・観光客は年間約120万人、下部温泉の入湯者数は年間約17万人と推定されていますが、近年の観光スタイルの変化とともに減少を続けています。

観光資源としては、身延山と下部温泉のほか、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、富士川クラフトパーク、なかとみ青少年自然の里、なかとみ和紙の里、ヤマメの里、さらに本栖湖、富士川、富士山の眺望を誇る山岳トレッキングコース、道の駅しもべ・下部農村文化公園、みのぶゆばの里とよあか、一色のホタルの里など多くの資源があり、それぞれに誘客イベントも実施されています。

近年の体験志向の高まりを背景に、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館の砂金採り体験、なかとみ和紙の里の紙漉き体験をはじめ、道の駅富士川ふるさと工芸館やなかとみ青少年自然の里などでは各種体験メニューを提供しています。また、特産品大豆の枝豆オーナー制度と収穫体験、ゆばづくり、味噌づくり、茶摘み体験を実施するとともに、さらに都市部住民との交流を通じて、農地や農業体験の場の提供など、農業振興と連携する取り組みを強化しています。

こうした中、町と商工会とで「新しい身延の観光振興ビジョン」を策定し、短・中・長期の行動計画を定め、観光事業のマネジメント組織となる(株)身延観光センターの立ち上げに向けて、身延ブランド構築、モデルツアーや人材育成など具体的な事業化の検証に動き出しています。

今後、観光や交流、田舎暮らし等の情報発信をさら強化するとともに、資源相互の連携による観光プログラム^{*)}の開発など観光の魅力を強化し、来訪者を迎える環境づくりや受け入れ体制の整備に努めることが必要です。町民自らが楽しめる観光地づくりを目指しつつ、観光客誘致を促進し、観光・交流客を地域活性化に効果的に結び付けていく必要があります。

【基本方針】

豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源をいかした観光の魅力づくりを促進するとともに、観光推進体制の強化や観光関連事業を推進し、観光振興による地域経済効果を生む仕組みづくりを一層強化し、観光立町を実践していきます。

【施策体系】

5．観光の振興	【3-2-5】	(1) 観光推進体制の強化	【3-2-5-1】
		(2) 観光地の整備	【3-2-5-2】
		(3) 観光プログラムの開発	【3-2-5-3】
		(4) 観光事業連携の促進	【3-2-5-4】
		(5) 水辺・水産資源の活用	【3-2-5-5】

【施策】

(1) 観光推進体制の強化

①観光推進組織体制の整備

- 観光連盟を中心とした観光関係団体の活動を育成するとともに、観光商品企画や受け入れの中核的なコーディネート機能を果たす地域ぐるみの株式会社事業体の設立を促進し、観光立町を支える推進母体、体制を強化します。

②広域観光づくりの強化

- 富士川地域に立地する身延町・市川三郷町・増穂町・鰍沢町・早川町・南部町の6町をはじめ、関係機関、団体等が官民一体で広域的な連携をとり、富士川地域の観光資源等の連携・活用思想に基づく富士川流域王国運動を推進する中で、富士川地域の広域観光コースづくりなどの連携事業を強化し、富士川地域（峡南）への誘客を図ります。

③観光情報の発信

- 各種メディアやインターネットによる情報の発信、PR活動を強化し、幅広い観光客の誘致に努めます。

④観光受け入れ体制の整備

- 体験学習において観光機能を強化するため、ボランティアガイドの育成や組織化を支援し、来訪者との交流を促進します。
- 遊休施設等の利活用と各観光地との連携の観点から、「スポーツ合宿」や各種団体の合宿などの受け入れ体制整備を推進します。

⑤外国人観光客の誘客

- 広域的連携の中で、2009年の富士山静岡空港の開港も視野に入れ外国人への観光PRと誘客や富士山世界遺産登録運動を推進します。

(2) 観光地の整備

①観光資源の発掘・整備

- 豊かな自然や文化・歴史遺産等の点在する既存の観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の発掘・整備を行い、個々の観光資源を効果的に結ぶネットワークづくりに努めます。

②景観づくりの促進

- 地域拠点景観づくり事業などにより、ホタルの里、匂碑の里、しだれ桜の里をはじめ特色ある里づくりの整備を進めます。

③観光基盤施設の整備

- 観光地への誘導サインや観光サービス施設の整備（駐車場、トイレ、案内所等）を促進します。

(3) 観光プログラムの開発

①体験機能の整備

- 体験型施設の機能充実を図るとともに、相互の連携を促進し、一体的な活用を進めます。

②グリーン・ツーリズムの展開

- 農業体験・民泊等田舎体験機能、農地や作物のオーナー制度の提供、農林産物を材料にしたものづくり体験など、体験プログラムの提供によるグリーン・ツーリズムの受け入れ事業を展開します。（★）

③エコツーリズムの展開

- 豊かで多様な自然環境をいかし、都市部との交流を含めた環境講座や体験イベントの開催などを通じて、エコツーリズムプログラムを提供します。（★）

④温泉保養プログラムづくり

- 保健・保養医学関係機関と連携し、温泉効能をいかした健康づくりプログラムの開発を進めます。

(4) 観光事業連携の促進

①観光関連商品の開発支援

- 関連事業者や団体等の連携により特產品のPR及び販売拡大を図るとともに、郷土色豊かな個性ある新たな特產品・土産物、料理の開発を積極的に支援します。

②関連事業者と連携した商品づくり

- グリーン・ツーリズムやエコツーリズムの受け入れ体制等の整備に対応し、旅行会社や鉄道事業者等との連携強化により、町内観光施設利用や宿泊を効果的に組み合わせた身延パックなど、観光商品の開発を促進します。

③事業あこしの支援

- 新しい観光プログラムなどの観光商品の開発と観光客受け入れ組織の整備、都市部等との交流企画など、新たな観光交流関連の事業あこしに対する町独自の支援制度を創出します。（★）

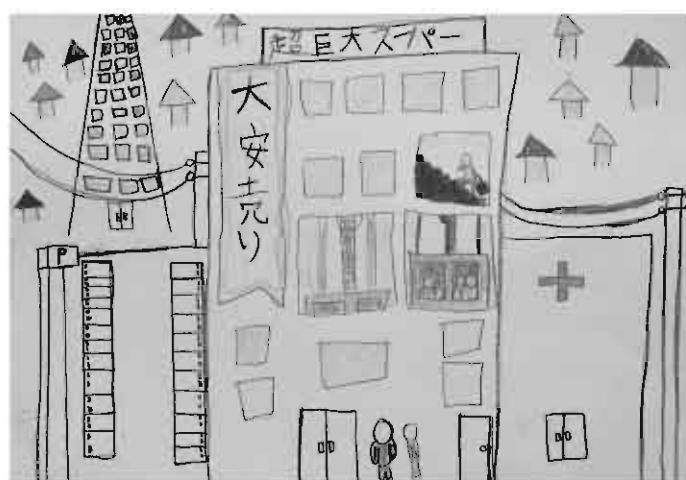
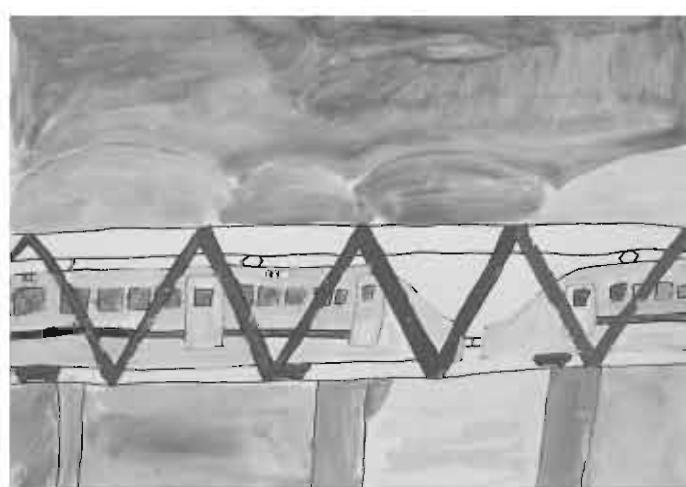
(5) 水辺・水産資源の活用

①水産資源の確保

- 河川・湖や水辺の環境保全を図りつつ、水産資源の確保に努めます。

②内水面漁業組織の育成

- ヤマメの里生産組合、富士川漁業協同組合、本栖湖漁業協同組合等の内水面漁業組織を育成します。
- ③遊魚の振興
- 観光・交流と連携した釣り等の遊魚の振興を図ります。
- ④本栖湖の活用
- 湖水や湖面など本栖湖の優れた環境をいかした多様なレジャー機能の整備を促進します。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第3節 産業間連携と就労環境

1. 新たな事業おこし

【現状と課題】

定住促進のためには、就労・雇用の場の創出が不可欠となります。交通環境の変革など町の優位な条件をいかした企業等の誘致も重要ですが、企業の合理化が進む中で雇用にも制約があるとともに、我が国の経済状況からも地域外の他力に依存する対策は厳しい状況があります。

そのためには、観光立町によるまちづくりを推進し、観光の充実を図り、それに伴う起業と就労・雇用の方向付けを行う必要があります。また、各産業間、異業種が横断的に連携しながら、町が保有する資源に改めて目を向けて、新たな付加価値を生み出す事業分野の開発による産業づくりが重要な課題になります。

本町では既に、身延竹炭企業組合、企業組合みのぶゆばの里とよあか、NPO法人人工コクラブみのぶ、農事組合法人下部特産物食品加工組合、大島農林産物加工所管理会などの特産品生産施設と直売所を運営する先導的な事業体が活動しています。このような住民自ら取り組む事業（コミュニティ・ビジネス）おこしを更に活発化し、就労・雇用の場をつくり出していくことが必要です。

コミュニティ・ビジネスとは、住民自らが主体性を持ち、地域の課題に対して、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用した小規模ビジネスで、有償で行う事業です。こうした事業は、従来の雇用形態にはなじみにくい高齢者、主婦、また団塊世代等の退職後の就労・雇用の受け皿ともなることが期待できます。

コミュニティ・ビジネスの事業範囲は、暮らしの環境改善、雇用の場の創出、経済的な事業おこしに対応するものであり、地域協働（住民が力を合わせる協働、地域社会を構成する多様な主体の連携と協働）による推進を図る必要があります。

【基本方針】

産業間連携による新規事業の開発やコミュニティ・ビジネスの起業など、新たな産業創造と就労・雇用の場の創出につながる事業おこしへの積極的な支援を進めます。

【施策体系】

1. 新たな事業あこし	【3-3-1】	(1) 産業間連携の促進	【3-3-1-1】
		(2) コミュニティ・ビジネスの起業促進	【3-3-1-2】

【施策】

(1) 産業間連携の促進

① 事業あこし活動の推進

- 産業間の連携、異業種交流を強化するとともに、JA、森林組合、商工会など産業団体間の情報交換を支援し、産業振興や事業あこしに向けての研究開発活動を促進します。 (★)

② 産業複合型の事業化促進

- 観光体験プログラムやモノづくり事業など産業複合型の新規事業の開発や起業への支援を進めます。 (★)

③ 特産品販売施設の連携

- 各特産品販売施設相互の連携とインフォメーション機能の充実を図ります。

(2) コミュニティ・ビジネスの起業促進

① コミュニティ・ビジネスの研究支援

- 新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献するコミュニティ・ビジネスの起業を促進するため、各種団体、自治会等集落組織、産業団体等におけるコミュニティ・ビジネスについての学習会、話し合い、ワークショップ開催などを通じて、事業あこしの可能性を研究する活動を進めます。 (★)

② 起業支援の強化

- 起業講座の開講、既存の事業に体験研修的に参画できるプログラムの実施、事業あこし補助金など、事業あこしを推進する環境を整備します。 (★)

③ 多様な事業組織の育成

- 事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO法人、組合、会社等の事業体など、事業を担う多様な組織形態を育成します。 (★)

2. 就労環境の充実

【現状と課題】

本町の就業者総数は 7,275 人（国勢調査・常住地による平成 17 年）で、減少を続けており、15 歳以上人口に占める就業率も、人口の高齢化を背景に低下を続けています。

農業を主とする第一次産業就業者数（249 人、3.4%）は急激に減少を続けており、特に就業者の高齢化も進んでいます。第二次産業（2,560 人、35.2%）や第三次産業（4,453 人、61.2%）の就業者数は、ともに減少していますが、第二次産業の構成比率はやや減少、第三次産業の構成比率は拡大を続けています。

本町は古くから農林業を基幹とし、多くの参詣者が訪れる身延山と下部温泉郷等の観光地があることから商業・サービス業が発展し、さらに近年は造成した工業団地への企業誘致により、雇用の場を拡大してきました。また、町外周辺地域への通勤就労は、広域的な雇用動向にも影響されますが、甲府市と近郊地域への通勤が増えています。

本町の定住促進にとって、就労環境の充実は大きな課題であり、これまで地域産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など雇用労働対策を進めてきました。今後も、より働きやすい職場環境、福利厚生の改善などを促進していくとともに、町内での身近な就労・雇用の場の創出に取り組むことが必要です。また、交通網の整備など周辺地域への通勤就労の環境改善も重要な取り組みとなります。

さらに、高齢者層、特に団塊世代等の退職後の就労・雇用の場をつくり出すとともに、女性の就業志向、働く女性の拡大に対応する職場や就労環境、子育て環境の改善が重要です。また、U・J・I ターンを促進するとともに、経験をいかしめる就業や起業及び定住を支援し、地域産業の担い手を育成することが重要です。

【基本方針】

関係機関と連携しながら勤労者が働きやすい職場づくりを促進するとともに、町内企業の安定化、企業等の誘致、通勤環境の整備、また高齢者や女性の就業機会の拡大など、定住促進と連携する就労・雇用の場の充実に努めます。

【施策体系】

2. 就労環境の充実	【3-3-2】	(1) 勤労者福祉の充実	【3-3-2-1】
		(2) 雇用・就労の安定	【3-3-2-2】

【施策】

(1) 勤労者福祉の充実

① 勤労者の福利厚生

- 勤労者が健康で、安心して就労することができるよう、保健・福祉対策の充実や福利厚生施設の利用を促進します。

② 働きやすい職場づくり

- 商工会等との連携を図りながら、雇用労働条件の向上や安全な職場環境づくりを促進します。

③ 子育て支援の職場づくり

- 仕事と子育てが両立できる環境改善を働きかけていきます。

(2) 雇用・就労の安定

① 雇用情報の提供と技能習得の促進

- 関係機関と連携し、広域的な求人・雇用情報の提供に努めます。また、職業訓練校等での技能習得の促進や生涯学習での職業人実践講座の開講を進めます。

② 町内雇用の促進

- 地域での雇用・就労環境の向上を図るため、企業の経営安定化の支援を進めるとともに、中部横断自動車道の波及効果を見据えた工業・流通業等の企業誘致を推進し、町内雇用の場の充実に努めます。

③ 通勤環境の整備

- 交通網の整備など周辺地域への通勤就労を利便化する環境改善に努めます。

④ 就業機会の拡充

- 高齢者や女性、U・J・I ターン者などの経験や技術をいかしうる雇用・就労の場の拡大を促進するとともに、コミュニティ・ビジネス等の起業を支援します。 (★)

第4章 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）

第1節 まちづくりを支える人づくり

1. 生涯学習の充実

【現状と課題】

本町では、旧3町における生涯学習推進体制を継続し、下部地区は三愛運動を基調とした生涯学習事業、中富地区はあすなろ塾による自主自立の生涯学習活動、身延地区は公民館分館活動が中心となって、旧町単位での生涯学習事業を推進しています。このように生涯学習に関する考え方、推進方法に特色があります。

今後、旧町ごとの相互理解と事業推進の調整とともに、身延町としての生涯学習推進体制の整備が必要です。特に、生涯学習は自己啓発や自己充実を目指す人づくりであることを基本に、自主的な学習活動を促進します。このことにより生涯学習の成果が、地域協働のまちづくり活動に発展し、展開されていくことも期待できます。

生涯学習施設としては、身延町立図書館、中央公民館（開発センター）、地区公民館（開発センター、中富総合会館、身延町総合文化会館）、公民館分館（下部3、中富5、身延4）、さらに集落公民館（下部61、中富29、身延39）があり、また、なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、歴史民俗資料館、木喰の里微笑館等は地域の特色をいかした生涯学習の拠点となっています。

身延町立図書館では、各種講座の開催や地域資料のデジタル化と公開をはじめ、公民館図書室、学校図書館との連携や図書館ボランティア育成を進めていますが、町内における図書サービス体制や情報拠点としての機能強化を更に図ることが必要です。

生涯学習事業については、旧町ごとに従来からの事業、各種団体との共催事業を継続して実施するとともに、あすなろ塾型の自主企画講座の浸透に努めています。また、なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館やなかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館などの主催講座に加えて、身延山大学と公開講座を共催しています。

公民館分館事業は、各地域の特色をいかした事業を進めていますが、旧町ごとに異なる運営体制にあり、参加者の減少など事業継続が難しい地域もあります。今後は、公民館事業の位置付けを明確化し、事業を見直すとともに、分館の住民による自主管理・自主運営体制を進めていくことが必要です。

今後、まちづくりに密接な生涯学習を進めるため、指導者の発掘と養成、学習ボランティアグループの育成、学習情報の整備と提供などを進め、町民の自主的な活動を促進するための支援体制を強化していくことが必要です。

【基本方針】

生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主活動を促す情報と学習機会の提供の充実を図り、様々な学習成果が地域協働のまちづくり活動の実践に還元されることを目指します。

【施策体系】

1. 生涯学習の充実	【4-1-1】	(1) 生涯学習推進体制の強化	【4-1-1-1】
		(2) 学習情報の整備・提供	【4-1-1-2】
		(3) 学習機能の整備	【4-1-1-3】
		(4) 学習施設管理・運営の充実	【4-1-1-4】
		(5) 学習活動の支援	【4-1-1-5】

【施策】

(1) 生涯学習推進体制の強化

① 学習指導者等の発掘

- 指導者の発掘と養成、学習ボランティアグループの育成・支援に努めます。

② 学習団体への支援

- 自発的意志により学習活動している団体は生涯学習に不可欠です。これらの団体の活動に可能な範囲において支援を行います。

(2) 学習情報の整備・提供

① 学習情報の整備

- 各種地域資料の保存、集積を進め、資料のデジタル化による学習教材化など、学習活動への活用を図ります。

② 学習情報の提供

- 身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の学習団体及び個人に学習機会や学習指導者等の情報提供に努めます。

(3) 学習機能の整備

① 学習施設の機能充実

- 町民相互及び町外との交流拠点として、また、多様な学習の場として生涯学習施設、公民館施設等の機能充実を進めるとともに、施設間のネットワーク体制の充実を進めます。

② 図書館機能の充実

- 町の情報拠点となる身延町立図書館の機能整備を進めるとともに、公民館図書室、学校図書館等とのネットワーク化の推進など、図書館サービス体制を充実します。

③施設開放及び利用の利便化

- 学校教育施設の地域開放を進めるとともに、地域情報化と連携した施設利用などの予約システムを導入します。

(4) 学習施設管理・運営の充実

①学習施設管理体制の充実

- 公民館分館の自主運営化を促進するとともに、生涯学習施設の目的に応じて、運営管理体制の最適化に取り組みます。

(5) 学習活動の支援

①学習機会の提供

- だれもが興味と必要性に応じた学習プログラムに参加できるよう各種の学習事業を開催し、生涯学習への意識高揚を図ります。また、長年培った優れた経験・知識・技術等の成果をいかし、身近な講師が企画した自主企画講座を設定し、あらゆる学習機会が提供できるよう努めます。

②地域資源をいかす学習

- なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館等を町民の生涯学習拠点として効果的に活用するとともに、これら施設や地域資源を教材とする学習プログラムの企画を進めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. スポーツの振興

【現状と課題】

本町の社会体育施設は、体育館、グラウンド、野球場、学校施設（グラウンド、体育館）、テニスコート、弓道場、武道場、ゲートボール場など 32 施設が各地区に点在し、各施設ごとの利用者による自主管理を基本とした管理運営体制にあります。施設全体の管理運営面の統一が必要となっています。

体育協会専門部の競技スポーツをはじめ、体育指導員の企画によるスポーツ教室、イベント開催などにより生涯スポーツの普及に努めています。

また、スポーツ少年団 13 団、クラブチーム（中学生）2 チームも独自の活動を展開し、青少年のスポーツ活動も盛んに行われています。

今後も、生涯にわたってスポーツを楽しみ、生きがいづくりや健康づくり、また、住民相互の交流にいかしていくことができる環境を整えることが重要です。そのため、競技スポーツに加えて、老若男女を問わずだれもが取り組める軽スポーツの導入を進め、様々なスポーツを自由に選択できる場の提供を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成など、活動の場づくりを検討していく必要があります。さらに、指導者の確保をはじめ、体育協会専門部や各団体による教室開催などを通じたスポーツ活動への参画推進を支援していく必要があります。

【基本方針】

スポーツ施設の維持管理・整備と有効利用を進めるとともに、軽スポーツの普及や地域スポーツ組織の育成を支援し、生涯にわたり、健康づくりのためにスポーツを楽しむことができる環境整備に努めます。

【施策体系】

2. スポーツの振興	【4-1-2】	(1) スポーツ施設の活用	【4-1-2-1】
		(2) スポーツ指導者の育成・確保	【4-1-2-2】
		(3) スポーツ活動への支援	【4-1-2-3】

【施策】

(1) スポーツ施設の活用

①スポーツ施設等の充実

- 社会体育施設の維持管理と補修、夜間照明施設等の有効活用を進めます。また、各施設の管理運営の充実と効率化を図ります。

②予約システムの検討

- 情報ネットワークによる施設利用などの予約システムを研究します。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

①指導者の育成

- 体育指導員の育成を図るとともに、各種の指導者の育成や資質の向上を進めます。

②指導者の確保

- 各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するスポーツ指導者バンクの推進に取り組みます。

(3) スポーツ活動への支援

①スポーツ教室の開催促進

- 生涯スポーツ振興のための各種スポーツ教室の開催を支援し、軽スポーツなどの普及を促進します。

②競技スポーツの振興

- 体育協会の育成を図り、各種競技の指導レベルの向上、各種大会への出場奨励や大会誘致を進め、競技スポーツの振興に努めます。

③スポーツ少年団等への支援推進

- 町内においてそれぞれ独自に活動しているスポーツ少年団やクラブチーム（中学生）に対し、その育成を図り、支援していきます。

④総合型地域スポーツクラブの育成

- だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める生涯スポーツ活動の実現に向け、各年代層のスポーツ活動を普及する総合型地域スポーツクラブの育成を進め、活動を支援します。

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実

【現状と課題】

本町では現在、小学校9校、中学校5校がありますが、児童・生徒数の減少が今後も続くことが見通されており、小中学校の適正規模・適正配置、学区の再編を検討しなければならない状況になっています。今後、地理的な条件や通学手段への十分な対策を前提にしつつ、小中学校の統廃合、学区の再編に向けた指針を確立していく必要があります。

町では、学校教育内容の充実に努め、学校司書配置による読書教育、外国青年招致事業などによる英語教育、学校農園での稻作や野菜、シイタケ栽培、先人の知恵に学ぶ体験教育などを各学校で進めています。

なお、教職員研修は、教科別研究会や問題別研究会などによる研修を進めていますが、14校の学校体制の中で教師間の連携や交流研修の充実、現代的な課題に対する指導力の向上が求められています。

近年、児童生徒の基礎学力の向上が求められており、学力向上に資する教育指導の方策などを研究していくことが必要です。また、より広い課題として、生きる力の育成が問われていますが、このため、生徒指導や教育相談の充実、障害のある児童生徒に対応する特別支援教育の推進など、きめ細やかな教育指導の充実が必要です。

学校給食は、中富地区・身延地区はセンター方式で、下部地区は親子方式（調理場を持つ学校が「親」、持たない学校が「子」）で行っていますが、設備面で老朽化が進んでいる状況です。学校給食の充実を図るために、食材の地産地消などを推進するとともに、小中学校の適正配置の方向に応じた施設整備を検討する必要があります。

また、児童生徒の体力低下傾向が心配されていますが、子どもたちの健全な心と身体を培うため、野菜作り等の農業体験などを通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させる食育を推進することが重要になっています。

【基本方針】

学校規模の適正化や学区の見直しを進めながら、学校施設・設備の計画的な整備を図ります。また、学校運営への地域住民の参加や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して子どもたちをはぐくむ環境づくりを強化します。

児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化、地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上と生きる力の育成、豊かな人間性をはぐくむ教育を進め、心身ともに健康な子どもたちを育てます。

【施策体系】

1. 学校教育の充実	【4-2-1】	(1) 学校教育環境の整備	【4-2-1-1】
		(2) 学校教育内容の充実	【4-2-1-2】
		(3) 健康な児童生徒の育成	【4-2-1-3】

【施策】

(1) 学校教育環境の整備

①学校統廃合の方向性の検討

- 就学児童生徒数の減少に対応し、地理的条件や児童生徒数の動向及び学校運営の実情を踏まえ、町民参画による学校規模・配置適正化の検討を進め、小中学校の統廃合、学区再編の指針を樹立します。

②学校の安全の強化

- 不審者の侵入対策や快適で安心・安全な教育環境を確保します。

③教育環境の充実

- 教材備品の改善、学校図書館の充実、校外学習施設の有効利用などを図り、教育環境の充実を進めます。

④教職員の指導力の向上

- 教科別・問題別研修会、交流研修、現代的な課題に対応する授業指導力の向上のための研修や教職員としての基本を強化する研修等の実施により、教職員の資質や指導力の向上を図ります。

⑤地域と連携する学校運営の確立

- 学校評議員制度の充実、地域の人材や地域資源を活用した体験学習や職場体験などを通じて、学校運営への地域住民の参画を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ環境づくりを進めます。

⑥スクールバス運行の充実

- 各学校や地域の実情に応じて、児童生徒が最も利用しやすい、安全なスクールバス運行の充実に努めるとともに、地域における効率的な利用の在り方について検討します。

⑦学校給食施設の整備

- 学校統廃合の指針に対応した学校給食施設の整備を図ります。

(2) 学校教育内容の充実

①基礎学力の向上

- 基礎・基本の確実な理解を図り、確かな学力の向上のための指導方法を研究します。

②体験的地域学習の展開

- 地域環境や地域資源を教材に、地域の人材を活用した郷土学習、産業等の体

体験学習を充実し、自ら調べ、発表し、討議する活動、問題解決的な学習を重視し、自ら学び考える力などの生きる力の育成を進めます。

③新たな教育課題への対応

- 英語指導助手の活用による英語教育の充実、情報活用能力を育成する情報教育、環境教育、福祉教育など、現代的な課題に対応した教育を推進します。

④高度情報化の活用

- 情報技術を活用した学校間や遠隔地との交流や都市部等との学校間交流を進めます。

⑤障害児等教育の充実

- 学習障害、注意欠陥多動性障害など障害のある児童生徒一人ひとりに対して、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善を目指した適切な教育的支援を進めます。

(3) 健康な児童・生徒の育成

①いのちの大切さを教える取り組み

- 家庭・地域・学校が連携しながら、一人ひとりが自分自身を大切にするとともに、他者への思いやりやいのちを大切にする児童・生徒の育成に努めます。

②相談体制の充実

- スクールカウンセラーの配置等により、教育相談活動を充実し、児童生徒への対応を強化します。

③健康管理の強化

- 健康管理と体育・健康教育を充実し、心身ともに健康な児童生徒を育成します。

④食育の推進

- 地産地消の推進による安全・安心な食材の確保、伝統食などを取り入れた給食内容の充実、また、学校・家庭・地域の連携を図りながら子どもの時から望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

2. 青少年の育成

【現状と課題】

家庭、地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などが進んでいる中、青少年が心身ともに健全に成長していくことができる環境づくりや家庭・地域・学校がそれぞれ機能を発揮しつつ緊密に連携して青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

青少年育成身延町民会議では、町民総参加のもと、総会や青少年健全育成身延町推進大会などを通じて町民意識の高揚を図り、町内一斉地域環境美化活動などの地域活動への参画、子どもクラブ親睦グランドゴルフ大会など交流機会の拡大にも取り組んでいます。また、旧町単位に各支部組織を設置して、各育成会・子どもクラブにおいて地域に根付いた特色ある事業を主体的に進めています。

少子化が進む中で、育成会・子どもクラブ活動が困難になってきている状況もあり、活動組織の再編成、公民館活動やコミュニティ活動との一体化などを検討する必要があります。

さらに、本町の恵まれた自然環境や歴史文化資源を青少年育成活動に効果的に活用していくことが必要です。特に、なかとみ青少年自然の里で行われている青少年育成の様々な体験学習メニューや季節に応じた体験教室をはじめ、本町が保有している多様な資源を教材にいかした取り組みを広く展開することが求められます。

今後、指導者・リーダーの養成に努めるとともに、青少年の非行防止活動や相談体制の充実、親子での地域活動への参画、異世代交流や町外との交流活動、健全な地域環境づくりを継続的に進めていく必要があります。

【基本方針】

次代を担う青少年を地域ぐるみで育てていく体制を整え、ボランティア活動など地域活動と連携した育成活動を促進し、青少年の社会参加を進めます。

【施策体系】

2. 青少年の育成	【4-2-2】	(1) 青少年育成推進体制の強化	【4-2-2-1】
		(2) 青少年育成活動の推進	【4-2-2-2】

【施策】

(1) 青少年育成推進体制の強化

①青少年育成組織の強化

- 家庭・地域・学校等の連携、子育て支援対策との連携など、青少年の健全育成を図るための総合的な施策を効果的に推進するため、青少年育成身延町民会議の取り組みを強化します。

②相談体制の充実

- 小中学校、高校との情報共有、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、教育や学校生活相談など青少年相談体制を充実し、問題の早期発見、対応に努めます。

③青少年育成団体の活性化

- 青少年育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブ活動組織の再編成を検討していきます。

④指導者等の育成

- 指導者とジュニアリーダーの養成を進めるとともに、学校、地域、家庭の連携体制を強化します。

(2) 青少年育成活動の推進

①社会参加・交流機会の拡充

- 育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参加を促進します。また、コミュニティ活動や公民館活動との連携、三世代交流、親と子・家族が一緒に参加する活動を促進します。

②地域環境の浄化

- 有害な環境の浄化活動、声かけ運動、夜間パトロールなど、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。

③体験活動の拡充

- 本町が保有している多様な自然や歴史文化資源を活用して、学校教育と連携しながら、本町ならではの青少年期における体験活動をつくり出します。

第3節 地域文化をはぐくむ

1. 文化活動の展開

【現状と課題】

本町では、身延町総合文化会館が文化事業の中核拠点となっており、コンサート公演などの主催事業と貸館事業を実施しています。また、各地域の文化活動の拠点としては、地区公民館が利用されています。

郷土の歴史文化を継承するなかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館などでは、企画展や文化講座、体験学習イベントなどの文化事業を実施しています。

今後、こうした文化施設は、地域のニーズに対応するとともに、独自性と継続性のある運営を図るため、文化事業を支えるサポーターの育成などを含め、運営体制や施設管理・運営の在り方を見直していく必要です。

これまで、町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化協会の活動を支援し、文化祭や展示会の開催など文化活動への町民参加と文化交流を促進してきました。また、住民の自主的な活動により、句碑の里づくりやホタルの里づくりとイベント開催など、地域活性化を促進する特色ある活動も生まれています。

心の豊さを求める志向が高まる中で、町民がより文化芸術を楽しめる機会や場づくりを進め、町内外の交流を深めていく必要があります。今後とも文化団体の自主活動や指導者の育成に努めるとともに、多様な文化情報の提供や文化施設相互の情報ネットワーク化を推進する必要があります。また、地域文化活動と交流の促進や観光誘客などの連携を進め、地域活性化とのつながりを深めていくことが重要です。

【基本方針】

芸術文化の振興体制を充実し、活動を活発化するとともに、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

【施策体系】

1. 文化活動の展開	【4-3-1】	(1) 文化振興体制の充実 (2) 芸術文化活動の推進	【4-3-1-1】 【4-3-1-2】
------------	---------	--------------------------------	------------------------

【施策】

(1) 文化振興体制の充実

①活動団体の育成

- 文化協会連絡協議会の機能を強化し、各文化協会及び各種文化団体・グループの育成、相互の交流、指導者の育成など、活動団体の育成を図ります。

②文化施設の整備

- 文化施設の機能整備を進めていきます。

③文化施設管理の強化

- 文化施設の管理について、指定管理者制度の導入検討も含め事業充実など管理運営体制の強化と効率化を進めます。

④文化による情報発信

- 観光・交流等と連携した文化イベントや施設の情報発信を強化します。

(2) 芸術文化活動の推進

①鑑賞・発表機会の充実

- 優れた芸術文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図るとともに、文化祭、芸術企画展など文化団体・グループの活動の発表機会を充実します。

②文化事業の推進

- 文化講演会の開催や総合文化会館、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館等の自主事業を推進します。

③文化芸術ソポーターの育成

- 芸術文化事業の企画段階からの町民参画を図るとともに、事業実施を支えるソポーターの育成を進めます。

④博物館ネットワークとの連携

- 県のハブ博物館ネットワークと連携した企画展示やイベントを推進します。

⑤地域文化活動の支援

- 句碑の里を育てる会など地域づくり団体との連携を深め、地域に根ざした文化活動を支援していきます。

⑥文化観光づくり

- 観光ツアー企画と文化事業を組み合わせるなど、文化観光づくりを進めます。

2. 歴史と文化遺産の継承

【現状と課題】

本町は、甲斐と駿河を結ぶ身延道（河内路・駿州往還）の中心として古くより開け、12の国指定文化財をはじめ多くの歴史文化遺産に恵まれた特色ある固有の歴史と伝統文化を誇る地域です。

身延山久遠寺は日蓮宗の総本山として多くの人々の信仰を集め、年間を通じて全国各地から数多くの参拝者や観光客などが訪れています。身延山には、古来からの伝統行事をはじめ身延山宝物館の国宝・重要文化財・指定文化財、日蓮聖人草庵跡、総門、三門等の建築物、周辺の宿坊・古刹など、貴重な歴史文化遺産が集積しています。また、身延山はしだれ桜の名所であり、ゆばに代表される精進料理なども含め、国際的な歴史文化遺産としての価値を有しています。

このほかに、国指定史跡である中山金山遺跡は、戦国時代の鉱山技術を伝える貴重な遺跡です。甲斐黄金村・湯之奥金山博物館では、その出土品や歴史事実を紹介するとともに、金山史研究書の刊行、企画展や公開講座などを開催しており、本町の歴史文化を発信する拠点として全国的にも高い評価を受けています。また、砂金採り体験やイベントの開催など、特色ある観光拠点となっています。

西嶋和紙の活性化拠点であるなかとみ和紙の里は、紙漉き体験施設での各地の小中学生の卒業証書づくりなどが行われています。今後も伝統技法を受け継ぐため後継者育成に努めるとともに、観光・交流との連携強化など、更なる利用促進が必要です。

これらのほか、本遠寺、門西家住宅、旧市川家住宅などの建造物、寺社が所蔵する美術工芸品、天然記念物、郷土芸能としての西嶋の神楽、下山甚句などの無形民俗文化財と多様な文化財を保有しています。また、木喰の里微笑館、歴史民俗資料館があり、さらに下山大工の系譜など本町を彩る歴史文化資源があります。

これらの多様な歴史文化遺産を町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、学校教育や生涯学習における郷土学習への活用を図り、郷土に対する理解を深めていくことが重要です。また、観光・交流の振興への活用を進め、歴史と文化を感じることができるまちづくりに取り組むことが必要です。

【基本方針】

本町固有の貴重な歴史文化遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と有効活用を図ります。

【施策体系】

2. 歴史と文化遺産の継承	【4-3-2】	(1) 文化財の保護と活用	【4-3-2-1】
		(2) 地域文化の継承と育成	【4-3-2-2】

【施策】

(1) 文化財の保護と活用

① 文化財調査・保護活動の促進

- 歴史文化遺産の調査研究、指定文化財の保護・保全対策、文化財指定と公開を進めるとともに、地域住民による保護活動を促進します。

② 文化財の活用

- 文化財等の紹介冊子やマップの作成、分かりやすい誘導案内標識の設置を図り、フィールドミュージアム機能整備の一環となる身延道ウォーキングコースづくりを進めます。

③ 専門的人材の確保

- 文化財保護等の専門的人材の確保や文化財審議委員会の活動の促進を図ります。

(2) 地域文化の継承と育成

① 郷土芸能等の伝承

- 郷土芸能や伝統技術等の伝承育成のための支援を進めます。

② 伝統文化の掘り起こし

- 地域コミュニティ活動と連携した伝統行事や伝統食など地域固有の伝統文化の掘り起こしと継承を支援します。

③ 文化をいかした地域づくり

- 本町の歴史文化遺産を活用する学習教室などの開催、県のハブ博物館ネットワークと連携したイベント・体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大するとともに、町外からの誘客を図ります。

④ 人材の育成

- 身延道歴史文化ガイドなどの人材育成を図り、郷土学習や観光への利用を促進します。

⑤ 文化資料の蓄積・情報提供

- 歴史文化資料のデジタル化^{*)}とウェブサイト^{*)}による情報提供を進めます。

⑥ 民俗資料の収集・保存

- 歴史文化資料の集積を進めながら、展示・保管方法を検討していきます。

第5章 協働のまちづくりを進める（交流・協働・行財政）

第1節 多様な交流の力をいかす

1. 町内外の交流の展開

【現状と課題】

本町では、合併後も旧3町単位の継続事業や活動もまだ多く、3町の住民相互や各種団体相互の交流機会も限られる現状にあり、情報の交流と相互理解を促進することが求められています。町民や各種団体などが多様に交流する機会と場を拡大し、相互の親睦を図り、町民の一体感を醸成し、町民の力を結集していく必要があります。

町外の地域との交流においては、旧中富町では沖縄県具志頭村（現八重瀬町）と青少年の交互訪問、旧身延町では、旧天津小湊町（現鴨川市）と姉妹都市の締結がされており、交流を継続してきました。また、かつてこの地を治め、やがて東北の地に移り住み南部藩を興した南部氏とのゆかりから、青森、岩手、山梨3県の関係9市町で南部藩交流も行われてきました。今後はこれまでの交流を見直しながら、交流目的を明確化し、まちづくりに有効な交流を進め、交流地域相互の活性化に結び付けていく必要があります。

本町は身延山や下部温泉などに多くの観光客が訪れる観光のまちであり、観光客との様々な交流もなされています。青垣俱楽部（古関）や句碑の里を育てる会（中富）のような地域住民自らの工夫による都市部等住民との交流活動を推進しているグループもあり、更に交流を力にする地域活性化への取り組みが必要です。

このような多様な交流を通じて、町民の結集力に町外の人々の力を加えて、まちづくりを推進する力を増強していくことが重要です。特に、交流の展開は、観光振興につながり、地域を訪れる人々を拡大し、観光関連事業の振興、域内消費の拡大につながります。また、交流を通じて本町を広くPR・情報発信することができるとともに、地場産品の販路拡大や田舎暮らしを求める人々の定住も期待できます。

今後とも、町内の関係組織の育成等を図りながら地域活性化に効果的な交流活動を進め、様々な分野において、本町のまちづくりを町外から応援してくれる人たちとなるパートナーを増やしていくことが必要です。

【基本方針】

町民相互の交流と相互理解を深め、一体感を醸成するとともに、本町の特性をいかして地域活性化に効果的な多様な地域間交流活動を進め、まちづくりを応援してくれるパートナーを増やしていくなど、交流を力にするまちづくりを強化します。

【施策体系】

1. 町内外の交流の展開	【5-1-1】	(1) 町民相互の交流の推進	【5-1-1-1】
		(2) 町外との交流活動の推進	【5-1-1-2】
		(3) 町内外への情報発信の強化	【5-1-1-3】

【施策】

(1) 町民相互の交流の推進

①町民の一体感の醸成

- 町民相互の親睦と融和を図るため、旧3町相互地域巡りツアーや町民交流企画、町民交流イベントの開催、各種団体等の交流と相互理解を深める機会を拡大し、町民の一体感の醸成に努めます。

②我が町を知る機会の充実

- 我が町を学ぶ再発見講座の開講を進めるとともに、町内各地区の様々な地域活動の紹介など情報提供を強化し、我が町を知る機会を充実します。

(2) 町外との交流活動の推進

①町の資源をいかした交流の推進

- 特産品送付や作物オーナー制度の組み合せなどを通じた交流事業を推進するとともに、町出身者との交流を深める機会を充実します。

②交流活動組織の検討

- 町外地域との交流を推進していく住民参画による全町的な交流活動組織を検討し、教育文化、スポーツ、産業など交流分野の拡大に努めます。
- 全国各地で活躍している身延町出身、身延にゆかりの深い人たちの情報を集め、ふるさと交流会の開催、ふるさと大使の委嘱など、まちづくりに有益な情報を収集したり、助言を得ていく仕組みを検討します。

③自主的な交流活動の促進

- 空き家や遊休農地の活用につながる交流活動など、地域活性化に取り組む住民の自主的な交流活動を促進し、支援します。(★)

④姉妹交流等の推進

- 交流目的を明確にし、交流地域相互の活性化やまちづくりに有効な交流を推進します。

(3) 町内外への情報発信の強化

①様々な機関や媒体の活用

- 田舎暮らしやふるさと志向に対応する全国的な組織と連携した情報提供、観光情報の発信との連携など、様々な機関や媒体を活用した情報提供を進め、町からの情報発信機能を強化し、効果的なイメージアップ、PRを進めます。(★)

②リアルタイムな情報発信

- 地域ポータルサイトの創設と連携し、HPやブログ^{*)}等で各種の情報発信を行っている町民や団体の参画を得て、身延町からのリアルタイムな情報発信の仕組みを強化します。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. 国際交流の展開

【現状と課題】

旧下部町においては、国際交流協会を組織し、フランスのシャルネイ・レ・マコン市と交流してきましたが、国際交流協会は合併時に解散となり、現在は一部民間有志の交流にとどまっています。また、旧下部町では中学生の海外への修学旅行を行ってきましたが、合併後は、下部中学校での実施だけとなっています。

このように国際交流活動は一部にとどまっています。今後の国際交流事業の在り方を検討していく必要があります。

学校教育では、外国青年招致事業（JETプログラム）により、現在4名、また、県内在住外国人3名を加えた計7名が中学校・小学校で語学指導などを行っています。また、なかとみ青少年自然の里を利用する在日外国人学校の児童・生徒と町内小中学校児童・生徒との交流が行われています。

今後とも、学校における国際理解や英語教育、国際交流機会の充実を図るとともに、町民対象の英語講座の開講など、広く外国人と町民との交流機会を拡大していく必要があります。

近年、本町にも外国人観光客が見られるとともに、工業団地従業員等の外国人登録者が増加してきており、国際理解を深めながら、国際化に対応したまちづくりを強めていくことが必要です。

【基本方針】

国際理解を深めるとともに、海外との交流、来訪する外国人、在住する外国人との交流を進めるとともに、国際化対応の地域環境を整備します。

【施策体系】

2. 国際交流の展開	【5-1-2】	(1) 国際交流の推進	【5-1-2-1】
		(2) 国際化対応の地域環境の整備	【5-1-2-2】

【施策】

(1) 国際交流の推進

①国際化の啓発

- 町民に広く国際化を啓発し、国際的な視野と知識を広げるため、生涯学習と連携した講座の開設を進めます。

②国際交流活動組織の育成支援

- 国際交流を推進するため、住民主体の国際交流組織の育成支援を進めます。

③児童生徒の交流機会の確保

- 本町の豊かな自然をいかしたなかとみ青少年自然の里などの体験型学習施設の在日外国人学校の利用促進と合わせて、町内小中学校児童・生徒との交流活動を促進します。

④英語教育の充実

- 学校教育における国際理解・英語教育の充実を図ります。

(2) 国際化対応の地域環境の整備

①外国人が暮らしやすい環境整備

- 町内に在住する外国人の生活実態把握に努めながら、外国人対応の行政サービスの在り方を検討し、暮らしやすい環境整備に努めていきます。
- 在住外国人と町民の交流機会を充実します。

②国際化対応の観光地づくり

- 外国人観光客に分かりやすい観光ガイド、外国語併記のサインや案内板の整備、外国人誘客のための観光商品開発など、関係組織や町民の理解と協力を得ながら国際化対応の観光地づくりを進めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 定住・新定住の促進

【現状と課題】

本町は、高齢化と少子化が進む過疎の地域構造下にあり、今後も少子・高齢化が進行し、人口の減少は避けられない状況が見通されます。このような中で人口減少に歯止めをかけることは容易なことではありませんが、定住促進のための様々な分野での対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小し、定住人口を確保していくことが重要です。

そのため、定住できる環境整備、特に若者定住を拡大する住宅・宅地供給や子育て支援の充実、高齢者が安心して暮らせる環境への着実な改善、そして、地域産業の振興と新たな事業おこしの促進による就労・雇用の場の拡大が必要です。さらに、周辺地域への通勤就労環境の整備による雇用・就労の場の創出など、住み続けたい人が住み続けられるための定住環境の様々な改善をまちづくりにおいて重点的に進めなければなりません。

また、青垣俱楽部の取り組みに見られるような空き家や空き校舎、遊休農地等の活用による交流活動を推進しながら、着実に身延ファンをつくり出し、新たな定住につなげていくことも必要です。そのため、U・J・Iターン情報の提供を強化するとともに、新たな定住者の受け入れ環境を整えていくことが必要です。

【基本方針】

定住人口を確保するため、様々な分野での取り組みの総合力を発揮して、住み続けたい人が住み続けられるよう定住環境の改善に重点的に取り組みます。また、U・J・Iターンを促進し、新たな居住・定住者を増やします。

【施策体系】

3. 定住と新定住の促進	【5-1-3】	(1) 様々な分野での定住 促進対策の推進	【5-1-3-1】
		(2) U・J・Iターンの促進	【5-1-3-2】
		(3) 受け入れ環境の整備	【5-1-3-3】

【施策】

(1) 様々な分野での定住促進対策の推進

①暮らしの環境改善の重点

- 子育て支援対策や学校教育の充実など、子育て世代が定住できる環境改善を進めます。
- 住宅・宅地供給の円滑化など、若者層が住み続けられる環境改善を進めます。
- 住宅改築や持ち家確保等への支援など定住促進に向けた新たな優遇・支援策の検討を進めます。
- 福祉と生活支援、生きがい対策など、高齢者が安心して暮らせる環境改善を進めます。

②就労・雇用の創出の重点

- 農業・林業、商工業、観光関連業の従事者の主体的な振興策への取り組みを促進し、地域経済の着実な発展と町内での雇用・就労環境の改善を進めます。
- 幹線道路の雨量規制の着実な改善を促進し、周辺地域への通勤就労環境の整備を進めます。
- 産業間連携による事業あこし、コミュニティ・ビジネスの起業の促進を図るとともに、事業組織の育成に努めるなど、就労・雇用の創出を積み重ねていきます。 (★)

(2) U・J・Iターンの促進

①U・J・Iターンに関する情報提供の強化

- 田舎暮らしを求める志向の高まりに対応し、本町を訪れる交流企画の実施や全国的な情報提供機関と連携して、U・J・Iターン、新ふるさと定住に関する情報提供を強化します。 (★)
- 本町の出身者との交流を通じて、団塊の世代等のふるさと回帰を促進するため、各種情報提供を強化します。 (★)

(3) 受け入れ環境の整備

①新たな定住者への支援

- 田舎暮らし情報の提供と合わせて町民有志による新定住促進組織の設立と活動を支援します。 (★)
- 空き家の利活用を含めた住宅、町内での雇用・就労情報の提供など、新たな定住への多面な支援を検討しながら、新定住の促進に努めます。 (★)

②起業や就業の支援

- 新たな定住者の経験をいかして取り組むコミュニティ・ビジネスの起業など新たな事業あこし、新規就農などを支援します。 (★)

第2節 住民が主体となる

1. コミュニティ活動の展開

【現状と課題】

本町の基礎的な自治（コミュニティ）活動の単位は、概ね集落に相当する行政区（153区）に相当し、各種の地域活動の単位となっています。組や区などの自治組織の行政に対する役割、組織系統、組織の運営方法、組織の呼称等については、旧町それぞれに相違があり、平成18年度からは、「身延町区長及び組長設置等に関する規則」を施行して機能の明確化や組織系統の統一を進めています。

また、公民館組織は、中央公民館（開発センター）を中心として、旧町単位に3地区館が、地区館のもとには分館が、さらにその下には概ね行政区単位に集落館が配置され、自治活動と連動した公民館活動が行われています。

近年は、高齢化と人口減少、就業構造の変化などを背景に、連帯感や共同意識の希薄化、地域活動の衰退が見られ、自治組織運営の大きな課題となっています。特に、山間地の集落では過疎と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて集落コミュニティ機能の維持ができなくなりつつあるところもあり、集落及び自治活動組織の再編も検討していく必要があります。

集落コミュニティは、住民自治と地域協働における基礎的な活動組織であり、今後の住民自治の強化と地域協働のまちづくりを推進していくために不可欠な活動組織です。そのため、住民自治組織としての機能が発揮される仕組みと全町的なコミュニティ組織体制の再構築を検討していく必要があります。

【基本方針】

集落コミュニティ活動組織の育成と活動を支援するとともに、住民自治意識を高め、地域協働のまちづくりを推進していくため、住民自治組織としての機能が発揮される全町的な仕組みを強化します。

【施策体系】

1. コミュニティ活動 の展開	【5-2-1】	(1) コミュニティ組織の育成	【5-2-1-1】
		(2) コミュニティ活動の活性化	【5-2-1-2】

【施策】

(1) コミュニティ組織の育成

①集落コミュニティ組織の育成

- 集落（行政区）における組織機能の明確化を進めるとともに、集落機能の低下などに対応するコミュニティ組織の再編を進め、住民自治と地域協働のまちづくりの基礎をなす集落コミュニティ組織の育成に努めます。

②公民館分館組織の充実

- 集落コミュニティ相互の連携活動などの推進母体となる公民館分館単位の事業運営組織の充実、強化を進めます。

(2) コミュニティ活動の活性化

①拠点施設の整備と自主運営化

- 公民館分館、地区公民館などのコミュニティ活動の拠点施設の整備及び集落公民館整備の支援を進めるとともに、公民館分館及び公民館事業の地域による自主運営化を促進します。

②コミュニティプラザ機能の整備

- 各支所施設及び周辺における既存施設等を活用し、地域活動の支援を図るコミュニティプラザ機能の強化を進めます。

③まちづくりを担う人材の発掘と育成

- 町民予算提案事業の推進など、住民の主体的なまちづくり参画意識の普及を図りながら、生涯学習の展開と密接に連携して、各種まちづくり情報の提供や住民自治とコミュニティ活動などについての学習講座や研修会の開催を進め、まちづくりを担う人材の発掘と育成を強化します。

④地域課題に取り組む活動への支援

- 町内における地域内分権を促進するため、地域住民自らが、創意工夫をもって地域課題の解消に取り組む住民自治活動、地域協働活動に対する財政面での支援を検討します。

2. 男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、我が国における重要な課題の一つとなっています。男女共同参画社会づくりのため、様々な取り組みが進められていますが、家庭、地域、職場等において、依然として男女の格差が私たちの意識や生活習慣の中に存在しています。

本町では、男女共同参画プラン（「みのぶヒューマンプラン」）を定め、男女があ互いの人権を尊重し、それぞれの能力を発揮できる地域社会づくりへの行動目標を定めています。

今後は、様々な機会を捉え、性別役割分担意識の是正を働きかけるとともに、男女共同参画を基本とする学習と啓発機会の拡充、政策決定における女性の登用などに力を注ぐことが大切です。また、育児・介護支援の充実や就業機会の拡大などを通じ、「女性の社会参加」・「男性の家庭参加」がしやすい環境づくりを進める必要があります。

女性を中心となって活動を進めている組織としては、食生活改善推進員会、愛育会、交通安全母の会、消費生活研究会などがありますが、女性の社会参画の核となる推進組織として位置付け、一層の支援を進めることが必要です。

【基本方針】

男女があ互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、意識改革を進めるとともに推進体制を整備し、女性の力が発揮される場づくりと活動を促進します。

【施策体系】

2. 男女共同参画	【5-2-2】	(1) 男女共同参画意識の浸透	【5-2-2-1】
		(2) 男女共同参画の環境整備	【5-2-2-2】

【施策】

(1) 男女共同参画意識の浸透

①推進体制の整備

- 男女共同参画プラン（「みのぶヒューマンプラン」）の実践を推進するため、推進本部、町民による推進委員会を設置し、総合的な施策を進めます。

②意識改革への啓発

- 講演会やフォーラム等を通じて、家庭、地域、職場等における性別役割分担意識の是正など共同参画社会実現への意識の変革、啓発に努めます。
- 生涯学習や公民館活動、学校教育における男女平等教育を推進します。

(2) 男女共同参画の環境整備

①女性の参画の場の拡大

- まちづくり懇話会やコミュニティ活動などへの女性の参画を促進するとともに、政策決定の場への参画、各種審議会等への女性の登用を進め、男女共同参画を促進します。
- 女性組織のネットワークづくりとリーダー等の人材育成を推進し、女性自ら力を付けていく活動を支援します。

②就労環境の整備

- 就労のための条件整備、女性の多様な働き方への支援を進め、男女が共に助け合い、平等に働ける環境づくりに努めます。
- 「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」に基づき、女性が働き続けられるための子育て環境、保育サービス、学童保育などの充実を図ります。
- 女性の能力をいかす特産品販売など、起業講座を開講するなど、女性のビジネス意欲を高め、起業を促進します。（★）



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 住民と行政との情報交流

【現状と課題】

住民自治の強化と地域協働のまちづくりを進めるためには、住民のまちづくりへの関心を高めるとともに、住民と行政相互の情報の交流・共有が不可欠です。情報の交流・共有とは、行政運営や施策事業についての住民への様々な情報提供を進めながら、住民の意向やニーズを把握し、まちづくり施策に反映することであり、住民と行政双方が地域課題の解決に向けて共に考え、意見を交わし合う仕組みを円滑に進めていくための基礎となるものです。

本町では、町広報誌や議会広報、SCTによる放送、防災行政無線を活用した放送、またホームページなどにより様々な行政情報を提供しています。今後とも、「身延町情報化計画」の実施による町民への情報提供の一層の充実を図っていく必要があります。

広聴活動においては、ホームページで意見募集を行うとともに、各種の事業実施にあたって関係住民との懇談会等を開催しています。その他、審議会等の各種の諮問審議機関があり、事案に応じて開催しています。今後は、住民自治の強化や地域協働のまちづくり推進に効果的で、多くの町民参画が得られる多様な広聴方法を検討していく必要があります。

本町では、「身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例」に基づき、情報の公開を実施しています。行政からの説明責任を果たし、透明性と信頼関係を確保するために、今後も積極的に情報公開していくことが求められており、文書管理の徹底など公開体制を整えていく必要があります。

また、町民の町政への一層の関心度を進めるため、制度的な運用だけではなく、地域や現地に出向いての出前講座の実施など、各種の行政情報を分かりやすく公開していく方法も必要になっています。

今後とも、住民のニーズに合った情報提供を行うとともに、住民からの各種情報や町政に関する意見・提案を把握できる、双向型の情報交流の仕組みを充実していく必要があります。

【基本方針】

多様な手法による広報・広聴活動を推進するとともに、適正な情報公開を実施し、行政の透明性を高めます。また、出前講座の実施など、職員が出向いて地域の理解を深め、町民との信頼関係を築いていきます。

【施策体系】

3. 住民と行政との 情報交流	【5-2-3】	(1) 広報・広聴の充実	【5-2-3-1】
		(2) 情報公開の推進	【5-2-3-2】

【施策】

(1) 広報・広聴の充実

①広報媒体の充実

- 町民と行政の情報の共有化を強めるため、地域情報化の推進と連携した広報誌や議会広報誌、ホームページなど広報媒体の充実に努めます。

②双方向型の情報交流

- 住民のニーズに合った情報提供を行うとともに、住民からの各種情報や町政に関する意見・提案を把握できる双方向型の情報交流の場として、懇談会の開催や住民からの要望にこたえる出前講座などの実施を進めます。

③パブリックコメント制度^{*)}の検討

- 町政の重要な計画や条例等の素案等を公表し、町民意見を公募し、政策等立案に反映させるパブリックコメント制度の検討を進めます。

④ワークショップの活用

- 地域課題をテーマとする町民参画のワークショップの開催を進め、提言を施策に反映していきます。

(2) 情報公開の推進

①文書等行政資料管理の強化

- 各種文書、各種の統計データなど、行政文書資料の収集管理体制の強化や文書管理システムの構築により、的確で迅速な情報公開を進めます。

②制度の適正な運用

- 町情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用に努めます。

4. 地域協働のまちづくり

【現状と課題】

地方分権の進展に伴い、これまでのような行政主導によるまちづくりから住民主導のまちづくりに脱皮していく、新たなまちづくりの仕組みへの変革が必要となっています。地方自治体は、これまで以上に自立性を高め、限られた財源と人材を有効に活用する行財政改革を一層推進するとともに、地域住民・コミュニティ組織・各種団体・NPO・企業など、多様な主体が参画し、連携と分担で公共的なサービス分野を担っていく地域協働型の自治体経営に変革していく必要があります。

本町では、集落コミュニティや各種団体の主体的な活動を支援してきましたが、これまでの活動は、旧町を単位とした活動が多く、町全体の活動に展開していく仕組みが弱い現状にあります。そのため、活動団体相互の交流や連携を進め、まちづくりを担う組織として育成していくことが必要です。特に、コミュニティ活動の強化を図るとともに、公的なサービスを担う力を備えたNPOやコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などの育成が必要です。

また、住民の自主的な活動を促進するため、平成17年度から「身延町まちづくり推進事業」を創出し、地域の創意と工夫に基づいて、活力ある住みよいまちづくりに資する諸活動を推進するグループの育成と、事業を補助支援しています。平成18年度からは、「行政改革大綱・集中改革プラン」の樹立に基づいて、地域協働のまちづくりを推進するための町民活動支援担当の設置や、団体等組織化や活動の自主運営化の促進、町民からの提案に基づいて一定の予算を充当し、事業実施していく「町民予算提案事業」などを推進しています。

今後とも、住民自治意識の高揚と自主的なまちづくりを担う人材の育成に努めるとともに、地域課題の解消に向けて、公共的なサービスを行政と住民が連携し、分担していく地域協働のまちづくりを円滑に推進する仕組みを構築し、主体的な活動を助長するための支援体制を一層充実していくことが必要です。

【基本方針】

分権社会に対応した町民主導のまちづくり活動を進めていくため、住民自治の確立と地域協働を進めていく指針を樹立するとともに、住民自治意識の高揚を図りながら、まちづくりを支える人材や公共的なサービスを担う多様な主体を育成するほか、主体的な活動を支援します。

【施策体系】

4. 地域協働の まちづくり	【5-2-4】	(1) 地域協働の仕組みづくり	【5-2-4-1】
		(2) まちづくり協働活動の展開	【5-2-4-2】

【施策】

(1) 地域協働の仕組みづくり

①地域協働の指針の制定

- 住民自治と地域協働のまちづくりの仕組みを強化するため、町の制度としての指針を定める基本条例の制定（仮称「住民自治と協働のまちづくり基本条例」等）を町民との協働で進めます。

②協働意識の高揚と活動組織の育成

- 生涯学習と連携したまちづくり研修会、出前講座やフォーラムの開催などを通じて、地域住民の協働意識の高揚と活動リーダー等の人材養成を進めます。（★）

- 公共的なサービス提供を担うまちづくりグループや各種団体、NPO、コミュニティ・ビジネス事業体、民間事業所など多様な主体の育成を図ります。（★）

③町民活動支援担当の配置

- 本庁及び各支所において地域活動を支援するため、コミュニティ組織や各種団体、活動グループ等の人材育成、相互の情報交流、活動資金調達等への助言、コーディネート調整機能などを担う町民活動支援担当の配置と機能強化を図ります。（★）

④まちづくり組織の設置

- 地域審議会との連携の中で、その機能の全町的視野への拡大を図り、まちづくり組織設置への取り組みを進めます。

⑤事業計画から評価までの各段階での住民参画促進

- 事業等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の事務事業への参画を促進します。

(2) まちづくり協働活動の展開

①ともに考える機会の充実

- ワークショップの開催などを通じて、町民と行政相互が情報交流しながら、地域課題の解決に向けた対策と地域協働の活動などについて、共に考える機会を充実します。（★）

②地域協働を促進する事業の拡充

- 自主的なまちづくり活動を助成するまちづくり推進事業や地域協働のまちづくりの気運を醸成する町民予算提案事業など、地域協働を促進する事業を更に拡充します。（★）

③まちづくり自主活動の支援

- 地域の創意、工夫に基づいた快適な生活の実現、地域経済の活性化のための事業など、地域課題の解消に取り組む多様な主体によるまちづくり活動やコミュニティ・ビジネスを積極的に支援します。(★)

④自主運営化の促進

- 各種団体活動や公民館等の各種講座等の自主運営化を促進するとともに、一部行政が運営している公民館分館の自主運営化を促進します。

⑤業務委託の推進

- まちづくりを担う多様な主体の育成を図るとともに、指定管理者制度や業務委託等による施設管理、各種事務等の業務委託を段階的に進めます。(★)



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第3節 行財政改革を進める

1. 行政運営の効率化

【現状と課題】

町における行政運営の現状は少子高齢化による人口減少が著しく、同時に地方分権型社会の進展等々、行政を取り巻く環境はしだいにに厳しいものとなり、特に情勢の早さに対応しきれず、町の財政面における将来への不透明感はその影を大きくしており不安要素が多く厳しい環境下にあります。

こうした中、これまでのように各種計画に基づいた事業や「あれも」「これも」と拡大してきた様々な行政サービス、今まで通りの職員意識等々これまでの行政運営について考え直す必要があります。

特に、今後の行政運営を考える上での課題として「職員の意識改革」、「行財政の健全化」、「町民自治の充実」を基本とし、「人事評価制度導入」、「行政評価制度導入」、「事務事業の整理合理化」、「情報公開の推進」など評価と検討、公表、再評価等々を繰り返し、透明性の高い行政運営に心がけながら、前節に挙げた「町民と協働のまちづくり」実現に向けて、行政運営の改革を積極的に取組む必要があります。

こうした取組みが行政運営改革の第一歩として、町の進むべき方向を示し、未来あるまちづくりの指針とし進むことが必要です。

また、合併の際それぞれ旧町において行政運営の方法等異なる部分について、合併前後から大部分が統一され現在に至っていますが、まだ一部調整を必要とする部分があり、合併協定書に沿って調整を進めることも課題となっています。

【基本方針】

行政改革大綱・集中改革プランを実践し、職員の意識改革、行財政の健全化、町民自治の充実を図り、限られた財源と人材を有効に活用し、新たな行政課題に柔軟に対応し得る、小さくて効率的な役場経営を目指します。

【施策体系】

1. 行政運営の効率化	【5-3-1】	(1) 行政組織と人事管理の適正化	【5-3-1-1】
		(2) 行政事務の改善	【5-3-1-2】

【施策】

(1) 行政組織と人事管理の適正化

①行政組織・機構の改善

- 事務事業の見直しを進めるとともに、定員適正化計画に連動した、またその

時代において最も望ましい組織・機構の編成に努めます。

②本庁と支所の在り方の検討

- 町民活動支援担当の配置と機能強化と合わせ、本庁と支所の役割分担や支所機能の在り方、それに伴う組織体制などについての検討を進めます。
- 本庁及び支所を地域づくりの拠点とし、各種団体やグループ等の支援、また情報提供、コーディネート等行う他、NPO法人やコミュニティ・ビジネス設立の支援等を行います。 (★)
- 新庁舎については財政面や新たな合併を視野に入れて検討します。

③職員の育成

- 人材育成基本方針に基づき計画的、積極的に職員研修を推進し、職員の意識改革を促進するとともに、地方分権型社会に対応できる能力と資質を持った職員の育成に努めます。

④職員の人事諸制度の充実

- 職員の持つ多様な能力を最大限に引き出し、職員の意欲や能力を客観的、継続的に把握・評価する人事評価制度を確立します。
- 人材育成の観点から計画的なローテーションや適材適所の人事配置など、効率的な人事異動を実施します。

(2) 行政事務の改善

①行政評価制度の導入と事務事業の見直し

- 予算編成、政策形成に連動するPDCAサイクル^{*)}を行う行政評価制度の導入を進めるとともに、評価結果を町民に公表します。
- 行政評価制度の活用などにより、必要性・優先性・効率性など町民ニーズと費用対効果を重視した事務事業の継続的な見直しを進め、事務事業の整理合理化を図ります。

②民間活力の導入

- 公的なサービスを担う力を備えたNPOやコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などの育成を進めながら、指定管理者制度の導入、行政評価を踏まえた業務の民間委託を適正に進めます。 (★)

③積極的な情報公開

- 町民との信頼関係を深めるため、より多くの情報を積極的に公開し、透明性の高い役場を目指します。

④経営意識の浸透

- 目標実現への課題解決に向けて、限られた地域経営資源を効果的に運用することにより、最小の経費投入で最大の成果を生み出していく経営意識の定着と経営能力の向上を図り、目的指向・成果重視の役場経営を進めます。

⑤合併に伴う課題の解決

- 合併に伴い一部相違している事務事業について、合併協定書に沿って調整を進めます。

2. 財政運営の健全化

【現状と課題】

本町の歳入の状況は、自主財源の多くを占める町税等の地方税が減少し、地方交付税等に大きく依存しています。財源のうち最大の地方交付税は、三位一体改革^{*)}の推進により年々減少しつつあり、また、税源委譲についても不透明であることから、今後の財源確保と財政の安定化が大きな課題となっています。特に、歳入の伸びが期待できない状況において、義務的経費が増大するとともに、財政構造全体の硬直化が加速していくことが懸念されています。

このような財政見通しの中で、大きな税収を望めない本町としては、町税収入などの財源確保対策、優先順位による事業の取捨選択や事業の見直しを着実に進める一方、過疎対策事業債、合併特例債の有効活用、補助事業の導入によって諸事業を開拓するとともに、事務の効率化や人件費の抑制などによる経費の削減、受益者負担の適正化などを図り、財政の健全化に努める必要があります。

また、今後本格的な税源移譲が進む中で、より自主・自立した財政運営が必要となります。多様化、高度化する行政需要に対応するためには、行財政改革を着実に進め、より効率的な予算配分が必要です。このため、行政評価制度と連動した経営的手法を重視した財政運営への取り組みが必要です。

【基本方針】

自主財源の確保に努める一方、事務能率の向上や経費の削減、財産管理や受益者負担の適正化を進め、硬直化しつつある財政の健全化を図ります。また、公共的サービスの向上と経費の削減に結びつく民間活力の効果的な活用を積極的に進めます。

【施策体系】

2. 財政運営の健全化	【5-3-2】	(1) 財政基盤の安定化の推進	【5-3-2-1】
		(2) 財政運営の適正化の推進	【5-3-2-2】

【施策】

(1) 財政基盤の安定化の推進

①財源の確保

- 地域産業の活性化支援、定住促進対策など、自主財源を確保する重点施策・事業の強化を図ります。
- 町民の納税意識の高揚への啓発や相談体制の強化を図るとともに、課税評価や収納管理業務の充実を進め、収納率向上に努めます。

- 交付税措置のある地方債の有効活用、有効な補助事業の導入による諸事業の展開に努めます。

②経費の節減

- 事務事業の整理合理化、職員の定員管理を進めるとともに、組織機構のスリム化、公共施設の統廃合を含め、経費の節減に努めます。

③受益者負担の適正化

- 事業の公共性や政策的側面を考慮しながら、受益と費用負担のバランスを検討し、受益者負担の適正化を進めます。

(2)財政運営の適正化の推進

①予算編成手法等の検討

- 行政評価の成果を反映し、より効果的な事業が執行されるよう、実施計画、予算が連動した成果主義に基づく、弾力性のある新たな予算編成手法等を検討します。

②補助金の適正化

- 各種団体等の統合と自立の向上を促すとともに、費用対効果などを検証し、補助金の内容見直しを進めます。

③公営企業の経営改善

- 水道、下水道事業等の経営状況の把握・分析を行うとともに、経営計画を策定し、採算性を重視した経営改善に向けての取り組みを進めます。

④効果的な民間活力の活用

- 業務の効率と質を高め、経費の削減に結び付く事務事業について、民間委託等を積極的に進めるとともに、公共施設管理運営の指定管理者への移行と業務内容の向上を促進します。
- 大規模な建設事業等の計画にあたっては、PF¹⁾手法による事業実施についても検討し、より効率的、効果的に事業を進めるには如何なる手法を探るべきか多面的な検討を行います。

⑤地域協働事業の推進

- 新しい公共空間の形成に向けて、公的なサービスを担う力を備えたNPOやコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などと連携を図りながら、行政が担うべき役割を明確にし、町民と行政の分担と連携による地域協働のまちづくり事業を推進します。 (★)

⑥財政情報の提供

- 町民に分かりやすい財政状況の情報提供や予算書の作成と公表に努めます。
- 本町が保有する資産・負債の状況等を明らかにするバランスシート²⁾の作成と公表など、新たな財政情報の提供を進めます。

3. 広域連携の推進

【現状と課題】

本町は、市川三郷町、増穂町、鰍沢町、早川町、南部町とともに峡南広域行政組合を組織し、消防本部、計算センター、特別養護老人ホーム・養護老人ホームを共同で運営しており、また、情報ネットワーク構築、観光情報の発信など峡南圏域の振興に関わる広域事業を実施しています。さらに、市川三郷町（旧六郷町の地域）、早川町、身延町で峡南衛生組合を組織し、ごみの収集と処理施設、し尿・汚泥処理施設、火葬場を運営しています。早川町とは飯富病院を共同で運営しています。

観光面では、富士川地域・身延沿線観光振興協議会や富士川流域王国運動に参画して広域的な観光振興を図るとともに、峡南地域で推進している富士川農林学校で、広域連携によるグリーン・ツーリズムを推進しています。

さらに、中部横断自動車道の早期着工などに向けて中部横断自動車道建設促進連絡協議会を結成して、共通課題に対応しています。

防災面では、富士北麓地域 7 市町村で構成する富士山火山防災協議会、山梨・静岡 17 市町村で非常時の相互応援協定などを締結している環富士山火山防災連絡会を組織し、また、静岡・神奈川・山梨 3 県と関係自治体で構成する富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議では、観光振興や防災など多様な課題に対応しています。

今後とも、周辺地域と連携して施設共同利用や共通する課題の解消に取り組むとともに、幅広い交流活動を地域活性化にいかしていくことが必要です。広域圏の枠を越えた各地の自治体や企業・団体、研究機関や大学等と連携して、地域課題に対応する事業や調査研究を検討していくことが重要になります。

なお、県では新市町村合併特例法に基づき、市町村再編について合併推進構想を公表し、将来的な峡南市など県内 7 市への再編が示されています。このような新たな合併の動きに対応し、市町村の新たな枠組み再編を視野に入れた広域行政の展開が必要になっています。

【基本方針】

新たな合併を視野に入れた、より有効な広域的事務事業を推進します。また、広く各地の自治体や企業・団体、研究機関や大学等と協働し、地域課題の解消を図る事業を進めます。

【施策体系】

3. 広域連携の推進	【5-3-3】	(1) 広域行政の展開	【5-3-3-1】
		(2) その他連携事業の推進	【5-3-3-2】

【施策】

(1) 広域行政の展開

①広域圏事業の充実

- 峡南広域行政組合の事業運営など広域事業の充実に努め、広域圏の地域活性化を図ります。
- 関係市町村との連携・協力のもと、新たな公共的サービスの広域事業化や新たな合併を視野に入れた広域事業の在り方について、研究・協議を進めます。

②広域的な情報ネットワークの強化

- 情報通信ネットワークの相互接続性・運用性やセキュリティ確保についての連絡・調整を図り、広域的な情報ネットワークの強化を進めます。

(2) その他連携事業の推進

①幅広い共通課題への対応

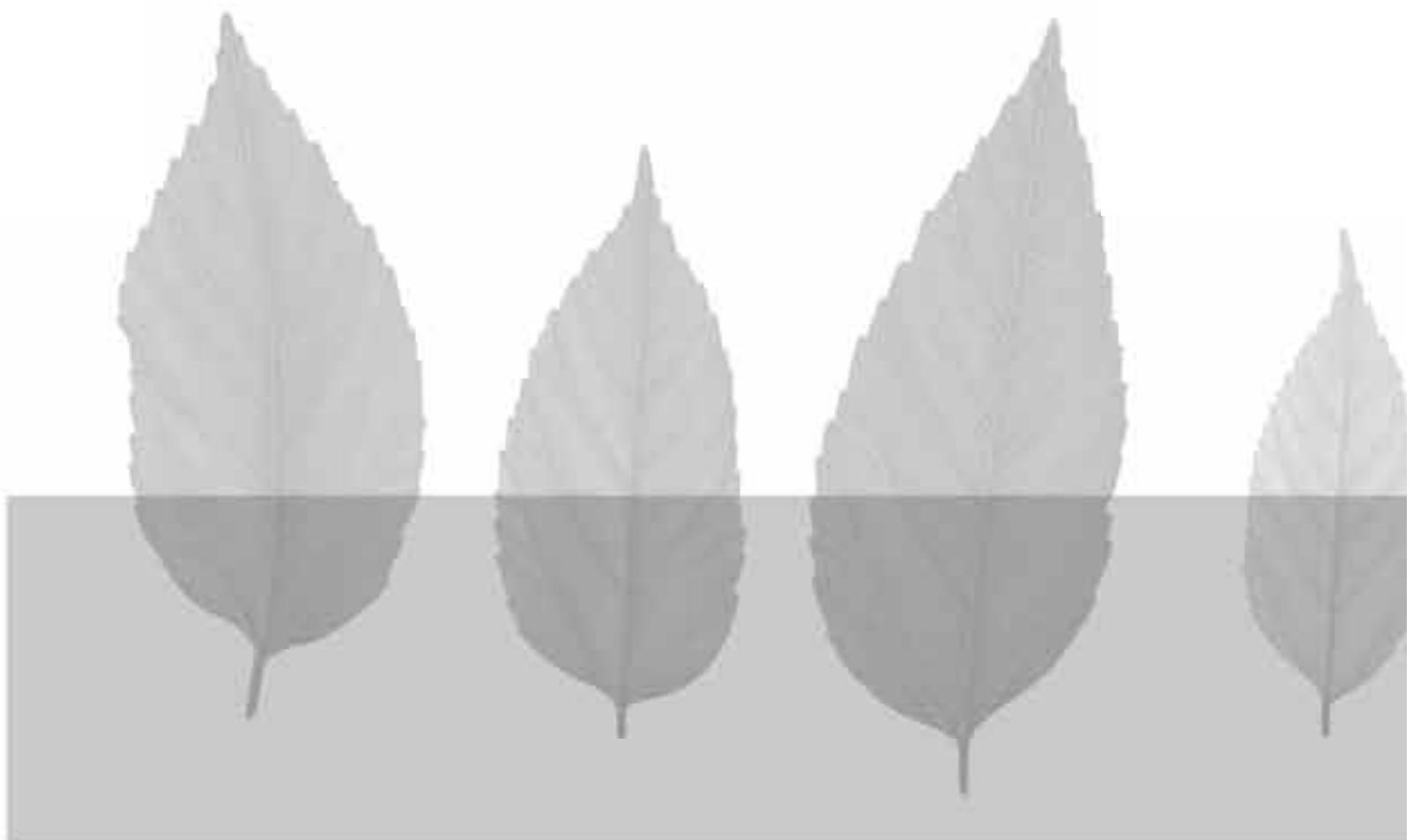
- 広域市町村圏域や県境を越えた地域との各種連携事業の推進に努め、相互に共通する課題に対応するまちづくり連携を進めます。

②多様な連携事業の推進

- 災害時の相互支援協定、観光や物産の相互PRなど遠方各地の自治体・企業や業界団体等との交流を活発化し、相互の協力関係を築き、地域課題を解消する効果的な連携事業の推進を図ります。
- 地域活性化課題に対応し、研究機関や大学、企業等と協働した産学官連携による調査研究を進めます。



資料編



1. 総合計画審議会

(1) 諒問

身企発第7-4号
平成18年7月27日

身延町総合計画審議会会長
佐野正彦 殿

身延町長 依田光弥

身延町総合計画について（諒問）

身延町の総合的かつ計画的な行政運営の基本方針となる、新しい身延町の総合計画基本構想・基本計画を策定するにあたり、身延町総合計画審議会条例第2条に基づき、貴審議会に諒問します。

(2) 答申

平成19年1月29日

身延町長 依田光弥 殿

身延町総合計画審議会会長
佐野正彦

身延町総合計画について（答申）

平成18年7月27日付け身企発第7-4号をもって諒問を受けた身延町総合計画について、慎重審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得たので、ここに答申する。

(別紙)

答申書

本町は平成16年9月13日に下部町、中富町、身延町の3町が合併し、新たに身延町として誕生した。合併後の行政運営においては、その合併効果を十分に活かせるまちづくりが必要であり、現在、新たな町づくりの指針となる総合計画の策定が進められている。

今回、諮問を受けた総合計画（素案）は合併時に策定した新町建設計画の内容を尊重しつつ、少子高齢化の著しい進行、地方分権による自主自立、国や地方を通じての厳しい財政事情などの背景を踏まえ、住民と行政の役割分担を重視し、合併前の3町が築いてきた歴史、文化、資源などを活かしながら、協働のまちづくりを進めることを基本として記述されている。また、その将来像を新町建設計画と同様に『やすらぎと 活力ある ひらかれたまち』としている。

当審議会では諮問を受けた総合計画基本構想及び基本計画について、全体会及び3つの部会において慎重に審議した結果、その内容は概ね妥当であると判断したが、一部について下記のとおり原案修正をすることが適當であるとの結論に至った。

なお、審議過程で出された主な要望意見等も記したが、今後の施策展開に向けて留意頂くとともに、10箇年にわたる長期の計画となるため、社会経済情勢の変化や住民ニーズを的確に捉えるなかで、適宜、計画の見直しを行い、効率的且つ効果的な行政運営に努められることを要望する。

記

I 基本構想について

第1部 序

第2章 身延町のまちづくり課題

4. まちづくりの主要課題 (環境保全に関する記述)

環境保全は本町にとって、最も重要な課題の一つであり、特に豊かな自然に育まれた自然環境はかけがえのない貴重な財産である。これらを踏まえると現在の表現では、やや弱いと思われる所以、町の意志として強く表現すべきである。また環境保全や防災の観点から、より慎重な対応が求められる開発計画について、それへの町の取組姿勢を表現すべきである。

第2部 基本構想

第1章 まちづくり将来像

3. 土地利用と機能整備の方向

(新たな中核拠点に関する記述)

ここでは新庁舎建設の方向性に関する記述や新庁舎も含んだ都市機能の集積に関する事項について場所が特定される形で表現している。基本構想全体を眺めたとき、この部分の記述は他に比較して特に具体的であると感じられる。

のことから、1点目として、この部分についての場所を特定する或いは特定される表現は避けるべきと考える。2点目として、10年間の計画期間の中での表現とすれば、現在本町が置かれている諸状況等を踏まえたとき、「中核拠点機能を集積する」という表現はあまりにも財政面等からの検討の視点が稀薄であり、表現を検討する必要がある。

更に、新庁舎建設については新たな合併構想にも深く関係する事項であり、こうした将来的な動向をも踏まえての表現が必要と判断する。

また、このことを表すイメージ図についても場所が特定される形の表現となっているが、この修正も併せて行う必要がある。

II 基本計画に記述を追加すべき事項

第3部 前期基本計画

第1章 暮らしの環境を改善する

第3節 安心な暮らし

1. 防災対策の強化

(2) 地域防災体制の強化

災害から身を守るために、或いは被害の未然防止を図るために、適切な情報提供が必要である。富士川沿い地域はもとより、特に山間地は災害危険箇所も多い状況にあり、山間地における災害危険箇所等の情報提供の充実を記述する必要がある。

また、土砂災害は近年における森林荒廃が大きな発生原因となっており、森林の適正な管理が必要不可欠である。土砂災害の未然防止の観点からも森林の適正管理について記述すべきである。

防災体制の強化は東海地震等を想定すると、たいへん重要な課題である。特に地域におけるリーダーの育成も重要であり、これについても防災体制の強化の中に記述する必要がある。

5. 防犯対策の充実

(3) 地域防犯活動の推進

児童生徒の安全確保には、地域との連携が重要であり、特に登下校時には地域のボランティア等による防犯活動が大きな力を發揮する。

スクールガード等による活動について、推進する必要があり、これを記述すべきである。

近年における警察官配置の見直しの中で、駐在所勤務警察官の転出による配置替えが進められている。しかし、地域の防犯活動に果たす警察官の役割ははかりしれないほど大きなものとなっている。地域の安全確保のために、都市部に偏在しがちな警察官の配置について、その適正化が必要である。警察官の増員要請とともに適正配置についても表現すべきである。

地域防犯活動の推進には各種防犯組織との連携が重要となる。各種防犯組織との連携を、より強める表現を加えるべきと判断する。

第3章 発展の活力をつくり出す

第1節 基盤の強化

2. 交通網の整備

(5) 道路環境の整備

④「除雪・凍結防止の充実」と⑤「幹線町道の除草の促進」の施策ではかなり細かい内容を記述しているような印象を受ける。これらの事項は地区のコミュニティにおける行政との協働に深く関連している事項と考えられるので、これを③「地区コミュニティ活動による道路維持」への協力の表現へ入れ込む形での表現のほうが適切であると考える。

また、昨今の補助金削減等の事情を勘案すると、道路整備については「地域再生法（みちづくり交付金等）」による整備も視野に入れておく必要があり、同法を活用した道路整備の方向についての表現を加えるべきである。

4. 地域情報化の推進

地上波デジタル放送の開始に向けてのCATV整備について記述がされている。多くの課題を抱えているなかで、CATV整備計画を進めるにあたり、SCTにおける自主放送についてどのような方向性を持って事業を進めようとしているのかが記述されていない。合併協議においても大きく取り扱われ、関心の高い事項であるので、その方向性を記述すべきである。

第2節 産業の振興

1. 農林業の振興

(1) 農業生産基盤の整備

鳥獣害による被害が深刻化していることを踏まえ、鳥獣と人間の住む場所の緩衝地帯にあたる里山の整備などを、地域協働により整備していくという観点が必要である。このことについての表現を加えるべきである。

(5) 農林産物の流通・販売の強化

生産・農産物直売・食品加工などに取り組むグループの育成という表現がされているが、育成していくには施設の整備も視野に入れる必要があり、このことを含めて表現すべきである。

2. 商業の振興

(1) 地域商業の育成

地域商店街は、日常生活において無くてはならない大変重要な役割を持ち、地域での利便性の高い生活に多大な貢献をしている。

近年、地域商業を巡る環境は大変厳しいものとなっているが、地域住民の利便性の高い生活環境を維持するため、地域商店街の育成についての表現を加えるべきである。

4. 地場産業の振興

(1) 伝統産業の振興

西嶋和紙については、販路を拡大していくことが、現下の厳しい経営環境にある和紙産業振興の活路であると考える。こうしたことから、販路開拓・拡大を視野に入れ、伝統的な産業を保全するという表現を加えるべきである。

(2) 特産品づくりの推進

地域ブランドが脚光を浴びている現在、身延でも「ゆば」や「曙大豆」にはその要素があると考える。これらを育ててしっかりとした身延ブランドにしていくために、その表現を加えるべきである。

5. 観光の振興

(1) 観光推進体制の強化

町内には遊休施設等もいくつかあることから、これらの有効活用を考える必要がある。特に、廃校になった学校や勤労センターなどはスポーツ合宿と絡めた利用が可能かと考えられる。観光地と連携し、こうした遊休施設の活用を前提とした、利用者の誘致を積極的に進め、観光の活性化に結びつけることが必要である。このことを、施策の中に加えるべきである。

第4章 人と文化を育む

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実

(3) 健康な児童・生徒の育成

最近いじめ等による児童・生徒の自殺が大きな社会問題となっている。家庭、地域、学校と三位一体となってこの問題を考える必要がある。学校教育においても、一人ひとりが自身を大切にし、他人への思いやりや命を大切にする心を育成することが必要であり、これを記述すべきである。

第5章 協働のまちづくりを進める

第1節 多様な交流の力を活かす

1. 町内外の交流の展開

身延町は産業、文化、教育等の分野において、多くの著名人を輩出している。こうした方々の人材バンクをつくり、協力を得て、文化交流などを進め、身延町を全国に知らしめ、全国から誘客を図るような取組が必要と考える。このことを「町内外の交流の展開」の項に加えることが必要である。

III 実施計画策定等施策展開への要望事項

第1章 暮らしの環境を改善する

第1節 福祉のある暮らし

1. 地域福祉の強化

(2) 地域福祉活動の展開

現在、沢山のボランティアグループが活動を実践している。こうした団体のPRや育成も重要だと思うが、将来を展望したとき若い世代の長期的育成が最も重要なってくる。将来、子供が当然のこととして自然にボランティアに係わっていくことができるようなボランティア教育等により、若い世代（小・中学生含む）の育成に重点を置いた施策展開を要望する。

2. 高齢者福祉の充実

(4) 生きがい対策の充実

生きがいを持って生活を送ることは、健康保持・介護予防に大きな効果を發揮する。従来からの寝たきり介護支援はもとより、体を動かし寝たきりにはならな

いような、生涯学習等と連携した生きがいづくりを強化するための施策を要望する。

3. 子育て支援

(2) 子育て支援体制の充実

子育て支援の体制は、少子高齢化の身延町にとって最重要課題だと考える。実施計画作成にあたっては、先進地の視察等をおこない、良い事例はもちろん、他にない身延町ならではの魅力ある子育て支援施策を打ち出すよう要望する。

第2節 快適なくらし

1. 住宅・宅地の整備

住宅・宅地整備施策は若者定住の観点から最も重要な施策のひとつであり、需要の多いところに的を絞った宅地開発や分譲など、若い世代に住みやすくなるような実施計画を作成することを要望する。

また、公営住宅等の建設にあたっては的確な入居者ニーズや入居予測の把握等により効率的で効果的な事業実施に努めるとともに、既存公営住宅等の有効利活用が図られる取組を要望する。

第3節 安心な暮らし

2. 保健・医療の充実

(2) 健康づくり活動の促進

昔からあった愛育会（班）が設置されている地域と、設置されていない地域がでてきてしまっている。

地域のことを考えれば、愛育会（班）という組織は必要であると考える。町の指導の中で愛育会組織の充実を積極的に推進することを要望する。

(3) 地域医療体制の強化

町内には産婦人科がなく、妊娠婦の方は甲府等の産婦人科に通っている現状であり、いざ出産というときに1時間をかけて行かなければならない。それが少子化の一因とも考えられる。

町内の病院への産婦人科設置について、町で積極的に推進することを要望する。

第2章 うるおいの環境を保全する

第1節 みどりの継承

1. 自然・みどりの保全

(2) フィールドミュージアムづくり

ボランティアの必要性が強調されている。県の環境ボランティア、N P O等も必要であるが、最も身近な町民がボランティアとして活躍出来るような活動の場づくりやボランティア環境の整備を要望する。

第3節 美しい景観と憩いの環境

2. 公園・憩いの空間整備

(2) 地域協働の管理

ボランティアは今後の行政運営においても大変重要な役割を果たすものと考えている。町民ボランティアが十分に活用されるよう、現在活動している町

民ボランティア組織や、ボランティアに対するニーズを総合的に把握するとともに、これらの基礎データが効率的に活かされる、仕組みづくり、体制づくりを要望する。

第3章 発展の活力をつくり出す

第1節 基盤の強化

1. 土地利用と開発

計画的な街づくりの観点や開発を規制するという観点からも、街づくり三法のひとつである都市計画法を導入することは重要であると考える。こうしたことから現在の身延地区の都市計画区域の拡大を実施計画の段階において積極的に進めることを要望する。

また、大型店舗に関連した開発がいくつか見られたが、商業者の保護の観点からも、法律で許される範囲での開発規制を町独自で検討されることを要望する。

今後における大規模土地利用関係事業として中部横断自動車道の建設が挙げられる。大量の建設発生土が見込まれるが、これの有効活用を進められるよう要望する。

2. 交通網の整備

(3) 県道整備の促進

国道300号線の本栖みちについては紅葉が素晴らしいことで有名であるが、赤色が少ないということも指摘されている。実施計画策定に向けては自然景観を含めた周辺環境の整備を視野に入れ、さらに魅力あるものにすることを要望する。

主要地方道市川三郷身延線の三沢～市之瀬間のバイパス構想については、地域間交通の利便性向上のために大変重要であり、早期実現に向けた積極的な働きかけを行うよう要望する。

(4) 町道等の整備の推進

林道三石山線の全線開通を視野に入れ、広域観光道路としても活用できるような位置付けを要望する。

第2節 産業の振興

5. 観光の振興

富士川流域王国についての記述があるが、広域的な町の連携の中で観光魅力を高め、これを観光振興に結びつける必要があると考える。こうしたことから富士川流域王国運動を効果的に推進する施策展開を要望する。

第4章 人と文化を育む

第2節 明日を担う人づくり

1. 学校教育の充実

(1) 学校教育環境の整備

図書館司書の設置については、4校を2名で兼務している現状である。専任の図書館司書配置の有無により、子供の読書への関心や読書教育の効果が大きく変化する。各学校に1人ずつ図書館司書を配置する方向での施策展開を要望する。

第5章 協働のまちづくりを進める

第1節 多様な交流の力を活かす

3. 定住・新定住の促進

(1) 様々な分野での定住促進対策の推進

定住促進に住宅施策は重要事項である。特に宅地分譲は定住という観点から効果的である。宅地分譲を進めるにあたっては、その立地条件に留意し、魅力の高い箇所を選定することなどにより、短期での分譲が完了するよう、効率的且つ効果的な施策展開を要望する。

第2節 住民が主体となる

3. 住民と行政との情報交流

地域審議会は合併時に旧町毎の均衡有る発展を図るため設置された。町の重要施策等を決定するにあたり、その審議機能が十分發揮されるよう更に取組を進めることを要望する。

4. 地域協働のまちづくり

住民の行政への関心を高め、住民の参画を得ていくためには、住民意識を高めるためのリーダー養成が重要である。地域づくりの核となるリーダー養成のために、計画的な研修プログラムを実施するよう要望する。

(3) 審議会委員

身延町総合計画審議会委員名簿

(敬称略 順不同)

所 属	職名	氏 名	備 考
学識経験	会長	佐野正彦	
学識経験	副会長	大倉はるみ	
身延町議会 総務常任委員長	委員	樋川貞夫	平成17年11月9日まで
		川口福三	平成17年11月10日から
身延町議会 教育厚生常任委員長	委員	望月邦彦	平成17年11月9日まで
		奥村征夫	平成17年11月10日から
身延町議会 産業建設常任委員長	委員	草間天	平成17年11月9日まで
		穂坂英勝	平成17年11月10日から
公募	委員	望月長業	
公募	委員	佐野博文	
公募	委員	磯野澄也	
身延町商工会長	委員	加藤基道	
身延山観光協会長	委員	田中邦久	
下部観光協会長	委員	依田武司	
身延町教育委員長	委員	笠井義仁	平成17年11月27日まで
		一宮嘉孝	平成17年11月28日から
身延町農業委員会長	委員	近藤正一	平成17年11月9日まで
		磯野松市	平成17年11月10日から
身延町社会福祉協議会長	委員	赤池修	平成17年11月7日まで
		佐野昌夫	平成17年11月8日から
身延町文化協会 連絡協議会長	委員	広島公男	
身延町消防団長	委員	笠井万氾	
身延町森林組合長	委員	佐野馨	
学識経験	委員	千須和百合子	
学識経験	委員	渡辺ちよ	
学識経験	委員	小笠原武士	

2. 身延町総合計画策定の経過

日時	項目	内容
平成17年 4月～5月	策定体制の準備	府内策定組織、審議会、策定方針等の準備
5月31日	総合計画策定委員会・専門部会 合同会議	策定体制、作業スケジュール等について
7月 4日	総合計画審議会委員委嘱式及び 第1回総合計画審議会	策定体制、予定スケジュール、町民アンケート 調査票について
7月中～下旬	まちづくり町民アンケート調査の実施	18歳以上の町民 3,000人抽出
7月～8月	まちづくり分野シートの作成	
9月上～中旬	まちづくりヤングエイジアンケート 調査の実施	高校生年代 170人抽出
9月下旬～10月中旬	まちづくり団体意向調査	町内 55団体
9月 6日	各課ヒヤリング	保育課、観光課、企画課、下部支所、 出納室
9月 7日	各課ヒヤリング	環境下水道課、水道課、土地対策課、 財政課
9月 8日	各課ヒヤリング	町民課、税務課、議会事務局、身延支所、 生涯学習課
10月 4日	各課ヒヤリング	文化振興課、学校教育課、建設課、総務課
10月 5日	各課ヒヤリング	福祉保健課、産業課
10月12日	総合計画作成トップヒヤリング	町長、助役、教育長
10月17日	アンケート結果報告会	総合計画策定委員会委員、専門部会員
10月27日	団体等懇談会	農林水産関係団体・教育文化関係団体 (参加 22名)
10月28日	団体等懇談会	商工観光関係団体・福祉関係団体 (参加 19名)
11月10日	第2回総合計画審議会	アンケート調査報告
11月14日	地区懇談会	下部保健センター
11月15日	地区懇談会	古閑分館、久那土分館
11月16日	地区懇談会	原分館、西嶋分館
11月17日	地区懇談会	中富総合会館
11月18日	地区懇談会	総合文化会館
11月21日	地区懇談会	豊岡分館

日時	項目	内容
11月22日	地区懇談会	下山分館
11月24日	地区懇談会	大河内分館
12月20日	まちづくり若手職員セミナー	若手職員によるまちづくりに関するグループ討議(17名)
12月～平成18年1月	身延町の未来をテーマにした图画、作文募集	小学校5、6年生(图画107点) 中学生1、2年生(作文24点)
2月28日	身延町町章、町民憲章発表会及びまちづくり講演会	身延町総合文化会館
2月～3月	基礎調査の整理、総合計画基本構想素案の作成	
4月17日～4月28日	総合計画基本構想素案(第1次)に対する意見募集	全職員に対して、第1次素案を示し、素案に対する意見を求めた。(21件の意見)
4月18日	策定委員会 正副専門部会長会議①	総合計画基本構想素案の協議検討
5月12日	策定委員会 正副専門部会長会議②	総合計画基本構想素案、職員提案意見の協議検討
6月13日	策定委員会 正副専門部会長会議③	総合計画基本構想素案の協議検討
7月13日	総合計画策定委員会	総合計画基本構想素案の協議検討
7月27日	第3回総合計画審議会	総合計画について諮問
8月7日	地域審議会	基本構想素案提示
8月21日	第4回総合計画審議会	総合計画基本構想素案の協議検討
8月25日	教育厚生専門部会①	基本計画素案の協議検討
9月4日	総務専門部会①	〃
9月4日	産業建設専門部会①	〃
9月7日	策定委員会 正副専門部会長会議④	〃
9月22日	総務専門部会②	〃
9月22日	産業建設専門部会②	〃
9月25日	第5回総合計画審議会	総合計画基本構想素案の審議
9月27日	教育厚生専門部会②	基本計画素案の協議検討
10月4日	総務専門部会③	〃

日時	項目	内容
10月10日	総務専門部会 ④	基本計画素案の協議検討
10月12日	教育厚生専門部会 ③	〃
10月13日	産業建設専門部会 ③	〃
10月18日	策定委員会 正副専門部会長会議 ⑤	基本構想素案の協議検討、全体調整
10月25日	総合計画策定委員会	〃
11月 8日	第6回総合計画審議会及び 第1回各部会開催	基本計画素案の審議
11月14日	地域審議会	素案提出
11月24日	総合計画審議会 第2回総務部会	基本計画素案の審議
11月28日	総合計画審議会 第2回教育厚生部会	〃
11月28日	総合計画審議会 第2回産業建設部会	〃
12月 7日	総合計画審議会 第3回総務部会	〃
12月19日	総合計画審議会 第3回教育厚生部会	〃
12月19日	総合計画審議会 第3回産業建設部会	〃
12月21日	総合計画審議会 第4回総務部会	〃
平成 19年 1月4日～19日	総合計画基本構想素案に対する 町民の意見募集	*本庁、支所など6箇所に構想案を備え付け、閲覧により意見募集 *町のホームページに掲載し、メールにより 意見募集 (広報みのぶ1月号で周知)
1月24日	第7回 総合計画審議会(全体会)	各部会での審議内容の確認及び基本計画 全体の審議等
1月29日	総合計画審議会答申	答申書
1月～2月	総合計画全体の調整	
2月 5日	総合計画策定委員会	第一次身延町総合計画原案の確定
3月19日	身延町議会定例会	基本構想議決

3. 用語の解説

● あ行

※ICT

IT（情報技術）にCommunication（コミュニケーション）を加えた表現です。ITインフラの整備から情報を「いつでも、どこでも、何でも、だれでも利用できる社会」に移行する中で、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増すことから、ITに代わりICTが用いられています。

※新たな土地利用需要

高速道路の波及効果をいかすための居住、商業・業務機能の整備、事業所立地の促進など産業振興、観光・交流などの機能整備に対応する施設等の用地需要が展望されます。

※インショップ

量販店やスーパーの中に入っている店舗ことで、ここでは産地からの直売所を意味します。新鮮な野菜等の産地直送で生産者と消費者を直接結ぶ販路の一つです。

※ウェブサイト

インターネット上で、様々な情報を掲示・提供しているものの総称です。

※エコツーリズム

特有の自然や生活文化についての知識を得て、体験や学習等をする旅です。実地での体験や学習を通じて、自然や文化の保護の意識、資源の持続と保全への責任をはぐくむことが特色です。身延観光振興ビジョン（平成18年3月）では、エコツーリズムの展開を重点の一つとしており、身延町商工会を中心に試験的なツアーの実施やエコツーリズム事業を主催する事業組織の設立などが動き出しています。

※NPO

Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の頭文字をとったもので、通常、民間非営利組織と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、通常は収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にしていきます。1995年に起きた阪神大震災で、NPOの活動が社会の注目を集め、それをきっかけとし、1998年12月1日に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。

● か行

※観光プログラム

観光交流客の増加を図るため、季節や客層、活動種と時間などを考慮して、地域で提供できる体験や学習の活動メニューを組み合わせて企画開発し、商品化することです。

※京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都市で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書です。本町においても「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、京都議定書で定めた二酸化炭素等排出量の大幅な削減目標（1990年比マイナス6%）の達成に向けた取り組みを行っています。

※グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。平成13年4月から、グリ

ーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

※グリーン・ツーリズム

農山村でゆっくりと滞在することを目的とした旅であり、作物栽培・収穫などの農作業や自然とのふれあいなど、農村での生活を体験する余暇活動のことです。

※グループホーム

グループホーム：高齢者や障害者などが介護スタッフとともに地域の中で自立的な共同生活をする施設です。一般的には、少人数で家庭的な雰囲気を持って共同生活を営み、各人の能力に応じて食事の支度や掃除・洗濯などの役割を担います。

※建設発生土を活用した新たな土地開発

中部横断自動車道の建設工事による建設発生土及び処理地を活用して、住宅地整備などの居住、商工業・業務関連の事業所立地、観光・交流を促進する開発等が考えられます。

※合計特殊出生率

期間合計特殊出生率のことで、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値に相当します。

※コミュニティ・ビジネス

地域課題の解消に向けて、既存の行政や企業などでは対応しにくい事業を地域住民自ら起業していく有償でおこなう事業であり、地域の需要対応型の小規模ビジネスです。事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO 法人、組合、会社など事業を担う組織形態は多様です。国や県においても、コミュニティ・ビジネスを支援する体制が強化されつつあります。

※コミュニティプラザ機能

窓口サービス等の支所機能と住民の地域づくり活動の支援機能とともに、活動の交流や集会の場、活動組織等の事務所などを備えた地域拠点のことです。

● さ行

※三位一体改革

国庫補助負担金の改革、財源移譲を含む財源配分の見直し、地方交付税の見直しの三つを内容として、国が進める財政改革のことです。

※新合併推進構想

山梨県では新市町村合併特例法に対応し、2009 年度までに県内（現在 29 市町村）を 18 市町に再編する組み合わせを示した合併推進構想（平成 18 年 3 月）を公表しています。

※新直轄方式

道路公団の民営化後の新会社による整備の補完措置として、国が高速道路を整備するため導入された制度です。国が 4 分の 3、地方（都道府県）が 4 分の 1 の割合で事業費を負担し整備するもので、通行料金は原則無料となります。

※スローフード

大量生産・大量消費の経済の発展に伴い、ファーストフードに代表される画一的な工業製品の食が拡大し、地域独自の食文化が失われつつある中で、地域が保有する食材や伝統的な料理などを見直し、風土に根ざした新鮮で安心できる健康的な食べ物を大切にし、それを継承するとともに、ゆっくり食べるなどコミュニケーションを大事にした食事などを総称して、スローフードと言われています。地産地消との関連、食育との関連も深い取り組みであると

ともに、スローライフと言われているように、生活の在り方そのものを見直す運動となっています。

※ゼロエミッション

排出物（エミッション）を限りなくゼロに近づけることにより、「循環型社会」を構築しようという考え方です。廃棄物や廃熱として捨てられているものを産業資源として活用して、全体としていかなる形の廃棄物も生み出さない姿です。

※戦略プロジェクト

戦略とは、長期的な観点から目的や成果を達成するために対処することであり、プロジェクトとは、特定目的を達成するための企画や計画事業を意味します。ここでは長期的なまちづくりの観点から将来像の達成に深く結びつく施策群のことを表します。

● た行

※地域ポータルサイト

ポータルサイトは、インターネットへの入り口を意味し、地域の生活や産業などに関する多くの様々な情報をより円滑に提供していくために、検索機能などを充実した、総合的な地域情報の発信基地となるウェブサイト（インターネット上で、様々な情報を掲示・提供しているものの総称）のことです。地域情報発信基地にふさわしいメニュー項目や双方向型などの仕かけ、情報の充実・鮮度を維持することが重要になります。

※チャレンジショップ

活力と賑わいのある商店街づくりのため、商業団体や商業者等が借り上げた空き店舗を利用して、新たな業種などを誘致したり、出店して営業することです。

※超高齢社会

国連の報告書等で使用されていることから一般的になった用語で、高齢化社会＝高齢化率7%～14%、高齢社会＝同14%～21%、超高齢社会＝同21%～とされています。なお、日本は昭和45年に高齢化社会に、平成14年の時点で高齢社会に至っています。

※地理情報システム

自然・社会・経済などの様々な地理的な情報データを統合して処理、管理、分析し、その結果を表示できるシステムでGIS（Geographic Information System）と言います。各種の情報を重ね合わせて、目的にあわせた高度な処理が可能になります。

※東海地震

静岡県西部・駿河湾一帯を震源とするプレート型地震で、マグニチュード8クラスの強い揺れが起り、大きな被害が起きると想定されています。本町は震源とされる駿河湾に地理的に近く、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されています。

※東海地震による被害想定

平成17年5月に公表した山梨県独自の被害想定をまとめたもので、駿河湾一帯を震源域とするマグニチュード8の地震が発生したと仮定し、冬の朝5時、春秋の正午、冬の夕方6時の3ケースを設定して、人的被害、建物倒壊、火災などの被害を想定しています。

● は行

※パークアンドレールライド

車交通混雑の緩和や公共交通機関の利用を促進するため、鉄道駅周辺に駐車場を確保して、鉄道への乗り換えを利便化する方法です。

※ハイウェイオアシス

高速道路のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)と連結されている道路区域外の都市公園や地域振興施設等を含めた総称です。高速道路利用者のみならず、一般道路からも利用できる形態です。

※バイオマス

石油等の鉱物資源ではなく、木材をはじめ、生ごみ、紙などの生物資源のことを意味します。

※ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらに避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されているものです。これを利用することで災害発生時に迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減に非常に有効であるとされています。

※パブリックコメント制度

パブリックコメント制度：意見提出手続きのことで、行政が政策や計画等を立案するに当たり、素案を公表して、住民等の関係者に意見を募集し、政策などの決定に反映させるという制度です。

※バランスシート

貸借対照表のことで、地方公共団体においては、基準日現在で市町村が保有する資産（施設や道路などの財産）、負債等の状況を総括的に表示した報告書です。

※PFI

Private Finance Initiative の略で、これまで国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のことです。公共施設を民間主導で建設・運営することで、建設費のコストダウンや公共サービスの効率化を図り、財政負担を削減することがねらいです。平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（PFI推進法）」が制定されています。

※P D C Aサイクル

政策形成・計画立案（PLAN）、計画の実施（DO）、実施した結果や成果の評価（CHECK）、評価に基づく改善（ACTION）を繰り返す循環を意味し、この循環でマネジメントを行う行政運営システムの基本です。

※ビオトープ

生き物の生息空間を意味し、生物が生息できる自然環境を備えた場所のことです。なお、ビオトープ型公共事業とは、生物が棲める生態的空間に配慮した建設工事などの公共事業のことを表します。

※フィールドミュージアム

地域の個性ある資源・施設を体験や学習の場としてネットワークし、地域全体を屋根のないミュージアム（博物館や美術館）として活用する考え方です。体験や学習の解説・案内者の提供が重要になります。

※富士山火山災害への対応

富士山火山防災に関連して、本町では富士北麓地域7市町村で構成する富士山火山防災協議会において、富士山火山防災に関するガイドブックを作成しています。また、山梨・静岡17

市町村でつくる環富士山火山防災連絡会に参画し、相互応援協定などにより非常時に備えています。

※プロードバンド

従来のアナログ電話回線に比べて、より快適なインターネット利用環境となる常時持続可能な高速大容量インターネット接続のことです。

※ブログ

ウェブログ（weblog）を略した言葉で、ホームページの一種でインターネット上に残される記録を意味します。無料サービスの編集ページを利用し、初心者でも簡単に掲示板に書き込むような感覚でホームページが作れることから、急速に広まっています。

※ポケットパーク

道路整備等に伴って生まれた空き地や道路沿いのわずかな土地につくる小さな広場のこととで、地域の人の気軽な憩いの場となります。

● や行

※ユニバーサル・デザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることが基本コンセプトです。

※幼保一元化

文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育園の2つの機能の一体化を意味します。「認定こども園法」（正式名称「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」）が2006年10月に施行され、少子化対策などの諸問題を解決する具体策として、幼稚園・保育園両方の機能を併せ持つ総合施設「認定こども園」の整備が各地で進められています。

● ら行

※林業経営体

保有山林面積が3ha以上で、育林または伐採を行っている者、または委託を受けて育林や素材生産を行う、もしくは立木を購入して素材生産を行う者を意味します。

※歴史文化資料のデジタル化

自然や歴史文化等の紙文書、マイクロフィルム、写真などの資料をコンピュータ処理に対応する電子化を行って保管し、インターネット上での公開などに備えることです。

● わ行

※ワーキングホリディ

本来は働いて生活費を補いながら海外での生活を体験できるシステムのことですが、例えば、農業や農村に関心を持ち、農作業をしてみたいと希望する人たちを、地元の農家が受け入れ、寝食をともにしながら農作業を体験する活動も意味します。1ターン等による新規就農にもつながるものとして取り組まれています。

※ワークショップ

地域の課題に応じて、地域に関わる多様な立場の人々が参加し、共同作業を通じて研究や検討活動、計画づくりなどを進めていく方法です。

「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）



**第一次身延町総合計画
基本構想・前期基本計画**

平成 19 年 3 月
発行／身 延 町
〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350
TEL 0556-42-2111(代表)
<http://www.town.minobu.lg.jp/>



身延町役場

〒409-3392

山梨県南巨摩郡身延町切石350

TEL : 0556-42-2111

FAX : 0556-42-2127

<http://www.town.minobu.lg.jp/>

